

參考資料

目次

参考 1	開催要綱	参考-1
参考 2	開催状況	参考-5
参考 3	規制改革実施計画	参考-10
参考 4	情報通信行政に対する若手からの提言	参考-14
参考 5	ヒアリング資料等	参考-17
(1)	曾我部真裕 京都大学大学院法学研究科教授 (資料 2-2)	参考-18
(2)	多賀谷一照 千葉大学名誉教授 (資料 3-2)	参考-28
(3)	宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (資料 3-3)	参考-33
(4)	鈴木陽一 東北文化学園大学工学部教授 (資料 4-2)	参考-40
(5)	一般社団法人日本民間放送連盟 (資料 2-3、資料 11-1、第 8 回会合参考資料 3)	参考-46
(6)	日本放送協会 (資料 2-4、資料 9-2)	参考-56
(7)	株式会社フジ・メディア・ホールディングス (資料 4-3)	参考-73
(8)	株式会社テレビ朝日ホールディングス (資料 4-4、資料 6-1)	参考-77
(9)	規制改革実施計画に係る放送事業者へのアンケート結果概要 (資料 2-1)	参考-85
(10)	放送事業者との意見交換の結果について (資料 7-1、資料 8-1)	参考-89
(11)	マルチスクリーン型放送研究会放送局有志 (資料 5-2)	参考-93
(12)	東芝インフラシステムズ株式会社 (資料 8-4)	参考-96
(13)	日本電気株式会社 (資料 8-5)	参考-105
(14)	アマゾンウェブサービスジャパン合同会社 (資料 9-3)	参考-114
(15)	株式会社日本デジタル放送システムズへのヒアリング結果 (資料 10-3)	参考-134
(16)	株式会社エフエム東京 (資料 9-1)	参考-138
(17)	一般社団法人日本新聞協会 (資料 5-1)	参考-144

参考 1 開催要綱

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」開催要綱

1 背景・目的

ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、「規制改革実施計画」や「情報通信行政に対する若手からの提言」（令和3年9月3日 総務省情報通信行政若手改革提案チーム）も踏まえつつ、中長期的な視点から検討を行う。

2 名称

本会は「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」と称する。

3 検討項目

- (1) デジタル時代における放送の意義・役割
- (2) 放送ネットワークインフラの将来像
- (3) 放送コンテンツのインターネット配信の在り方
- (4) デジタル時代における放送制度の在り方
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務大臣の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が、同局情報通信作品振興課、放送技術課、地上放送課及び衛星・地域放送課の協力を得て行うものとする。

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」構成員名簿

(敬称略・座長を除き五十音順)

<構成員>

(座長)	みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
	いづか るみ 飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センター ICTリサーチ&コンサルティング部 シニア・リサーチディレクター
	いとう すすむ 伊東 晋	東京理科大学 名誉教授
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	おく りつや 奥 律哉	電通総研 フェロー
	おちあい たかふみ 落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
	たき としお 瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード 執行役員 CoPA Fintech 研究所長
	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	はやし しゅうや 林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学大学院工学系研究科 教授
	やまもと たつひこ 山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
	やまもと りゅうじ 山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

計12名

<オブザーバ>

日本放送協会
一般社団法人日本民間放送連盟

参考 2 開催状況

**「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」
開催状況**

○第1回（令和3年11月8日（月）10:00～）

- (1) 開催要綱案の確認等
- (2) 放送を巡る現状
- (3) 構成員からのプレゼンテーション
- (4) 放送の将来像と制度の在り方に関する論点案等
- (5) 意見交換
- (6) その他

○第2回（令和3年12月6日（月）13:00～）

- (1) 規制改革実施計画に係る放送事業者へのアンケート結果
- (2) ヒアリング
 - ・ 曾我部真裕 京都大学大学院法学研究科教授
 - ・ 一般社団法人日本民間放送連盟
 - ・ 日本放送協会
 - ・ 株式会社TVer
- (3) 放送コンテンツの効果的なネット配信に関する取組
- (4) 質疑応答
- (5) 意見交換

○第3回（令和3年12月15日（水）14:00～）

- (1) 構成員からのプレゼンテーション
- (2) 質疑応答①
- (3) ヒアリング
 - ・ 多賀谷一照 千葉大学名誉教授
 - ・ 宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- (4) 質疑応答②
- (5) 意見交換

○第4回（令和4年1月24日（月）10:00～）

- (1) マスメディア集中排除原則に係る現状
- (2) ヒアリング①
 - ・ 鈴木陽一 東北文化学園大学工学部教授
- (3) 質疑応答①
- (4) ヒアリング②

- ・株式会社フジ・メディア・ホールディングス
- ・株式会社テレビ朝日ホールディングス
- (5) 質疑応答②
- (6) 論点整理の方向性
- (7) 作業チームの開催案
- (8) 意見交換

○第5回（令和4年2月16日（水）10:00～）

- (1) ヒアリング
 - ・一般社団法人日本新聞協会
 - ・マルチスクリーン型放送研究会放送局有志
- (2) 質疑応答
- (3) 認定放送持株会社の出資状況
- (4) 地上民放テレビ事業者の自社制作番組の状況
- (5) 論点整理の方向性
- (6) 意見交換

○第6回（令和4年3月8日（火）13:00～）

- (1) ヒアリングの補足説明
 - ・株式会社テレビ朝日ホールディングス
- (2) 地上テレビジョン放送事業者が保有される議決権比率と自社制作番組比率の関係
- (3) 視聴者の視点による県域放送と広域放送の特徴
- (4) 論点整理の方向性
- (5) 意見交換

○第7回（令和4年3月14日（月）16:00～）

- (1) 放送事業者との意見交換の結果報告
- (2) 論点整理案
- (3) 意見交換①
- (4) 4月以降の主な検討事項案
- (5) 意見交換②

○第8回（令和4年4月15日（金）13:00～）

- (1) 放送事業者との意見交換の結果報告
- (2) 4月以降の主な検討事項（案）及びスケジュール（案）
- (3) ヒアリング①
 - ・日本放送協会

- (4) 質疑応答①
- (5) ヒアリング②
 - ・ 東芝インフラシステムズ株式会社
 - ・ 日本電気株式会社
- (6) 質疑応答②
- (7) 「共同利用型モデル」について
- (8) 意見交換

○第9回（令和4年5月13日（金）10:00～）

- (1) ヒアリング①
 - ・ 株式会社エフエム東京
- (2) 質疑応答①
- (3) ヒアリング②
 - ・ 日本放送協会
 - ・ アマゾンウェブサービスジャパン合同会社
- (4) 質疑応答②
- (5) 「共同利用型モデル」の方向性について
- (6) 意見交換

○第10回（令和4年6月2日（木）16:00～）

- (1) ヒアリング
 - ・ 日本放送協会
 - ・ ヤフー株式会社
- (2) 質疑応答
- (3) 株式会社日本デジタル放送システムズへのヒアリング結果
- (4) 「共同利用型モデル」に関する取りまとめ案
- (5) 意見交換

○第11回（令和4年6月10日（金）10:00～）

- (1) ヒアリング
 - ・ 一般社団法人日本民間放送連盟
- (2) 質疑応答①
- (3) 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」からの報告
- (4) 質疑応答②
- (5) 検討会取りまとめ骨子案について
- (6) 意見交換

○第12回（令和4年6月24日（金）16:00～）

- （1）検討会取りまとめ案について
- （2）意見交換

○第13回（令和4年7月29日（金）16:00～）

- （1）検討会取りまとめ案に対する意見募集の結果
- （2）意見交換

参考 3 規制改革実施計画

規制改革実施計画

規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)のフォローアップ結果

1

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年 3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置 状況	評価 区分	指摘 事項
20	ローカル局の経営基盤強化	<p>a 総務省は、マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進める。特に、役員兼任規制の見直しなどのローカル局から直接要望のある論点に限らず、制作能力や設備面の集積や共用による、ローカル局の総合的な経営力・企画力の向上が可能となるよう、隣接県に限らない経営の連携等の枠組みなど、中長期的な放送政策の全体像を踏まえた施策を検討する。</p> <p>b 放送法(昭和25年法律第132号)の改正を前提として、NHKとローカル局又はローカル局同士での、放送設備やインターネット配信設備の共有化が進むよう、総務省はローカル局の要望等を踏まえつつ、NHKを含めた放送事業者間の協議の場が設けられるために、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a:令和3年度検討・結論</p> <p>b:令和3年度措置</p>	総務省	<p>a 総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。</p> <p>「論点整理」においては、「インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきである」とし、「特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携を可能とする観点」から、マスメディア集中排除原則の見直しとして、「認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃」や「地上テレビ放送の異なる放送対象地域(認定放送持株会社制度によらない場合)に係る規制の特例の創設」等の方針が示された。</p> <p>このほか、「論点整理」では、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域たる放送対象地域の見直しとして、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から、「希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべき」との方針が示された。</p> <p>b 民間放送事業者等の責務(放送対象地域において基幹放送があまり受信できるように努める責務等)の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の改正事項を盛り込んだ「放送法等の一部を改正する法律案」は第204回通常国会に提出したものの継続審査となり、その後、衆議院解散に伴い廃案になったところ、同内容を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に第208回通常国会に提出した。当該法律案は成立していないものの、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討を踏まえ、令和4年2月から、NHK、民間放送事業者、通信事業者等からなる「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、小規模中継局のブロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めている。</p> <p>また、総務省は、「日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」において、「インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること」に配慮すべきとした。</p>	<p>a 措置済</p> <p>b 措置済</p>	検討中	継続F	検討状況をフォロー。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分	指摘事項
21	放送のユニバーサルサービスの在り方	令和3年度の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結論を基に、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部をブロードバンド網に代替させることについて、コストベネフィット分析を踏まえた具体的な選択肢や、国民負担の軽減を考慮したあまねく受信義務・努力義務の在り方も含めて、検討を行う。	令和3年度検討開始、早期に結論	総務省	総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。「論点整理」においては、「人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を巡る環境が急速に変化する中において、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくべき」とし、小規模中継局のブロードバンド等による代替可能性について検討していくこととされた。令和4年2月から、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の調査結果も踏まえつつ、ブロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めているところ。	左記検討会及び作業チームにおいて、令和4年夏頃に取りまとめを行い、その後、令和6年度まで技術検証を行う検討。	検討中	継続F	検討会及び作業チームの検討状況を要フォロー。

【出典】 第13回規制改革推進会議(令和4年5月27日) 資料3「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」より抜粋

(参考) フォローアップにおける措置区分・評価区分について

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済 ……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中 ……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

— ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決 ……実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォロー ……現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善 ……制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

フォロー終了 ……上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの等)

【出典】 第13回規制改革推進会議(令和4年5月27日) 資料3「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」

II 実施事項

5. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション>

(8) Society 5.0 の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	デジタル時代における放送制度の在り方について	<p>a ① 総務省は、放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を始めとする放送設備の共用化、アウトソーシングや、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部のブロードバンド等による代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。</p> <p>② その際、人口動態等が収益にもたらす影響を踏まえて、コスト負担等を含めた実現可能性、将来的なアウトソーシングや設備保有法人等のコストの高止まり防止策、技術革新に対応できるガバナンスの整備を含めた具体的方策についても検討する。NHKと民間放送事業者との連携を推進し、民間事業者の設備維持、コスト負担の軽減にも資するように、適切な協力、インフラ整備への協力関係の構築を推進する。</p> <p>③ 上記のうち、ブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、結論を得る。</p>	<p>a: (①、②) 令和4年7月 検討・結論、 (③) 令和4年8月検討開始、令和6年度結論</p>	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	デジタル時代における放送制度の在り方について	<p>b 総務省は、上記を踏まえて、放送法(昭和25年法律第132号)の改正を含め、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル時代における放送の意義の変化を捉えて、現代において必要とされる放送の役割を定めつつ、地上波に限られない放送事業者のマスメディア集中排除原則や放送対象地域の見直しのほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。</p> <p>① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制(認定放送持株会社制度によらない場合)に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて検討し、措置する。</p> <p>② 放送対象地域の見直しについては、希望する放送事業者において複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度について検討し、措置する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報発信が確保されるように定量的な評価を行うための指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。</p> <p>c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信 等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>b: (前段、①、②前段) 令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、法改正を伴う場合は令和4年度内に法案提出、 (後段(①、②以外)、②後段) 令和4年度検討開始、令和5年結論、結論後速やかに措置・措置後も継続的にフォローアップ</p> <p>c: 令和4年度検討開始、結論時に期限を定めて措置</p>	総務省

参考 4 情報通信行政に対する若手からの提言

情報通信行政に対する 若手からの提言

～総務省2.0に向けたロードマップ～

(令和3年9月3日 総務省情報通信行政若手改革提案チーム)

情報通信行政に対する若手からの提言について ～総務省2.0に向けたロードマップ～

- 令和3年7月、総務省内に情報通信行政若手改革提案チームを立上げ。有志職員45名が参加、以下の6分野について提言。
- 提言を踏まえ、今後、組織・人材登用・働き方等に関する検討を実施。また、政策に関する提言については、来年度概算要求や審議会・有識者検討会等における検討に反映。

情報流通・横断分野

「ポストコロナ」における新たな政策課題に迅速かつ適確に対応するための「選択と集中」、体制強化を提言

- 情報収集・分析機能の強化
- 外部人材登用の推進
- 現場主義の徹底：総合通信局等との一層の関係強化
- 本省部局の体制強化：部局横断的にプロジェクトベースでアジャイルな取組を可能とするための組織改革

技術・国際

不安定で、不確実、複雑、曖昧化する社会に対応すべく、従来型に囚われない政策立案に向けた提言

- 技術開発・社会実装・国際展開を一気通貫で推進する体制・環境、スキームの構築
- 課題解決を指向したICT周辺技術の開発や未知領域に積極的にチャレンジ
- コア領域の戦略的な人材育成、国際関係業務における「顔の見える関係」の構築

通信・電波

通信・電波は戦略的基幹産業。ナショナル、ローカル、グローバルの3つの視座、攻めと守りの2つの切り口から提言

- より競争的でより透明な電波の割当て
- ブロードバンドのユニバーサルサービス化、災害に強いネットワークの構築
- ローカル5Gの推進、事例の共有・展開
- 安全保障の観点から宇宙・サイバー・電磁波(ウサデン)分野の取組を強化

放送

放送を取り巻く環境変化に対し、「これまで」、「今」、「未来」を見据えた提言

- 「頼れる」サービス：ネットワークの柔軟な管理、地域からの情報発信力の強化
- 「見たい」に応える：多様な視聴手段の取込み、新たなビジネスモデルの開拓
- テレビの枠を切り拓く：視聴データ等の積極的な活用 等

郵政

急速なデジタル化の中で、郵便局が必要とされ続けるための戦略を提言

- 郵便局版シャットベルケ：郵政グループが保有するデータ等の資源を活かし、地域インフラ事業に参入
- 郵便局活用型デジタル人材派遣：郵便局の場を活用して地方創生プロジェクトを主導
- 郵政行政ダイアログ：新たな対話の場の構築

組織風土・働き方

働き方改革や業務の見直し等について、情報通信行政に特有の観点から提言

- 業務環境の見直し：テレワークを前提としたオンライン化、省内LANのさらなる改善 等
- 人事制度改革：能動的なキャリア形成の支援、専門人材の育成強化 等
- 公平・公正な情報通信行政：業務知識や経験の平準化、民間企業等とのネットワーク構築 等

放送

- 我が国のメディア・コンテンツをリードし、公共的な役割も担ってきた「放送」を取り巻く環境は、スマートフォンの普及や動画配信プラットフォームの急進等により、急速に、不可逆に変化している。「放送」か「通信」かを意識せず、「好きなときに」「好きな場所で」「嗜好にあった」ものを視聴することが当たり前となる中で、これまでの「放送」の形態・ビジネスに囚われていては、国民・視聴者のニーズに応えられなくなることは明らかである。
- 総務省においても、これまで制度の見直しや更なる技術開発等に取り組んでいるが、提案チームは、「放送」の「これまで」・「今」・「未来」を見据え、①「頼れる」サービスの確保、②「見たい」に応えるコンテンツ力の発揮、③テレビの枠を「切り拓く」挑戦、の3本柱の下、これらの実現に資する具体的な取組を進めることを提言する。

1. 「頼れる」サービスの確保

「放送」は、送受信の双方が簡素な構成で、かつ広範囲をカバーできるため、災害に強く、身近なメディアとして、国民・視聴者に長らく信頼されてきたが、こうした公共的な役割は収益には必ずしも直結しないため、特に地方部において、その維持が困難になりつつある。

そこで、地域で「放送」が果たしてきた役割をあらためて認識し、**ネットワークの柔軟な維持管理や、持続可能な地域社会への貢献を通じ、より密接に地域で支え、地域の声に応えていく枠組みの構築が必要**である。提案チームは、こうした問題意識に対し、以下の取組を行うことを提言する。

- **放送ネットワークについて、複数の者の分担による整備・運用や、ブロードバンド網による代替等、柔軟な維持管理を可能とする仕組みを導入・促進する。**
- **放送が地域で培ってきたノウハウや制作力を一層活用し、地方公共団体や地場産業等との連携や担い手の育成・発掘等、地域社会からの情報発信の核となる取組を推進する。**

2. 「見たい」に応えるコンテンツ力の発揮

「放送」は、我が国の多種多様なコンテンツ作りを支え、視聴者の「見たい」に応え続けてきたが、インターネットの伸張に伴い、広告収入の減に伴う制作費の減や、海外プラットフォームによるコンテンツへの巨額投資の波も迫る中、その地位を脅かされつつある。

また、スマートフォン等で「好きなときに」「好きな場所で」「嗜好にあった」コンテンツを視聴することが当たり前となり、これまでの「放送」の形態では視聴者の「見たい」に応えられなくなっている。

そこで、これまで多種多様な放送事業者により培われてきたコンテンツ力を十分に発揮し、今の視聴者の「見たい」に応えられるよう、「**放送の枠に囚われない視聴機会の拡大やコンテンツ制作、新たなビジネスモデルへのチャレンジを推進するべき**」である。提案チームは、こうした問題意識に対し、以下の取組を行うことを提言する。

- **ブロードバンド化・モバイル化により多様化・一般化した視聴手段(スマホ、タブレット、パソコン等)／視聴方法(同時・見逃し・VOD等)の取り込みを加速する。**
- **海外でのコンテンツ展開や動画配信プラットフォームの活用等、コンテンツ力で勝負する新たなビジネスモデルの開拓につながる取組を支援する。**

放送(続き)

3. テレビの枠を「切り拓く」挑戦

これまで、「放送」は4K・8Kといった映像面で技術革新をリードしてきたが、「放送」「通信」の両方で高画質のコンテンツを視聴できるようになり、テレビ上においても、視聴者にその区別が意識されなくなりつつある。

他方、放送事業者にとって、「通信」の更なる活用を進めることは、「放送」で培ったノウハウや技術を活かし、マルチアングルやAR・VR等の最先端の映像や、番組を起点に「見たい」コンテンツ・情報・サービスを容易に引き出せる環境等、視聴者にテレビの枠を超えた可能性を示すチャンスであるとも考えられる。

そこで、**視聴者にとっての利便性を追求したサービスの進化・多角化を図り、これまでの概念を超えたテレビの姿を示すことが必要**である。提案チームは、こうした問題意識に対し、以下の取組を行うことを提言する。

- **視聴データや視聴者反応に基づく、コンテンツのレコメンドや制作への反映等、「通信」を積極的に活用した「放送DX」を推進する。**
- **番組に紐付くメタ情報等、関連データの充実・活用によるサービス間の連携強化や、多種多様なコンテンツ・サービスの利用を容易とするUIの進化等、テレビの「ポータル化」を推進する。**

さいごに

「放送」に関する提言は、民間企業からの出向者を含む係員級から室長級まで、多様性のあるメンバーで構成されたチームが、オンラインも活用しつつ、計5回の会合を通じて議論を重ね、作成されたものである。

その中で、メンバーの実感として共通していたのは、何らかの形で映像コンテンツは見ているものの、テレビの視聴が今のライフスタイルに合わなくなっていると感じている一方、ニュース・災害報道等については、その信頼感からテレビを見ることも多いということであった。

通信・放送の垣根がなくなっていく世界においても、これまで放送で培われてきたコンテンツの価値は、視聴者の期待に応える「強み」として引き続き存在し続けるはずであり、その期待に更に応えていくためには、**事業者と行政のそれぞれが、既存の枠に囚われることなく、時代の要請に応えるための変革を追求していくべき**である。議論を重ねる過程において、こうした各人の思いがあったことを付記し、本提言の結びとする。

参考5 ヒアリング資料等

(1) 曾我部真裕 京都大学大学院法学研究科教授
(資料2-2)

「情報空間」に対する政策的介入としての放送制度について

2021/12/6

曾我部真裕（京都大学）

プロフィール

曾我部真裕（そがべまさひろ）

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程（中退）、司法修習生（第54期）、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員長、情報法制研究所（JILIS）理事など。『情報法概説（第2版）』（共著、弘文堂）、『憲法Ⅰ 総論・統治（第2版）』『憲法Ⅱ 人権（第2版）』（共著、日本評論社）など。

Twitter @masahirosogabe

E-mail sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

agenda

はじめに 放送政策となにか

放送局の足腰の問題

情報空間について

情報空間への介入理由

情報空間への介入方法

情報空間への政策的介入としての放送制度

3

はじめに 放送政策とはなにか

- 放送政策は、個々の放送局あるいは放送業界そのものの保護を議論するものではない。また、放送政策は、放送だけのことを視野に入れて議論すべきものでもない。
- 放送は、**情報空間**の一部であり、放送政策の議論は、国として情報空間にどのように向き合うかという方針を議論するものである。
- これまでは、情報空間のうち、国の政策、さらには立法の対象となってきたのはほぼ放送だけである。
 - それは、放送が電波を利用して情報発信を行ってきたという事情による。
- 公共的な役割として、どのようなものを考えるかというのが放送政策のテーマの一部となるが、実は、日本ではこの点は深掘りされてこなかった。
- 重要なのは、様々な媒体の中でも放送は、政策的に設計する余地が大きいという特質があるということ。
 - 実際に番組を制作して放送するのは放送局という民間企業あるいは公共放送であり、そこにおける創意工夫、自発性は十二分に尊重する必要がある。
- **放送局の足腰の確保の問題**と、**担うべき公共的価値の再確認の問題**とに区分可能。

4

放送局の足腰の問題

- 基幹放送普及計画（放送法91条5項）の、考慮要素の1つとして、「**放送に関する…需要の動向**」（放送法91条3項）がある。
 - **放送事業は、需給調整に基づく参入規制がなされており、そこから生じる超過利潤をもって、公共的な役割を果たすことが求められている。**
- ところが、今日ではこうした図式が実感されなくなっている。そうすると、放送が担うべき公共的価値の再確認の前に、放送局の足腰をどのように立て直すのかということが課題となる。
- コスト削減のために壁となっている規制を緩和し、あるいは規制はないものの現実的には困難となっている壁を取り払うことを手助けすること。
- なんとと言っても**マスメディア集中排除原則の問題**。その功罪を掘り下げて検討する必要性を感じる。本検討会も一定の手直しを想定しているとのことだが、中長期的にはより立ち入った検討が期待される。

5

情報空間について 思想の自由市場

- 情報空間と関連する用語で、伝統的に使われてきたのは「**思想の自由市場**」（marketplace of ideas）。
 - 表現の自由を保障することによって、誤りが是正され、真実発見が促進されるわけだから、公権力は表現を規制せず自由に委ねるべきであるとするもの。
 - 20世紀初め以降、有力に支持されてきた。
- 当然ながら様々な批判もあった。
 - 1960年代から80年代ごろのテレビ全盛時代においては、マスメディアの独占があるだけであって、したがって、独占禁止法のアナロジーで公権力が介入すべきだという主張。

6

情報空間について 自由市場から情報空間へ

- いま見たような規制はそれほど実現しなかったが、思想の自由市場論批判の中で重要なのは、自由市場の独占は問題だとされたこと。表現の受け手、つまり公衆の利益に反する。
- 表現市場から多様な情報を受領することは、個人の自律や民主主義社会の維持にとって極めて重要。
 - こうした多様な情報を受領する利益は、「知る権利」と呼ばれる。
 - 情報の多様性を確保するための組織原理として、メディアの多元性。
- 表現の自由市場は文字通りの自由放任ではなく、多元性・多様性をその組織原理としなければならないという考え方。
 - ここにおいて、むしろ情報空間と呼ぶのがふさわしくなった。

7

情報空間について 自由市場から情報空間へ

- もっとも、自由市場から情報空間へと呼び名が変わったとしても、引き続き自由が原則。
 - 多元性・多様性を確保するための公権力の介入は、こうした送り手の表現の自由を規制する側面がある。
 - さらに言えば、公権力が介入しなくても、それなりに多様性は確保される。
- 多元性・多様性確保のために公権力が介入するためには、それなりの理由と、それなりの作法（条件）とが必要。
 - 送り手の表現の自由の規制に該当するようなものは、合憲性が慎重に審査されなければならない。
 - 送り手の表現の自由の規制とは言えない措置については、公権力はある程度自由にとることができる。ただし、それは民主的な決定に基づく必要がある。
 - 放送制度は、情報空間における情報の送り手の表現の自由を制約することなしに、情報空間に対して必要な情報を送り届けるための公権力による介入と見ることができる。

8

情報空間について 情報空間の多層性・複合性

- 情報空間は単数形で語れるものではなく、様々な性質の壁で囲まれた無数の空間が多層的に複合したもの。
 - 最も固く閉じたものとして、会員限定のオンラインサロンや、実社会でも固定メンバーでの会合。
 - すべての人々に開かれたマスメディアやソーシャルメディア。
 - しかし、マスメディアやソーシャルメディアは、形式上は開かれているといっても、実際の利用者には偏りがある。
- 開かれた情報空間については、次に見るような介入の理由からして、公権力の介入がありうる。

9

情報空間への介入理由

- 情報空間の「歪み」を正すための介入ということが1つの考え。ただ、「歪み」とは何かを判断することはなかなか困難で、何らかの**規範論**が必要。
- 従来議論として、放送に関して言われてきた**基本的情報**の提供論が参考になる。
 - **憲法の価値から出発する規範論**：基本的情報が何かということについては、個人の尊重と民主主義の観点から考えられるべきであり、抽象的に言えば、社会全体で共有されるべき情報が**基本的情報**。

10

情報空間への介入理由

① 生命・身体の維持

一般の需要が高いため、公権力の介入がなくても情報空間に十分に提供されると思われるが、不正確な情報が広まるとかえって健康被害が生じる。そのため、一定の規制がなされており、やはり過少に提供される恐れが高い。災害情報（放送法108条で義務付け）も需要は高いが、取材にはコストがかかることもあって、過少提供の可能性が高い。

11

情報空間への介入理由

② 社会の多様性、自律を助ける情報

教育情報は典型的に当てはまる。

たとえば、ドラマのようなものであっても、伝統的な男尊女卑社会の中で自律を目指す主人公の女性を描くドラマとか、性的マイノリティの葛藤を描く作品などは、当事者をエンパワーし、非当事者に社会の多様性を知らせることによって、民主主義の前提となる多様な社会や、個人の自律に寄与することになる。

もっとも、このカテゴリーの情報については幅が非常に広いので、どのようなものが過少提供になるのか、どこまで公権力の力を借りて情報空間に発信すべきなのかについては判断が難しい面もある。

12

情報空間への介入理由

③ 「国民」の維持

国民国家としての日本という観点からすれば、国民統合のため、国民全体で共有すべき「物語」が存在することが必要だという意見もあり得る。

伝統文化のほか、NHK番組でいえば、紅白、大河ドラマ、朝ドラ等々はこうした観点からも理解可能か。

他方で、もちろん、国民統合のための物語を公権力の手を借りて供給することの危険性を指摘する声もあるだろう。

やや異なるものとして、政治的な国民統合という観点もありうる。

- アメリカなどでは現実の問題となっているが、政治的な分極化が進み、政治的な傾向によって社会が分断されているような状況では、民主的な国民国家は維持困難となる。こうした状況に陥ることを防止すべく、共通の土台を作り出す必要性もあるかもしれない。

13

情報空間への介入理由

④ 民主主義の維持

典型的には報道番組であり、知られざる社会問題を広く知らせるドキュメンタリー等でもある。

民主主義社会において、国民が主権者としての役割を果たすことが可能になるような情報が提供される必要がある。そして、こうした情報はリスクが大きく、利益は小さいので、過少供給されがちであろう。

⑤ その他

産業政策的な観点から介入することはありうるが、これは憲法的な観点からは規範的に要請されるものではなく、表現の自由の不当な制約とならない範囲で許される

14

情報空間への政策的介入としての放送制度

- 情報空間への公権力の介入方法に様々なものが考えられる。方法によっては表現の自由の制約となる。他方で、少なくとも直接的には表現の自由の制約にはならない方法もあることから、効果との見合いで慎重に考慮する必要がある。
- これまで日本で行われてきた介入のうち、もっとも重要だと思われるものは、**放送制度**の創設。
 - 放送は、NHKのみならず民放にあっても、放送法1条に定める目的のもと、免許制度等によって担保された番組編集準則や調和原則を始めとする規律がなされている。
 - 番組編集準則は、総じて言えば、客観的で正確な情報を、政治的な偏りなくバランス良く伝えることに寄与してきた。
 - 番組基準は、BPOの判断の際に参照されるなど、一定の事実上の拘束力をもっている。
 - 調和原則は、いちおう、各ジャンルの番組を編成することを後押しするもの。
- このように、**放送局が制作する番組は、一定のクオリティが制度上担保されたものとなっている建前であり、これは他のいかなる媒体とも異なる放送の特徴**である。そして、これが基本的情報の提供の確保という情報空間の介入政策の目標に資するものであることは言うまでもない。

15

情報空間への政策的介入としての放送制度

- ただ問題は、放送という情報空間が極めて大きな包摂性をもっており、国民のほとんどがこの空間にコミットしていることを前提としていたところ、こうした前提が崩れつつあるのが現状である。そこで、放送局制作のコンテンツが、より広く流通することを確保することが課題となる。
- TVerはそうした試みの1つであるが、しかし、やはり放送されたものの見逃し配信、放送されたものの同時配信ということで、放送からみて従属的である。しかし他方で、**放送とは無関係にネット上でコンテンツ配信を行うようになると、放送での独占的地位が失われるため、放送と同様のクオリティは担保しにくくなるというジレンマ**を、少なくとも民放は抱える。
- これに対して、NHKにはこうしたジレンマは生じにくいいため、放送に従属しない、インターネット向けのコンテンツを提供することができる。前回、奥構成員から紹介のあった若者のカジュアル動画視聴のようなものも含め、インターネット特有のコンテンツ消費のされ方に対応したコンテンツをNHKが提供していくことにより、放送というサブ情報空間に閉じない情報提供が可能になるのではないか。

16

第1条【目的】

- ◆次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。
 - 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
 - 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

- ◆放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第4条第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第5条【番組基準の策定】

- 放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第6条【番組審議機関の設置】

- 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

参 考：放送倫理・番組向上機構（BPO）

平成15年(2003年)7月、NHKと民放連は、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」を共同で設立。BPOは放送法に基づく機関ではなく、放送事業者の自主的な取組により設立されたもの。

運営体制	放送倫理検証委員会	放送と人権等権利に関する委員会	放送と青少年に関する委員会
理事長：濱田 純一氏 (前東京大学総長) 理事9名 (NHK3名、民放連3名、外部3名)、 監事2名 (NHK1名、民放連1名)、 評議員7名	<ul style="list-style-type: none"> ○放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるための審理又は審議を行う。 ○虚偽の放送が行われた疑いがある場合は、調査・審理して「勧告」、「見解」等を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ○放送による人権侵害の被害を救済するため、苦情申立人と放送局とが相容れない状況にある苦情を審理する。 ○「勧告」又は「見解」を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年に対する放送番組に関する視聴者意見を基に審議する。 ○「見解」等や審議の内容、視聴者意見等を放送事業者に通知し、公表。

(本研究会第1回資料1-3)

(2) 多賀谷一照 千葉大学名誉教授
(資料3-2)

I ハードソフト一致体制の維持困難性

(現状)

―建前としてのハードソフト分離 <平成22年法改正>

基幹放送局提供事業者 (放送用無線局)

基幹放送事業者

―特定地上基幹放送事業者

実質的なハードソフト一致体制

放送設備を用いて、5千万世帯に同時再送信でコンテンツを提供する体制

1, ハードソフト一致体制の阻害要因

① 通信回線による動画像送信サービスの普及

放送用無線局以外による映像送信サービス (光ファイバー、4G)

若者がTV離れ

② ネット上のターゲティング広告

Youtube など

TV 広告を上回る収入

2 動画像送信サービス ⇒ 広告収入システムと定額制サービスとの共存、競争

―民放 タイム・スポット収入

視聴率10% 400世帯

多チャンネル化すると維持困難

―定額サービスの安定性

NHK 受信料

動画配信サービス (OTT) 全世界11億人

3 ネット上のターゲティング広告との競争

(テレビ)

―斉広告というマスメディア方式

県域・全国レベルでの斉広告 (撒き餌方式)

(通信システム)

Youtube などの無料広告

ターゲティング広告により、付加価値の高い顧客誘引が可能

県単位でのCM提供ではなく、広狭を自由に設定可能

II 放送サービスの今後のあり方

1, 年齢層と放送サービス

—60代—70代以上

死ぬまでTVを見続ける

—30—40代

TVを見ない、持たない

彼らから、現行的な意味でのNHK受信料を取ることはいずれ無理となる

2, 総合番組方式の限界

—60代以上と20代—40代の視聴動向は異なる

—無線局というボトルネックが無くなれば、多チャンネル化は必然

60代以上向けの放送と若者向けの動画配信に区分する必要

—若者向けサービスのあり方

シリーズ的番組

Netflixなど定額サービス(OTT)との競争

日本ローカル、個別ニーズ対応

名画面・メイキング・まとめ動画など

視聴者側からの投稿映像のアレンジ

3, 放送サービスの今後

—民放のビジネスモデル維持の困難性

地上波、衛星、通信回線を用いて、全国・首都圏サービスとして

キー局を含め、10社以上が「放送事業者」(ハードを持たない社も含む)

として番組を提供する体制にするのが望ましい

(広告収入、番販、定額サービスなど多様な収益構造)

—NHKの将来

—若者は見ない ⇒ 現行の受信料体制は無理

—公共放送の維持は必要

—方策 NHKを二分割(組織的もしくは機能的)

・スリム化した公共放送

ニュース・天気予報・児童番組など

義務的受信料で維持(現行より大幅に減額)

・ドラマなど他のコンテンツ放送事業

付加料金(選択的受信料)、番販、広告

III 地上ローカルと4K、動画送信(OTT)など通信サービス

1 地上波ネットワークの構造

—キー局とローカル局の系列構造 ⇔ 番組販売（他国）

番組提供

広告 ネット保証料

2 4K（8K）への対応

—地上波による4Kへの対応

技術的・経済的に非常に困難

—キー局系の衛星放送による4K

スポーツ番組、風景・各種祭事など

3、キー局の4Kにかかる選択肢

—地上波ハイビジョン・衛星4Kのハイブリッド体制の当面継続

—地上波ネットワークを維持しつつ、

衛星波4K、動画像通信サービスに参入する

—系列維持の困難性

地上ローカルはハイビジョンのみ

キー局（衛星4K）、OTTはより高画質な映像提供可能

地上ローカルに対するネット保証料は減少の方向

4、ローカル放送局とその延命策

—組織的方策

キー局の子会社となる

ローカル局同士の合併で延命を図る

系列局体制となる必要性は薄れる

県内同士、道州単位で合併して体力強化

（例）九州のローカル放送局 23社 過多

一つのローカル局が、複数のキー局の放送を同時再送信する体制

—コンテンツ

ローカルニュース

番販的にキー局・他地方局にそれなりの高額で提供

コンテンツは道州レベルで制作体制を取る

（県レベルで制作体制を取ることは、資金・人材的に困難）

IV 放送の将来

1 放送法制の限界

—基幹放送事業者

—一般放送事業者

(動画像送信を行う実質上の放送サービス)

TVer、Netflix、youtube 放送法制の対象外

(放送局概念)

「放送局」とは放送をする無線局をいう（放送法2条20号）。

有線による放送サービスは対象外

ハードソフト一致体制の伝統

これに対し、

(EUにおける「視聴覚メディア」概念)

無線サービスに限定せず、放送サービス（＝視聴覚メディア）を広義に捉える

伝統的放送のみならず、ネットでの放送類似サービスにもミニマム規律を掛ける

2 動画伝送など有線回線を用いた放送サービスの普及と規律の困難性

—電気通信事業法は、通信の中味には規律を及ぼさない

事業許可制の廃止

通信の自由

—放送法・電波法の対象外

外資規制の適用を受けず

—放送にかかる番組基準の適用を受けず

放送より、大衆誘導的なコンテンツを提供可能

民放TVの顧客を奪う可能性大

外国から文化侵略的な映像を流されても規制できない

外資規制の対象外

—EUなどの動向

最小限の品質規律（青少年保護）

OTT番組流入の量的規制

国内コンテンツ制作への投資の義務化

—わが国でも、何らかの規律を及ぼす必要性あり

第三のカテゴリー？

—一般放送事業概念に、動画像通信サービス（OTT）も含める可能性？

(3) 央戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
(資料3-3)

デジタル時代における 放送制度の課題について

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

2021/12/15

東京大学大学院法学政治学研究科教授

宍戸 常寿

放送の「公共性」

- 放送法は健全な民主主義の発達への貢献を放送に期待し、放送に携わる者の職責を規定
- 放送はこれまでのメディア環境を前提にして、
 - ①受信料を財源とするNHKと広告収入を財源とする民間放送によって（二本立て体制）
 - ②複数の放送局が安定的に（多元性）
 - ③地域に根ざして（地域性）
 - ④専門職能としての倫理に従い（ジャーナリズム・専門性）
 - ⑤多様で質の高い番組を制作・編集し放送（多様性・質の確保）として現実に国民の間に普及し、高度化してきた
- 同時・同報の信頼される基幹的メディアとして公衆(public)を包摂・形成＝放送の「公共性」
 - 災害放送等は、放送の公共性の要件ではなく帰結

今後の放送制度を考える視点

- 社会の変化と放送制度
 - 人口構造の変化：人口減少・少子高齢化・世帯数減少と単身世帯割合の増加
 - 地域社会の変容：都道府県単位の意義、県庁所在都市人口の比率増加、圏域などの広域連携
 - 「ひと」と「インフラ」：生産年齢人口の減少と獲得競争、インフラの老朽化と更新
 - 社会のデジタル化：デジタル空間の事象の報道、データジャーナリズム、若者世代のテレビ離れ
- 価値観の多様化とデジタル情報空間内の対立の激化
 - アテンション・エコノミー（山本龍彦）
 - 情報空間への介入の必要（曾我部真裕）
- 構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に「公衆」を形成するために、社会インフラとしての放送への期待は大きい
- 放送がそのような期待に応えられるようにすることが今後の放送制度の論点

- 国民の間に広く普及
- 視聴者・社会の側のコスト小
- 多角的な主体による社会生活の基本的情報の供給
- ジャーナリズム

2

公共放送について

- 放送諸課題検での検討
 - 第一次とりまとめ（2016年）：NHKの業務・受信料・経営の三位一体
 - 受信料制度最高裁大法廷判決（2017年）
 - 第二次とりまとめ（2018年）：常時同時配信、ガバナンス改革
 - 放送法改正（2019年）
 - 公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（2020年）：繰越剰余金の受信料への還元、中間持株会社、民事上の担保金と割増金
 - 放送法改正案（2021年）
- 同時配信等のデジタル活用の遅れが国民の知る権利やデジタル情報空間にもたらした影響とその反省が必要

3

公共放送について

- 今後の公共放送制度の方向性
 - 地上・衛星総合受信料化→3波で公共放送の役割を実施
 - 同時配信の本来業務化→デジタル情報空間における基本的情報の供給をユニバーサルサービスとすることを明確化しその責任を負わせるべき
 - 同時配信の受信を認証された端末を受信契約対象にする→いわゆる全世帯負担金はNHK以外の主体も基本的情報の供給を実効的に担っている現在において過剰
- 受信料制度
 - 二元体制を核心とする放送制度の機能をデジタル情報空間において実現するためのものとして、位置づけを明確化し、理解増進に取り組むべき
→NHKの民放への協力の努力義務に対応
- NHKグループ全体のガバナンスの強化
 - 特に業務と受信料の一体的改革を担う経営委員会のガバナンス・説明責任の強化

4

放送ネットワークインフラについて

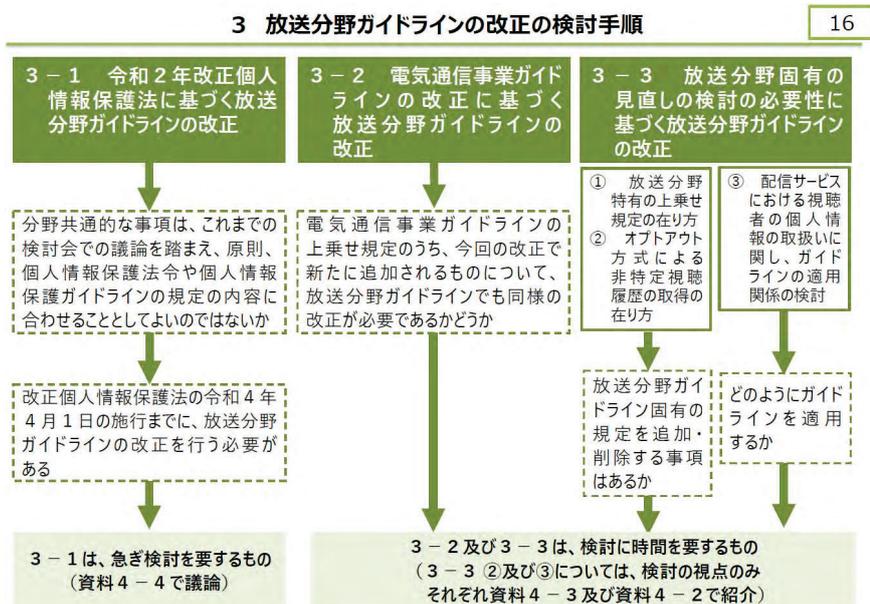
- 過疎化も進む中で、放送事業者があまねく義務をこれまでと同様に達成することは困難になりつつある
 - 区域内の同時・同報が放送の役割の前提であり、放送事業者であり続けようとする以上、その安易な緩和や負担転嫁は問題
 - マスター設備のクラウド化等、事業者の努力を後押しする施策が必要
- ハード・ソフト分離の促進
 - インフラとしての放送維持のための社会的コストの総量削減に資する
 - もっぱらハードのみを扱う基地局事業者が地域で安定的に運営できるか
 - ハード・ソフト一致事業者にソフト事業者が配信を委ねる際の競争上の問題
- ブロードバンド代替
 - 小規模中継局の代替として期待される選択肢
 - 有線ブロードバンドの基礎的電気通信役務化が検討されているが、その品質基準（名目速度）からみて、追加的な対応が求められるかは要検討
 - 追加コストを放送事業者で負担する必要

5

県域免許制度について

- いわゆる放送三原則について
 - 放送の自由は国民の知る権利に奉仕するための自由→基本的情報の供給と放送の多様性が要請される
 - 放送の多元性・地域性は上記要請を達成するための二次的なもの
 - 放送の地域性は地域社会及び県単位での広告市場の存在を前提
- 放送の地域性の再定義
 - 圏域、広域連携等の地域社会の変化→放送の区域の柔軟化
 - マスメディア集中排除原則→デジタル情報空間を前提にすれば、緩和が適切だが、地域情報の取材報道の意義に鑑み、一定の規律が必要ではないか（地域情報の割合を公表する等）
 - 番組審議会の活用等、地域社会により深く放送が根を下ろすための方策の検討

視聴データの利活用について



視聴データの利活用について

主な論点 (これまでの検討会でのご議論や事務局に寄せられたご意見をまとめたもの)

5

① 「公正競争」の確保の観点

- 1 視聴データの活用はネットビジネスの収益構造の急所に当たり、この点でグローバルプラットフォーム等と比べて手足が縛られてしまうと、ただでさえ規模の面で劣る放送事業者の同時配信等は、勝者総取りになりやすい市場で撤退に追い込まれ、かえって大手の寡占化を助長するのではないか。このような大手の寡占化は、視聴者の選択肢を狭め、視聴者利益の観点からも、望ましくない事態をもたらすのではないかと。(グローバルプラットフォームをめぐる競争政策上の問題提起が世界的になされている中で、逆行した議論になっていないか。)
- 2 視聴者保護のため放送の同時配信等に上乘せ規律を課す必要があるというなら、少なくとも、グローバルプラットフォーム等に対しても、当該上乘せ規律を平等に課すべきではないか。

② 「安心安全」の保護の観点

- 1 放送番組のネット配信は、放送で培ったコンテンツを複数の媒体をもって放送・配信しているという側面を有しており、また、そうであるがゆえに、当該放送番組を放送で視聴する場合と同様に、(視聴履歴から要配慮個人情報(政治的信条、病歴等)をひそかに推知されたりせずに)老若男女の誰もが安心して視聴できる「放送」に準じたものであるはずだという視聴者の期待と信頼があるのではないかと。
- 2 視聴者からみれば、(NHKプラス等の)「放送」の契約者が利用することを前提としたネット配信は、放送と一体として1つのサービスとして認識されているのではないかと。
- 3 視聴者からみれば、同時配信等であっても、一般のネット配信と同様に、スマホ、PC、テレビ等において、アプリやブラウザを起動して視聴するものでしかないかと認識されているのではないかと。
- 4 視聴者からみれば、テレビ受信機の電源を入れるだけで受動的に視聴可能な放送とは異なり、同時配信等であっても、視聴者自ら能動的に見たいコンテンツを探すネット配信と同等のサービスとして認識されているのではないかと。
- 5 これから到来するであろう本格的なネット配信時代においても、「放送」が果たしてきた役割に準じた役割、すなわち、(視聴履歴から要配慮個人情報(政治的信条、病歴等)をひそかに推知されたりせずに)老若男女の誰もが安心して視聴できるという「信頼」を寄せることができるサービスを、今後とも、社会全体として何らかの形で確保していく必要があるのではないかと。

- 視聴データと放送の特性に応じた固有のデータガバナンス体制の構築が、放送事業者及び業界に求められる

放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会(第4回)資料

8

放送ジャーナリズムと説明責任について

- 放送が社会の変化から取り残されていないか
 - 諸課題検基盤強化検討分科会ではSDGsや「攻めのコンプライアンス」のためのガバナンスについても議論
 - 放送事業は事業規模に比して影響力が強いが故に国民の関心を引きやすく、また、公的部門や他の民間部門を報道・批判する立場にあるだけに一層、自覚的な取り組みが必要
 - 番組と経営の両面において、性別・世代等の多様性とその包摂へ向けた配慮が(他の業種・企業に向けて)欠けていないか、番組編集の自律や経営の自由を楯にせず、見直していくことが必要ではないか
- 放送制度については政府、番組編集等について放送事業者が、情報空間全体を見通して説明責任を履行していくことが必要ではないか
 - 「放送の価値向上・未来像に関する民放連の施策」の取組
 - データ、エビデンスベースで、放送の役割がデジタル情報空間でどの程度達成されているのかの「見える化」の取組が必要ではないか

9

(参考) 放送の役割等について

- WBU Broadcasters' Declaration (2004年) https://www.itu.int/dms_pub/itu-s/md/03/wsis/c/S03-WSIS-C-0019!!PDF-E.pdf
 1. Communications technology is not an end in itself; it is a vehicle for the provision of information and content
 2. Freedom of expression, freedom and pluralism of the media and cultural diversity should be respected and promoted
 3. The electronic media have a vital role to play in the information society
 4. Television and radio are crucial for ensuring social cohesion and development in the digital world
 5. Information should remain accessible and affordable to everyone
- Brussels Declaration; Public broadcasters and international organisations call for press safety (2021年) <https://www.vrt.be/en/over-de-vrt/news/2021/09/30/brussels-declaration-public-broadcasters-and-international-orga/>
 1. We improve the safety of journalists and other media staff
 2. We stand up for the independence of public broadcasters
 3. We encourage well-informed democratic debate
 4. We support a strong and diverse news media landscape
 5. We promote diversity, fairness and inclusion within our own organisation and in the society we serve

(4) 鈴木陽一 東北文化学園大学工学部教授
(資料4-2)

レジリエントな社会を目指す観点から ネット時代の放送を考える

東北文化学園大学教授
鈴木陽一

略歴 会津若松生まれ，幼少時から仙台に在住。工学博士(1981, 東北大学), 東北大学電気通信研究所教授(～2018年度), 情報シナジー機構長等を歴任, 名誉教授。NICT特別招へい研究員, 耐災害ICT研究センター長(2017～20年度), 現R&Dアドバイザー。今年度から現職。

文科省情報科学技術委員会委員(2005～11)。総務省情報通信審議会委員(2009～16), その間 ITU部会長, 情報通信技術分科会長代理等を経験。平成28年文部科学大臣表彰。電子情報通信学会, 日本VR学会, 米国音響学会フェロー。日本音響学会学術委員長, 会長等を歴任, 現名誉会員。

主な研究プロジェクト: 音情報の高信頼高品質ネットワーク通信技術の開発 (SCOPE), マルチモーダル感覚情報の時空感統合 (科研費特別推進研究), 多様な通信・放送手段を連携させた多層的な災害情報伝達システムの研究開発 (H23総務省第3次補正予算によるICT重点技術の研究開発プロジェクト)。

1

災害時の放送を考える

2

レジリエントで安全・安心な社会の構築

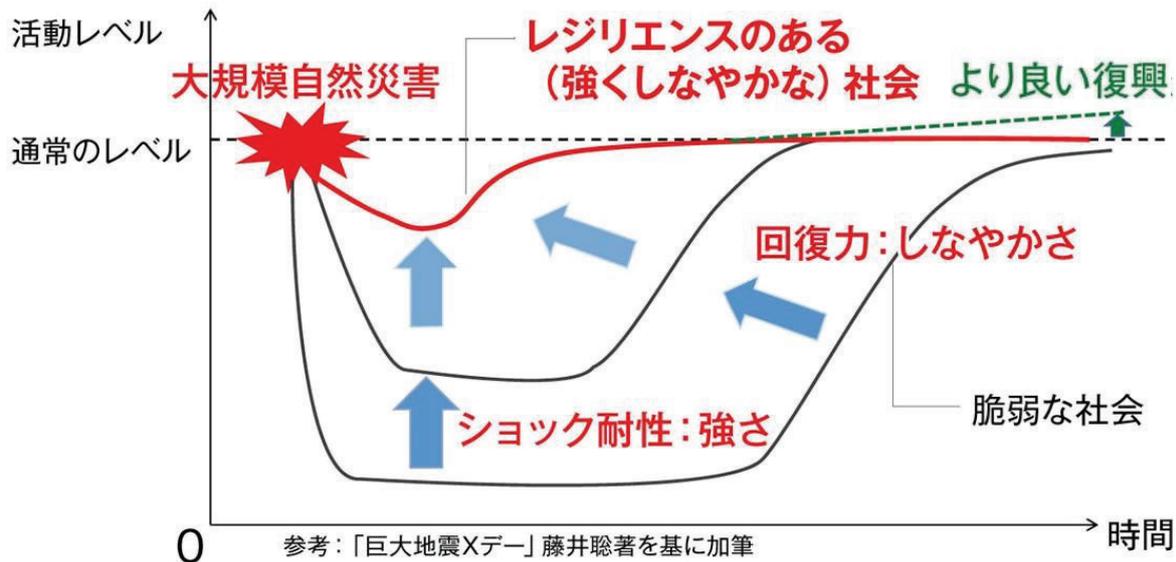
- レジリエント/レジリエンス (resilience) とは*
 - 工学: バネなどの弾性を示す技術用語
 - 心理学: 1950年代～アメリカの心理学研究で
 - 個人がいかにストレスを乗り越えられるか(精神的回復力)を示す用語
 - 現在, 社会, 経済, 政治などへ広がっている

「困難な状況から回復する能力」「対応力」「適応力」「弾力性」...

- 4段階の過程モデル
 - ショックへの準備, 心構え
 - ショックに対する抵抗
 - 再構築と危機的状況への終止符
 - 回復(復興)の強化
- “レジリエントで安全・安心な社会”は, 第6期科学技術・イノベーション基本計画[†]の重要なキーワードの一つ
- その実現に向けたレジリエントな災害・非常時対応システムの要諦
 - 平時から, 時間経過とともにニーズとリソースが動的変化する環境に適応し, レジリエントに求められる機能を継続的に提供できること
 - ショックへの高い耐性, 持ちこたえるしなやかさ(韌性), 強い回復力
- 放送もレジリエント化を進める必要がある

レジリエントな災害対応・国土強靱化

- 大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくこと



強靱な社会のイメージ

内閣官房国土強靱化推進室

レジリエント社会の視点から

ネット時代の放送を考える

- ネット経由では、放送波で果たす役割の全てが果たせないことを意識して考えるべき（例：緊急地震情報、輻輳、遅延など）
- しかしネット時代に何も対策を講じなければ、ごっそり視聴者がテレビから違う領域に移ってしまい、これまでに培ってきたテレビの価値観が根こそぎ失われる可能性がある
 - ∴ ネット配信の悪い面ばかり取りたて、思考停止してしまうと大変なことに
 - ネット配信については、コストや普及の実現性、普段使いしてもらえるか等との兼ね合いで品質の低下をある程度許容してよいのではないか
- むしろ、ネット配信については、災害時を含めた公共的機能を最低限、果たし得る体制を確保しておく必要がある
 - 次善の策と割り切り、放送と比較して6～8割がけであったとしても
- 放送への思いと期待
 - 放送は、災害や非常時情報伝達において、耐久性、持ちこたえるしぶとさ、回復力を強化するために必須のメディア
 - 混乱の中で（あるいは平時でも）多種多様な情報が行き交う中、「信頼」という背骨の通った情報は必須
 - その中で放送（局）はジャーナリズムを担う社会的共通資本（公器）として、強い取材力、情報収集力に裏打ちされた高い信頼性を有する
 - これを保持、さらなる強化を図ることは国家強靱化の視点からも重要
- テレビの力がある今のうちから取り組んでおく必要がある！

災害時・非常時の放送への思いと期待 (1)

- 基本姿勢：普段使いができていてこそ災害時・非常時にも役立つ
 - 普段からのTV放送ネット配信は災害時・非常時の情報提供メディアとしてあり続けるために喫緊の課題
- 必要な情報の種別・粒度の変化への対応が重要
 - 発災前後で必要な情報の種別，粒度（含 地域性）がダイナミックに変化
 - 放送は，個人・狭い地域から全国民・全国まで多種多様な情報（コンテンツ）づくりに長けたメディア
 - 平時から，必要な情報が必要なときに得られることが重要
 - 放送は整理された情報発信ができ，かつ一定の双方向性を有する
 - 対して，ネット情報は有用だが（履歴等から勝手に）与えられる情報だけでは不充分
- したがって，地域性の考慮がますます重要
 - ネット配信の本格化に伴い放送の地域性確保を真剣に考えることが必要
 - 逆にキー局でも「地域情報提示」の意識を！
 - キー局の全国ネット放送の情報で，台風が首都圏を過ぎるととたんに情報量が減る....
 - これは，全国向けと関東圏向けの情報の切り分けを明瞭にしていない故では
 - 平時の全国ネット番組でも，「関東圏向け情報」を明示した番組等を作り，ネット上では地域情報に位置づけるなどの工夫がありえるのでは
 - 今回の総務省の実証のように，全国共通の配信アプリでローカル情報の露出の確保に向けたユーザインタフェース改善などは良い方向性

災害時・非常時の放送への思いと期待(2)

- 輻輳対策と安定性の向上
 - ネット配信の本格化に伴い，災害時の輻輳対策の真剣な考慮が必要
 - 特にバックボーンが細い避難所等において，多くの避難者が時間差で同じ番組を見ている等の状況が発生した場合に備えることが必要
 - 避難所にサーバを設置して番組をキャッシュし，トラフィックを避難所内に閉じ込めるようにするなど，非常時に備えた取組が必要と考える
 - 併せて，災害報道が視聴者に確実に届くよう，状況に応じて他のコンテンツよりも“優先制御”すること，“ゼロレイティング”の対象とするなど，いわば情報のアービトラージも検討に値すると思量
 - 例えばNHKと地元のラジオ放送だけは何かあっても送り続ける！ように
 - 放送事業者の理解と通信事業者の協力が得られることが前提だが
- 冗長性の強化
 - 緊急地震速報の信号をメインの映像ストリームから分離することにより緊急地震速報を迅速に送信することも考えられるのではないか
 - ∴ ネット配信が放送波を補完することで，全体として放送のレジリエント化を促進しうる（同時配信等の取組み，それ自体が望ましいこと）
 - ∴ 放送とネット配信を組み合わせたのレジリエント化をまずは急ぐべき
 - ネット配信そのものの強靱化（二重化等）はもちろん将来的に望ましいが，コスト等との兼ね合いを考えると，今は放送のネット配信自体を急ぐべき

災害時・非常時の放送への思いと期待(3)

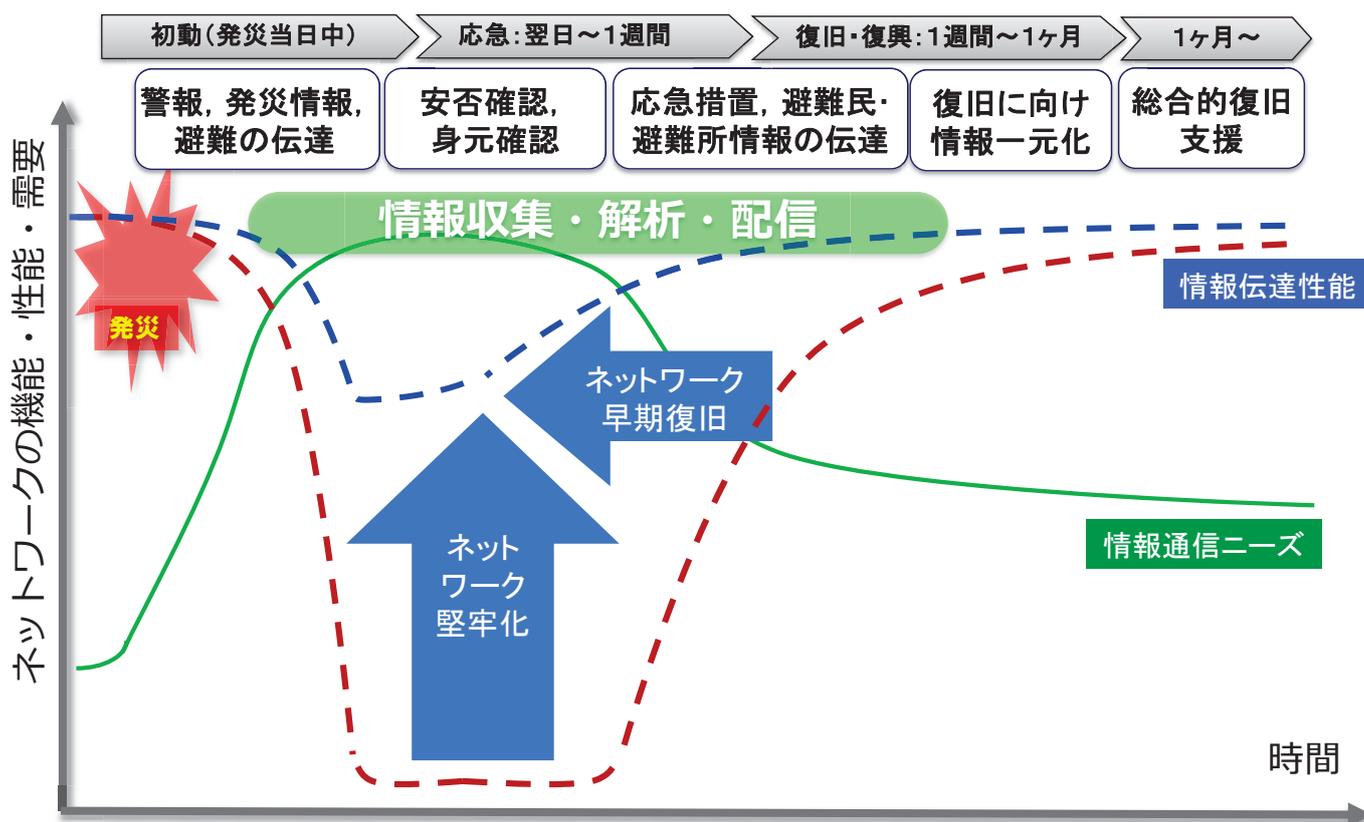
- 操作性と一覧性の向上を
 - 「テレビポータル」と「テレビジョンがテレビ」の実現が重要
 - ポータルの構築がテレビ放送の存在感・普段使いの鍵と考える
 - ネット上のポータルサイトのみならず，家庭のテレビジョンも同様
- 普段使いにつながる操作性の向上を
 - ∴ いざというときの災害・非常時情報への簡便・迅速なアクセスの観点から，「普段から」「テレビ」で「同時配信」や「見逃し・追っかけ配信」を「簡便に」視聴できるようにしておくことが望ましい
 - 例えばNHK+やTVerがぱっと起動できるようにするなど，アクセシビリティを向上させることが1つの有効な解決策と思量
- 一覧性の向上を
 - 利便性の観点から，NHKと民放のサービスが分かれることは望ましくない
 - NHK+とTVerの一体化を目指すべき
 - テレビジョンが一台あれば，まずは足りるようにすることが肝要
- ただし便利な機能に頼りすぎないことも重要
 - いざという時に惑わずにマニュアル操作ができるよう，テレビジョンとテレビポータルの操作性の向上にむけ今後とも努力を

まとめにかえて

レジリエント社会に向けた放送への期待

- 災害対応・非常時対応システムの要諦
 - 時間経過とともにニーズとリソースが動的変化する環境に適応し，求められる機能をレジリエントに継続的に提供できること
 - その実現に向け，ショックへの強さ，持ちこたえるしなやかさ，優れた回復力を強化するための継続的な公的研究推進を期待
- 放送への期待
 - 強い取材力，情報収集力に裏打ちされた高い信頼性の維持とさらなる強化を
- 災害時・非常時に向けたネット経由の放送への思いと期待
 - レジリエント社会実現への極めて重要，有効な手段と考える
 - 放送波で果たす役割がネット経由では全て果たせはしないとの割り切りつつ，急いで推進すべき
 - 平時も発災後も経時や地域性などに適応的に対応する放送の実現を
 - 必要な情報を的確に伝えられるよう，避難所などの公的環境では何があっても最低限の放送が確保される情報環境の実現を
 - 情報の地域性へのさらなる配慮を
 - 普段使いの重要性を再認識し，テレビジョンの利便性向上とテレビポータルの実現を

災害フェーズを意識したICTの耐災害化



東北大学震災復興新生研究機構の分析を元に講演者が改変

参考：第6次科学技術・イノベーション基本計画
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

基本計画における“レジリエント”の位置づけ

- 第2章「Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策」
 - 3つの大目標の1番目「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革」
 - 我が国の社会を再設計し、地球規模課題の解決を世界に先駆けて達成し、国民の安全・安心を確保することで、国民一人ひとりが多様な幸せを得られるようにする。
 - その中の6つの目標の(3)「レジリエントで安全・安心な社会の構築」
 - その(b)「あるべき姿とその実現に向けた方向性」の第1段落
 - 頻発化・激甚化する自然災害に対し、先端ICTに加え、人文・社会科学の知見も活用した総合的な防災力の発揮により、適切な避難行動等による逃げ遅れ被害の最小化、市民生活や経済の早期の復旧・復興が図られるレジリエントな社会を構築する。(段落の後半略)

(5) 一般社団法人日本民間放送連盟
(資料 2-3、資料 11-1、第 8 回会合参考資料 3)

デジタル時代の放送制度のあり方等について

2021年12月6日

一般社団法人 日本民間放送連盟

1

本日のご説明事項

第1回会合で示された以下の論点について当連盟の考えを申し上げます。

- 論点1 デジタル時代における放送の意義・役割
- 論点2 放送ネットワークインフラの将来像
- 論点3 放送コンテンツのインターネット配信のあり方
- 論点4 デジタル時代の放送制度のあり方

論点1 デジタル時代における放送の意義・役割

- 地上民放テレビ事業者は、それぞれの地域に根ざし、地域住民の「知る権利」に応えるとともに、視聴者の安心・安全に資する情報をはじめ、多様で豊かな情報を視聴者・リスナーにお届けしている。
- 特に、地震等の緊急災害が発生した際には、映像と音声での確かな情報を迅速に届け、地域住民の生命と財産を守ることに最善を尽くしている。各種調査においても、災害発生時の地域住民の情報収集手段として地上テレビ放送が役に立ったという声が多い。
- 地域ジャーナリズムの担保、情報の格差是正、地域経済・社会の活性化、社会的な課題解決に向けた貢献など、基幹放送が社会に果たしている公共的な役割は大きい。基幹放送の安定的な事業運営は、視聴者・リスナーの便益に直結している。
- メディア環境が多様化するなか、日々進化を続ける情報通信技術をうまく活用しながら、信頼される情報の社会的基盤としての放送の役割を今後も果たし続けていきたい。

論点2 放送ネットワークインフラの将来像 (1)

(1) 放送ネットワークインフラのあり方に関する基本スタンス

- 地上民放テレビ事業者は「あまねく受信の努力義務」のもと、視聴者に確実に情報を届けるため、放送ネットワークインフラの維持に尽力しており、今後も義務の履行に最善を尽くす考えである。
- 本検討会が「あまねく受信の努力義務」を果たす方策として、設備や伝送手段の効率化などを模索するのであれば、地上民放テレビ事業者として検討に参画させていただきたい。
- 民間放送事業者としては、経済合理性の視点が不可欠である。他の事業者との連携・協力や、場合によっては新しい技術の活用などを含めて、視聴者に情報を届けるための合理的・効率的な手段を模索してまいりたい。
- 放送ネットワークを合理的に更新・運営するために新しい技術の活用を検討するとしても、コスト負担のあり方、技術的な課題の有無、条件不利地域のブロードバンド整備状況を含め、様々な課題の整理が必要である。また、中継局の多くはNHKとの共同建設となっており、更新・運営におけるNHKとの協調にも留意する必要がある。

論点2 放送ネットワークインフラの将来像 (2)

(2) ミニサテ局の更新・運営について

- 民放連は、数百世帯程度をカバーしているミニサテ局の更新・運営経費について、NHKに、より多く負担いただくことを要望してきた。NHKと民放事業者は、放送波という同じ枠組みの上で国民全体の福祉に奉仕している。NHKには、放送文化全体の発展の観点から、条件不利地域へのユニバーサルサービスの維持においても、より大きな役割を果たしていただきたい。
- 本年の通常国会に提出された放送法改正案には、民放事業者があまねく受信の努力義務などを果たすことについて、NHKに協力の努力義務を課す規定が盛り込まれていた。こうした法改正の早期実現により、放送ネットワークインフラの維持等におけるNHKと民放事業者の連携・協力を一層深めてまいりたい。

※地上民放テレビ127社の送信局数は次表のとおり。

出力	1kW 以上	3W 以上 1kW 未満	100mW 以上 3W 未満	100mW 未満 (ミニサテ級)	合計
局数	160	1,558	3,892	2,070	7,680

(注) 1か所で民放4チャンネルの放送を行う場合、4局と記載。

論点3 放送コンテンツのインターネット配信のあり方

- 民放事業者のインターネットの活用は、ローカル局を含めて、各社の創意工夫のもと、様々な取り組みが既に展開されている。民放事業者は、新しい技術を取り入れ、視聴者・リスナーへの情報やコンテンツの提供にいっそう注力していく。
- 一般論としてインターネットの活用は、各社の経営基盤の強化のための一つの有力な選択肢だが、民間事業者が安定的・継続的にサービスを提供するには事業性が見込めることが前提である。民放事業者のインターネット活用は個社の事業戦略に基づくものであり、一律の取り組みを求めることはなじまない。
- NHKのインターネット活用業務のあり方は、NHK自身がまずインターネット空間で公共の福祉にどのように貢献するのか全体像を示したうえで、国民・視聴者の公平負担のあり方、言論・情報流通の多様性の確保、市場の競争環境への影響をはじめ、多角的な観点から国民的議論が行われる必要がある。

論点4 デジタル時代の放送制度のあり方

- 放送をめぐる環境の変化を踏まえ、放送制度のあり方は、放送の公共的な役割の維持・発展に資することを前提として、規制緩和の方向で検討することが適切である。
- マスメディア集中排除原則のあり方に関しては、個社の事業戦略に関わるため、個社の意見を丁寧に汲み取り、経営の選択肢の拡大につながる議論が行われることを期待する。検討に際しては、テレビ放送事業全体への影響にも留意していただきたい。
- 放送制度に関する重要な論点の一つは、公共放送NHKのあり方である。民放連はこれまで、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきた。本検討会においても、これまでの議論を踏まえ、NHKの“三位一体改革”が着実に進むよう継続的な検討が必要である。

本検討会にお願いしたいこと

- 本検討会は民放事業者の経営に直結する大変重要な検討テーマが設定されている。結論やスケジュールありきではなく、丁寧に検討を進めていただきたい。
- 地上民放テレビ事業者は、事業規模や地域特性等に応じて経営環境が様々であり、個社の経営判断や事業戦略を尊重いただきたい。本検討会には個々の事業者の意見も幅広く汲み取っていただきたい。議論の状況によっては、民放連に再度の意見表明の機会を与えていただきたい。
- NHKの三位一体改革が着実に進展するよう、本検討会においても継続的に検討いただきたい。

「共同利用型モデル」に関する取りまとめ(案)への見解

2022年6月10日

一般社団法人 日本民間放送連盟

1

民放事業者の責務と課題

- 民放事業者は今後も信頼される情報の社会的基盤としての基幹放送の役割を果たし続けていく。そのため、「あまねく受信の努力義務」の履行に最善を尽くすことを前提に、可能な限り経費削減に努め、視聴者に信頼される質の高いコンテンツの制作に一層注力することが重要である。
- 民放連は、民放地上テレビ127社の協力を得て、地デジ送信の年間維持費等に関する調査を実施した(検討会第8回会合「参考資料3」参照)。ミニサテおよび小規模中継局は、世帯カバー率が極めて小さい(合わせて3%程度)にも関わらず、年間維持費の負担が大きい(同約80億円/年)ことが浮き彫りとなった。ミニサテおよび小規模中継局の更新時期を控え、地デジ送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することは、民放地上テレビ各社にとって急務である。

NHKとの協力・連携について

- 放送法改正を見据え、ミニサテの共通コストについて、過去の経緯を踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームを検討すべき旨の提言は、これまでの民放連の意見が反映されたものであり、大いに賛同する。
- NHKから、ミニサテに対する受信料の活用に関して、「視聴者・国民の理解が得られる範囲」で「持続的に二元体制を支える仕組み」であれば、一定の負担について、検討の視野に入る旨の表明があったことの意義は大きく、高く評価したい。NHKには、条件不利地域へのユニバーサルサービスの維持において、より大きな役割を果たしていただきたい。
- 地デジ送信の年間維持費について、民放事業者よりもNHKの中継局が高コストであるとの調査結果を踏まえて、その要因を分析し、合理的な仕様とすべき旨の記載は適切なものとする。今後、両者が協力・連携関係を深めるためには、現在の仕様の相違やその要因に関する分析が欠かせない。

地上基幹放送局(中継局)の将来像(案)について

- 民放連は、昨年12月の第2回会合で、放送ネットワークインフラの将来像の検討に際しては、民放事業者として経済合理性の視点が不可欠であると申しあげた。
- 現在よりもコスト削減を図ることができ、経済合理性が見込めるのであれば、民放事業者とNHKとの間で「共同利用型モデル」を検討することは有意義であり、民放連としても前向きに受け止めたい。
- 「共同利用型モデル」の目的は送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することであり、範囲、区分、対象等について、さらには組織の持続可能性や経済合理性、ガバナンスのあり方等については、今後、詳細な検討を要するものとする。中継局の将来像(案)に記載されたハード会社の設立や出資方法は、あくまでも一つの例示として、目的に適うあらゆる選択肢を丁寧かつ柔軟に検討すべきとする。
- NHKが全国1社であるのに対し、民放事業者は全国の各放送対象地域で地域に根ざして放送事業を営んでいるため、個別の事情を勘案しつつ、経済合理性を満たす運営形態を模索する必要がある。
- 民放各社が研究・検討を円滑に進められるよう、総務省において制度面の課題の洗い出しを進めていただきたい。

マスター設備の将来像(案)について

- マスター設備の集約化・IP化・クラウド化について、経営の選択肢として検討し実現していくことは、最新技術を的確に採用し、コスト削減を図る観点から、中長期的には妥当な提言と受け止める。
- マスター設備の運用形態や要求条件は、放送対象地域内で共同建設が進んでいる中継局とは異なっており、民放事業者とNHKの事業構造が大きく異なる点にも留意する必要がある。したがって、放送番組のやり取りが行われており、設備仕様がある程度共通化されている系列局の単位で集約化を図ることが前提との記述は、現実的な提言と理解する。
- 民放各社が研究・検討を円滑に進められるよう、総務省において制度面の課題の洗い出しを進めていただきたい。
- 我が国のマスター設備が、諸外国と比較して精度の高い制御になっている旨の指摘もしっかり受け止め、品質とコストのバランスの観点から検討を深めてまいりたい。

民放ラジオの経営基盤強化について

- 民放地上ラジオ放送についても、第9回会合におけるエフエム東京の説明のとおり、経営環境は大変厳しい。その経営基盤強化の観点から、共同利用型モデルをはじめとした放送ネットワークインフラの将来像を検討する際には、ラジオ放送についても考慮すべきと考える。

民放の地デジ送信維持費について

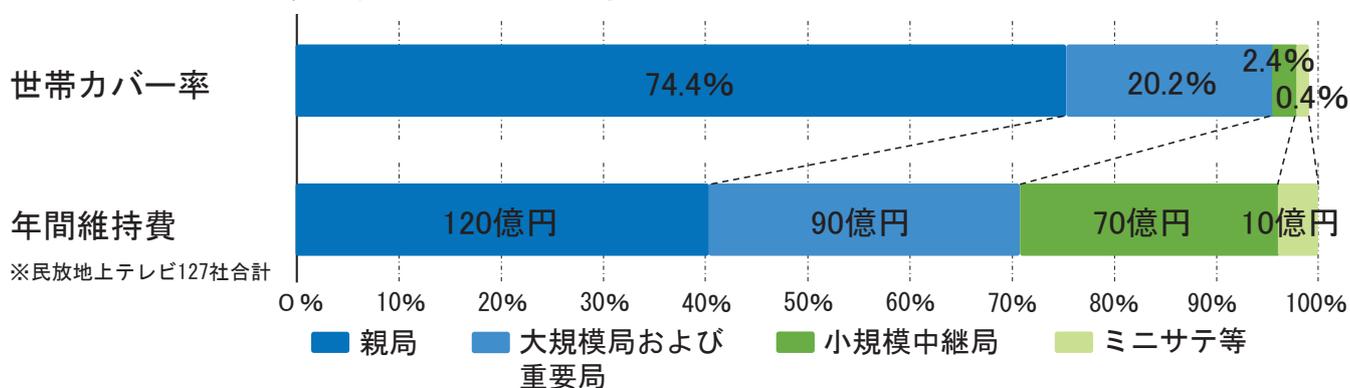
1. 民放連調査の概要

- ・ 総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、ミニサテ(極微小電力中継局)等のブロードバンド(BB)代替の可能性が検討されており、NHKからは現行の地デジ送信の年間維持費について情報開示があった。
- ・ BB代替の経済合理性等の議論に資するため、民放連は2022年3月までに、民放地上テレビ127社全社の協力を得て、地デジ送信の年間維持費等に関する調査を実施した。
- ・ 本調査にあたっては、同検討会においてNHKから開示された地デジ送信所の区分や局数、年間維持費の内訳等の情報を参照し、NHKと同趣旨の集計結果となるよう努めた。

1

2. 世帯カバー率と年間維持費

- ・ 全国の民放127社の地デジ送信所を、親局／大規模局および重要局／小規模中継局／ミニサテ等に4区分し、それぞれの世帯カバー率と年間維持費を集計した。
- ・ 「ミニサテ等」と「小規模中継局」は、世帯カバー率が極めて小さい(合わせて3%弱)にもかかわらず、年間維持費の負担が大きい(同約80億円/年)ことが、あらためて浮き彫りになった。



※ 民放の地デジ送信所について調査しており、共聴等は含まない。

※ 関東・中京・近畿広域の親局カバー率は広域親局を参照した。このため「親局」のカバー率はNHKと若干の差異があるが、「大規模局および重要局」を加えると94.6%となり、ほぼ一致している。

2

3. ミニサテ・小規模中継局に関する分析

民放のミニサテ・小規模中継局の年間維持費（全国の民放127社合計）

規模	局数	事業費	設備更新費	年間維持費 合計	1局(1局所・1波) 平均の年間維持費
ミニサテ等	1,990	367,043	681,207	1,048,250	527
小規模中継局	3,523	2,687,605	4,488,191	7,175,796	2,037

※費用の単位は千円。設備更新費は、地デジの整備時からの構築物・機器等にかかる費用を、経過年数(基本15年)で除して推計。

＜参考＞ NHKの地デジ小規模中継局およびミニサテの年間維持費について

総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」にNHKから提出された資料によれば、NHKの年間維持費は、ミニサテ：10億円、小規模中継局：60億円とされており、局数(総合・教育)は、ミニサテ：1,116局(=558×2)、小規模中継局：2,244局(=1,122×2)と推定される。したがって、民放と同様に1局(1局所・1波)平均の年間維持費を試算すると、ミニサテは896千円、小規模中継局は2,674千円と推定される。

なお、NHKの年間維持費のうち「設備更新費」は、「今後10年間に想定される設備更新の費用を10で割った年間あたりの費用」と説明されている。

3

- ・ 全国の民放127社の年間維持費を集計し、さらにBB代替の検討対象となっている「ミニサテ等」および「小規模中継局」について、1局(1局所・1波)平均の費用を算出した。
- ・ その結果、民放の年間維持費は、①ミニサテ等では1局(1局所・1波)平均で約53万円/年(NHKの6割程度と推定)、②小規模中継局では同じく約204万円/年(NHKの4分の3程度と推定)となっていることが、それぞれ把握できた。

(注) 民放の年間維持費がNHKよりも低廉な理由として、設備更新費では、▽民放はできる限り低廉な設備を導入していること、▽民放は設備更新までの期間(耐用年数)をできる限り長く設定していること——などが想定される。また事業費では、民放は定期点検・メンテナンス等の頻度を抑えるなど、恒常的に費用低減に努めていることなどが想定される。

- ・ 「ミニサテ等」および「小規模中継局」の更新時期を控え、地デジ送信ネットワーク維持のためのコストをできる限り圧縮することは、民放各社にとっても急務であり、積極的に検討を進めていきたい。その際、こうした民放の年間維持費の実情を踏まえて、経済合理性の検討を行う必要があると考えている。

4

(6) 日本放送協会
(資料 2-4、資料 9-2)

デジタル時代における放送制度の 在り方に関する検討会(第2回) ご説明資料

2021年12月6日
日本放送協会

NHK

【論点1】デジタル時代における 放送の意義・役割について

放送の機能と二元体制の意義

◆これまで、受信料を財源とするNHKと、広告料等を財源とする民間放送事業者が切磋琢磨する「二元体制」により、質の高いコンテンツを制作し、放送によってあまねく全国へ届けてきた。

◆情報発信主体としての放送事業者は、

- 放送番組の編集の基準を策定・公表し、それに従って放送番組を編集する(放送法第5条)
- 番組審議会を設置し、その意見を尊重して措置を行う(放送法第6条)等の仕組みの下、自律的に放送番組の適正性を確保してきた。

◆これにより、国民の“知る権利”に奉仕し、多元性・多様性・地域性への貢献、健全な民主主義の発達に寄与してきた。

(参考) 最高裁大法廷判決(2017年12月6日)

「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである」
 「(放送法は)日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立て体制を採ることとした」
 「(NHKの存在意義と受信料制度の趣旨は、)国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的とし、そのために必要かつ合理的な仕組みを形作ろうとするものである」

2

災害時の事例:熊本地震におけるメディア利用と評価 - 災害時に利用したメディア別の評価 -

- 「最新の情報」では、NHK(テレビ・ラジオ)の評価が高い。
- 「災害の全体像」は、新聞が最も高い。
- 「被災者を元気づける情報」は、ラジオ(民放・コミュニティラジオ)、ソーシャルメディアの評価が高い。

利用メディア別の評価(地震発生後1週間~10日間程度)(母数:熊本県在住の各メディアの利用者)

メディア	母数	最新の情報がわかる	正確な情報が得られる	わかりやすい	災害の全体像がわかる	被災者への配慮がなされている	被災者を元気づけるような情報を伝えている	地震に関する多様な情報がまとまっている	現場の状況がよくわかる
テレビ(NHK)	694	72.6%	52.9%	43.5%	48.7%	20.6%	19.5%	34.6%	40.2%
テレビ(民放)	639	58.2%	38.7%	36.2%	42.3%	14.7%	23.3%	26.9%	38.8%
新聞	262	28.2%	58.4%	43.9%	58.4%	30.5%	30.9%	53.8%	37.8%
インターネットのポータルサイト・アプリ	252	66.3%	21.0%	26.6%	25.0%	6.0%	9.9%	28.2%	13.5%
家族・友人からのメールやLINEなどのメッセージ	206	31.6%	18.0%	20.9%	5.3%	9.7%	27.7%	6.3%	23.8%
ラジオ(NHK)	186	71.5%	40.9%	30.6%	23.7%	15.1%	22.6%	21.0%	18.8%
家族・友人から聞いて	172	43.0%	20.3%	30.2%	6.4%	11.6%	22.7%	2.9%	27.9%
ラジオ(民放・コミュニティラジオ)	146	68.5%	31.5%	26.7%	17.1%	22.6%	39.0%	22.6%	17.1%
ソーシャルメディアの情報	118	47.5%	5.1%	16.1%	11.9%	8.5%	32.2%	16.9%	31.4%
スマートフォン・タブレット端末向けのニュースアプリ	91	61.5%	15.4%	26.4%	13.2%	6.6%	11.0%	20.9%	12.1%

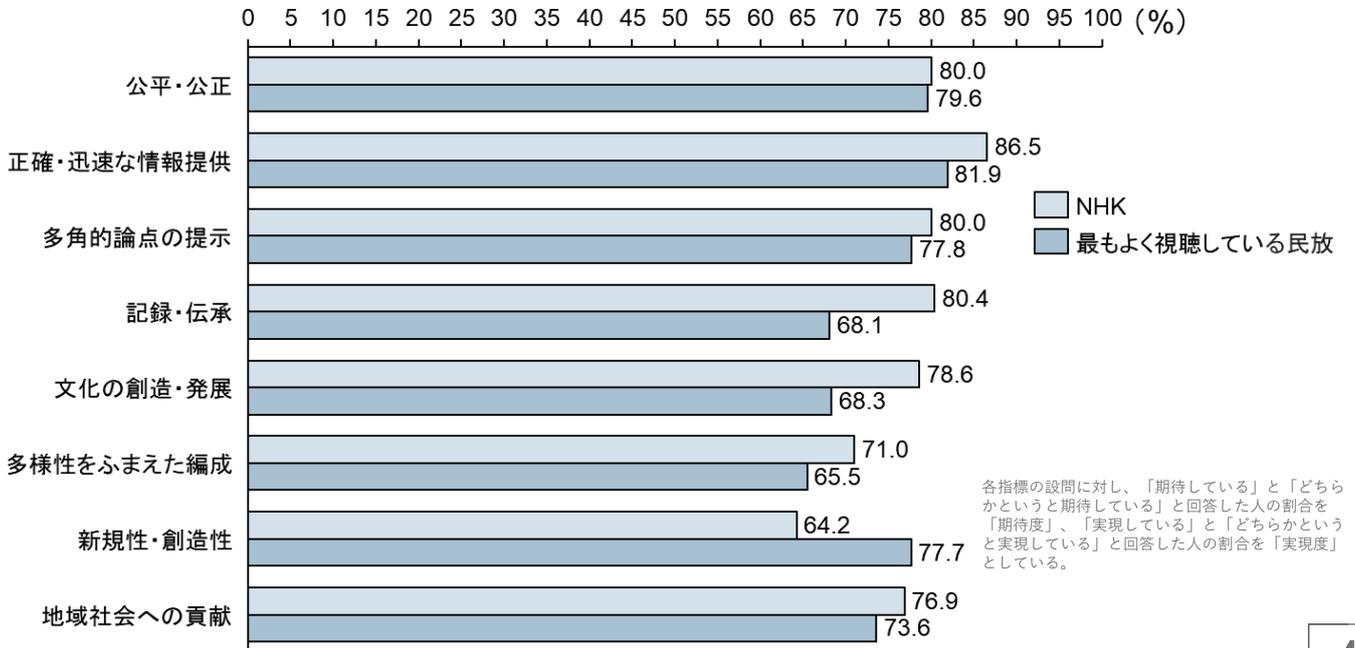
凡例:各情報の中で評価の高いメディア上位3つを赤字

3

公平・公正等の公共的役割に対する期待度の比較

- NHKや民放の「公平・公正」「正確・迅速」「地域社会への貢献」等の公共的役割に対して、概ね6～8割の人が期待しており、二元体制への高い期待が示されている。

公平・公正等の公共的役割に対する期待度の比較



出所) NHK調査 2021年1月

インターネット利用の課題(フィルターバブル) — 社会の基本的情報の不足への懸念 —

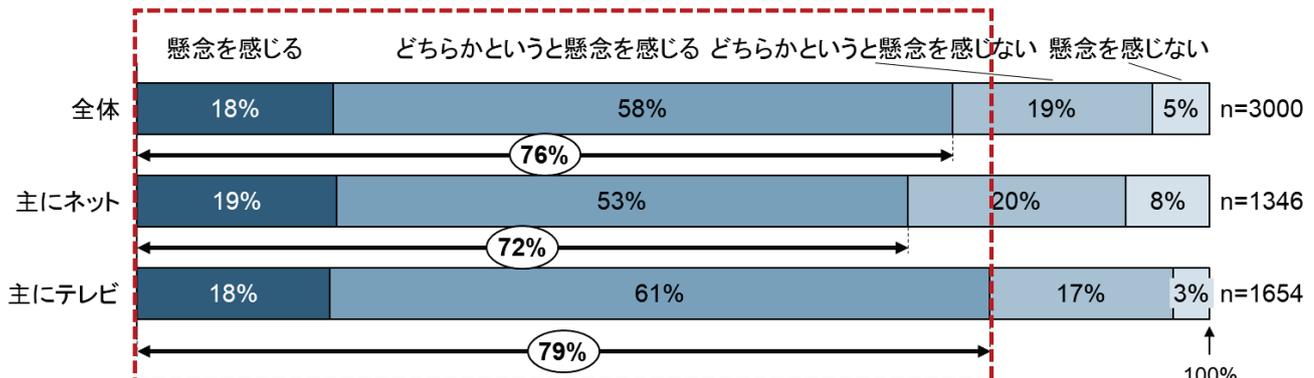
- 主に利用するメディアに関わらず、7割強が、不確かな情報の拡散や、お互いの“つながり”の希薄化が進むなかで、社会にとって必要とされる基本的な情報が十分に提供されていない懸念を感じている。

インターネットの利用拡大やモバイル端末の急速な普及により、さまざまな情報が瞬時に人々の間を駆けめぐり、多種多様な情報が国境を越えて激しく行き交う時代に入りました。これらの情報は、人々、社会、そして、国々の行動に大きな影響を与えていると言われています。

インターネットを通じて情報を簡単に得られるようになり、個々の関心や価値観に沿った情報が積極的に発信されるようになりました。こうした多様化が進む一方で、不確かな情報の拡散や、お互いの“つながり”の希薄化を指摘する声もあります。

こうした中、インターネット等の広がる情報空間で、広く、世界や日本の課題の共有化を図り、正確な情報で人と人を互いに“つなぐ”ため、社会にとって必要とされる基本的な情報をどのように確保すべきかという、議論があります。

- (設問)あなたは、不確かな情報の拡散や、お互いの“つながり”の希薄化が進むなかで、社会にとって必要とされる基本的な情報が十分に提供されていないのではないかと懸念を感じますか。



出所) NHK調査 2020年10月

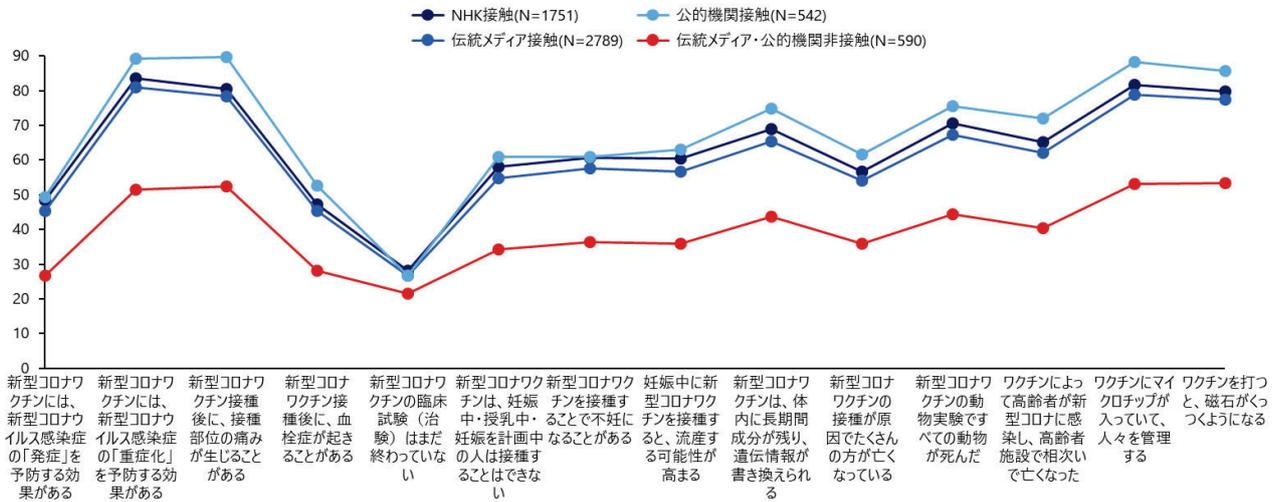
主にネット利用者の利用時間がテレビの利用時間より多い人、もしくはテレビの利用時間がゼロの人、主にテレビ利用者の利用時間がインターネットの利用時間以上の人

新型コロナに関する情報(事実・デマ)に関する正答率(接触メディア別)

- 公的機関接触、NHK接触、伝統メディア接触の順に正答率が高い。
- 伝統メディアにも公的機関にも接触していない人は、全般的に正答率が低い。

■ 以下の新型コロナワクチンの情報について、現在のあなたの考えをお知らせください。(SA)

- 正答率(事実の場合は「そう思う」と回答した割合、事実でない場合は「そうは思わない」と回答した割合。「どちらともいえない、わからない」は誤答とした)を集計
- 未確定の項目は対象外とした



事実 (Dark Blue) | 事実ではない (Orange)

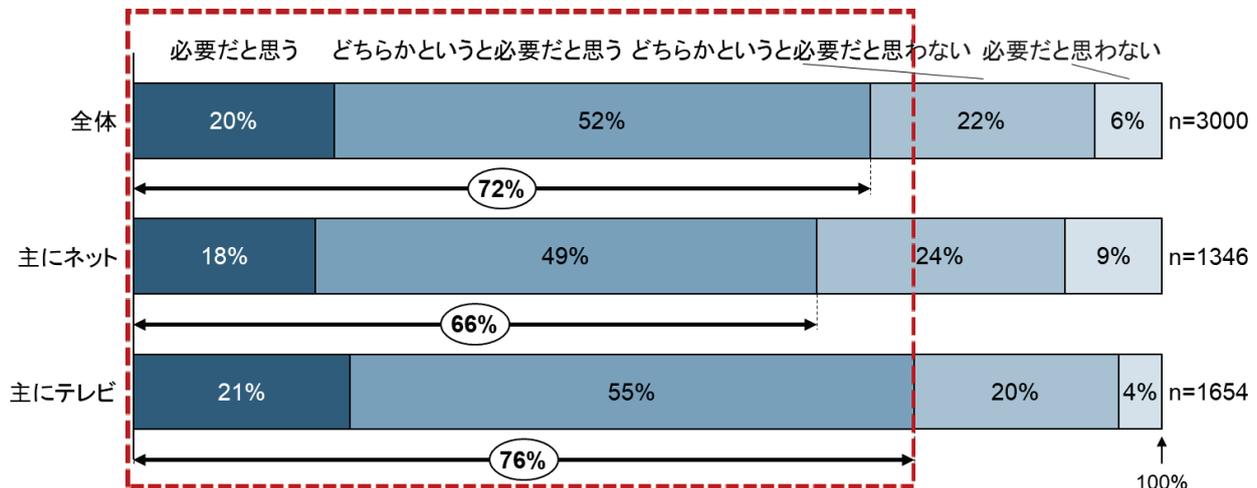
※伝統メディア: NHK(テレビ放送、ラジオ、ネット)、民放(テレビ放送、ラジオ、ネット)、新聞(ネット含む)。
 ※公的機関: 政府、地方自治体、世界保健機関(WHO)、専門機関のサイトや情報発信

出所) NHK 調査 2021年8月

インターネット上での伝統メディアへの期待 -インターネットコンテンツの品質確保の必要性-

- 7割が、旧来のテレビや映画のようにコンテンツに一定の質の水準を確保する機能がインターネット等の広がる情報空間においても必要だと回答。

■ (設問) インターネット等の広がる情報空間では、さまざまな種類のコンテンツが豊富に提供されていますが、旧来のテレビや映画のように、多くの時間と費用をかけたコンテンツではないため、一過性の人気や面白さはあっても、見応えや信頼感が無いとの指摘もあります。
 あなたは、旧来のテレビや映画のようにコンテンツに一定の質の水準を確保する機能が、インターネット等の広がる情報空間においても必要だと思いますか。



主にネット: インターネットの利用時間がテレビの利用時間より多い人、もしくはテレビの利用時間がゼロの人
 主にテレビ: テレビの利用時間がインターネットの利用時間以上の人

出所) NHK 調査 2020年10月

NHKの取り組み（NHK経営計画2021-2023年度）

- 「NHK経営計画2021-2023年度」では、経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、正確、公平公正で豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な媒体を通じてお届けし続ける、「新しいNHKらしさの追求」を掲げている。



5つの重点項目

1. 安全・安心を支える 「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靱なネットワークを構築
2. 新時代へのチャレンジ 最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
3. あまねく伝える 確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ
4. 社会への貢献 地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献
5. 人事制度改革 組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進



1. 安全・安心を支える

「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靱なネットワークを構築

- 相次ぐ大規模災害や深刻化する環境問題、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、さまざまな脅威から一人ひとりの「命と暮らしを守る」ため、専門知識を生かした取材に基づく信頼できるコンテンツを、放送とインターネットを連動させてこれまで以上にきめ細かくお届けします。地域の自治体やメディアとの連携も充実させ、日頃から災害への備えの強化に貢献します。
- 大規模災害の発生時でも確実に放送・サービスをお届けするため、東京の放送センターの代替として大阪拠点放送局の機能を強化するとともに、老朽化した各地の放送会館の建て替えを計画的に進め、いかなる時も確かな情報をお届けすることができる強靱な体制を構築します。

2. 新時代へのチャレンジ

最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供

- コンテンツを報道やドラマといったジャンル別に管理することで、重複する内容の番組を整理・削減して経営資源を集中させ、見ごたえのある大型シリーズ番組など、視聴者のみなさまの期待を上回る質の高いコンテンツを、合理的なコストで、最適な媒体を通じて提供します。
- 最新の映像技術を活用して、デジタル化が進むこれからの社会に求められる教育・教養コンテンツを開発し、さまざまな世代の人たちの暮らしや学習を幅広く支援します。
- 出演者と視聴者が同じ仮想空間に参加できる「バーチャル・プラットフォーム」など、空間拡張技術を活用した、これまでにない視聴体験ができる技術の研究開発を進めます。

3. あまねく伝える

確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ

- 新型コロナウイルス感染症の流行で、人と人の距離がますます離れつつあるなか、正確な情報をさまざまな媒体で一人ひとりに届けるだけでなく、世代や地域を超えて個人をつなぐ番組などを制作し、社会が連携するきっかけとなる役割を果たします。
- AI技術などを駆使した最先端のユニバーサル・サービスの提供を拡充します。
- 訪日・在留外国人に対し、災害情報や生活に必要な情報などを、放送だけでなく、インターネット配信を効果的に活用してきめ細かく提供します。

4. 社会への貢献

地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献

- 地域情報の全国・海外への発信を大幅に増やすとともに、地域の課題を取り上げ、全国ネットワークを最大限に活用して情報を共有することで解決につなげるなど、各地域の発展にさまざまな形で貢献します。NHKが取材した情報やデータを公共財として広く活用していただくため、オープン化の取り組みを進めます。
- 4K・8Kの技術を使って、日本各地に残る伝統的な文化や芸術、歴史遺産などを記録して未来に伝えるなど、NHKグループの持つ知見・技術を広く社会に提供します。
- 民間放送との二元体制を堅持し、培ってきた放送文化の発展のため、NHKが開発した技術や知見の共有など、放送・メディア業界の未来を支える取り組みを進めます。

デジタル時代における放送の意義・役割について（まとめ）

◆視聴者・国民の二元体制・放送の公共的役割への期待

○インターネット時代にあっても、**だからこそ信頼される情報源、質の高いコンテンツ制作を堅持する必要**

- ・信頼できる情報源、公平・公正、正確・迅速、地域社会への貢献等への高い期待
- ・災害時の利用と評価
- ・ネットにおける課題（フィルターバブル、フェイクニュース、品質確保など）対応への貢献の期待

◆これらの期待を受けたNHKの現在の取り組み

○NHKならではの**コンテンツ制作に経営資源を集中**
(新時代へのチャレンジ、社会への貢献)

- ・高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
- ・地域の情報発信強化(取材・制作力強化) など

○**構造改革の徹底**(業務体制を根本的に見直して、より効率的で持続可能な組織へ)

- ・設備更新の抑制
- ・NHK本体とグループの一体改革 など



地域をはじめ、求められる「コンテンツ」への重点投資の実現、
「受信料の値下げ」を公約
＝スリムで強靱な「新しいNHK」へ
正確、公平公正で豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な
媒体を通じて届け続ける

【論点2】放送ネットワーク インフラの将来像について

NHK

地上テレビジョン放送のネットワーク

親局：51局



- 各都道府県の中心部をカバー
- 放送ネットワークの起点
- 世帯数：数十万～数百万世帯

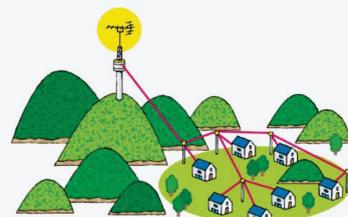
小規模中継局：1,122局



- 各都道府県の小規模な都市をカバー
- 世帯数：1万世帯以下

辺地共聴

(NHK共聴・自主共聴)



- 辺地共聴は、親局や大規模局などの電波が届かない、山間部などの小さな集落に設置された共同受信施設
- 世帯が散在しているなど、電波では効率的にカバーできない場合に、各戸に有線で放送を届けている

大規模・重要局：483局



- 各都道府県の主要都市をカバー
- 放送ネットワークの重要な中継点
- 世帯数：数万世帯

ミニサテ局：558局



- 親局や大規模局などの電波が遮蔽されている、山間部などの小さな集落をカバー
- 世帯数：数十～数百世帯

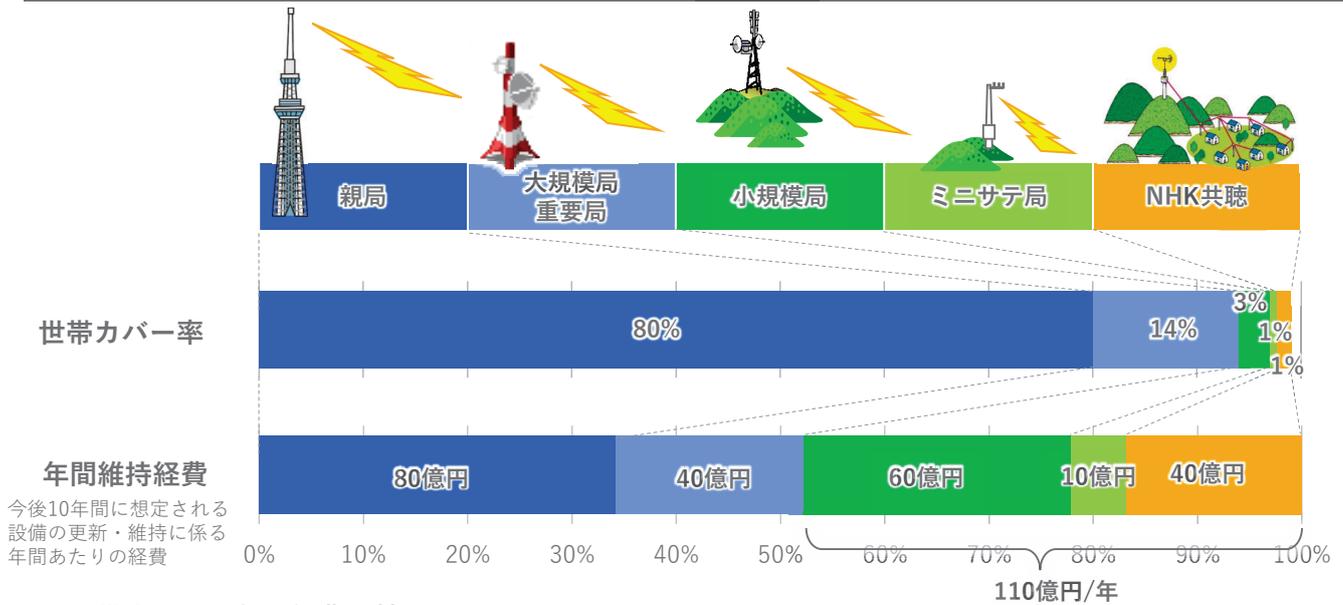
NHK共聴

- NHKとNHK共聴組合が共同で設置・運用している施設
- 約5,300施設（約32万世帯）

自主共聴

- 地元視聴者が独自に設置・運用している施設

地上テレビジョン放送の送信にかかる経費



世帯当たりの年間経費比較



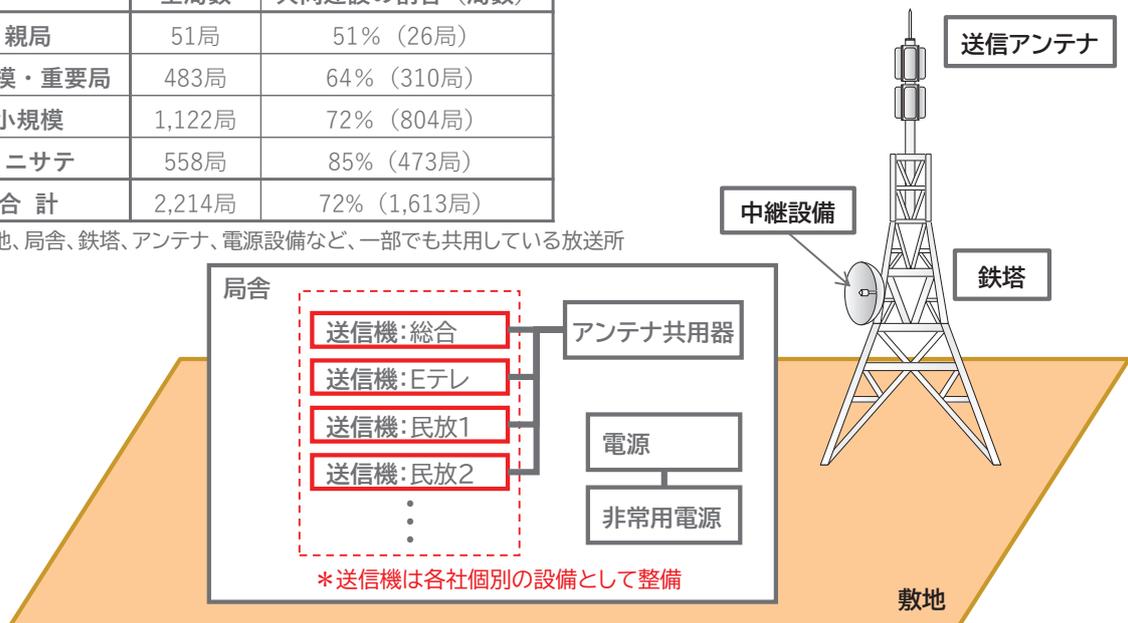
NHK受信料 地上契約月額1,225円 (年14,700円) ※口座・クレジット2か月払

NHK・民放の設備共用の現状

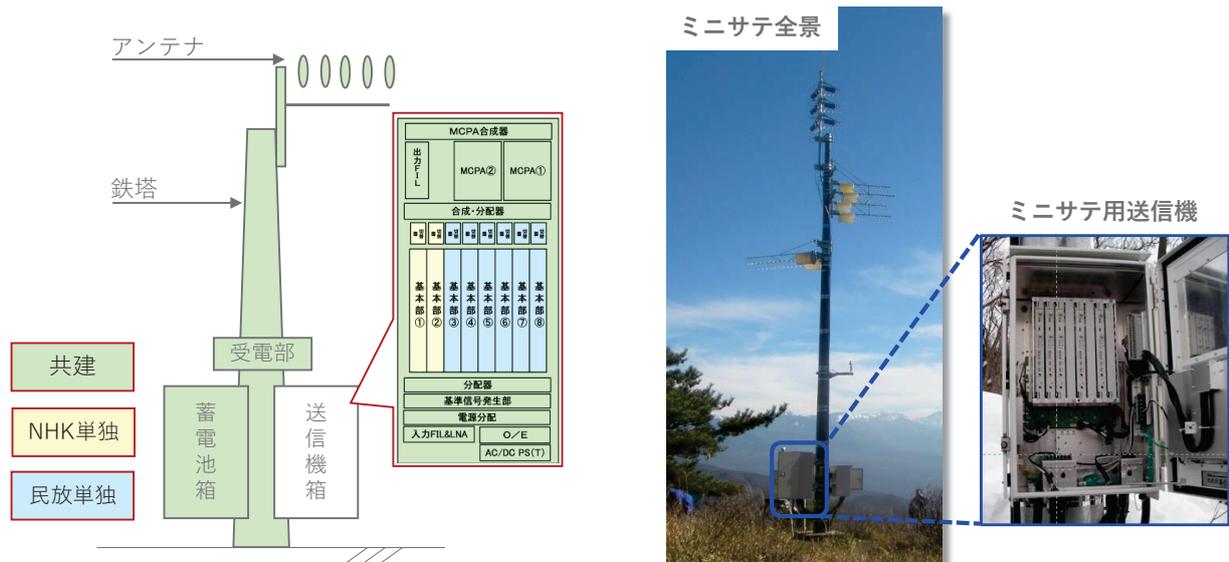
- 地上デジタル放送のネットワークは、NHKと民放と連携して、可能な限り設備を共用(共同建設)するなど、効率的に整備を進めた。
- 共同建設を実施している中継局においては、中継局毎にNHKと民放との間で運用協定を締結し、費用負担やメンテナンスについて規定し設備を維持している。

	全局数	共同建設の割合 (局数)
親局	51局	51% (26局)
大規模・重要局	483局	64% (310局)
小規模	1,122局	72% (804局)
ミニサテ	558局	85% (473局)
合計	2,214局	72% (1,613局)

※ 敷地、局舎、铁塔、アンテナ、電源設備など、一部でも共用している放送所



ミニサテの現状と設備維持の課題



- 親局や大規模局等の電波が遮蔽されている山間部などの小さな集落をカバー
- 全国558局
- うち85%はNHK・民放が共同で設置(図中緑色部分が共用設備)
- 世帯数: 数十から数百世帯 (平均540世帯程度)
- エリア世帯数の減少に伴い、世帯当たりのコスト上昇が懸念
- 地デジ開始から15年以上が経過し、整備時と同じ設備の製造が困難に
- 全国に点在する送信設備の保守管理に必要な人材の確保も課題

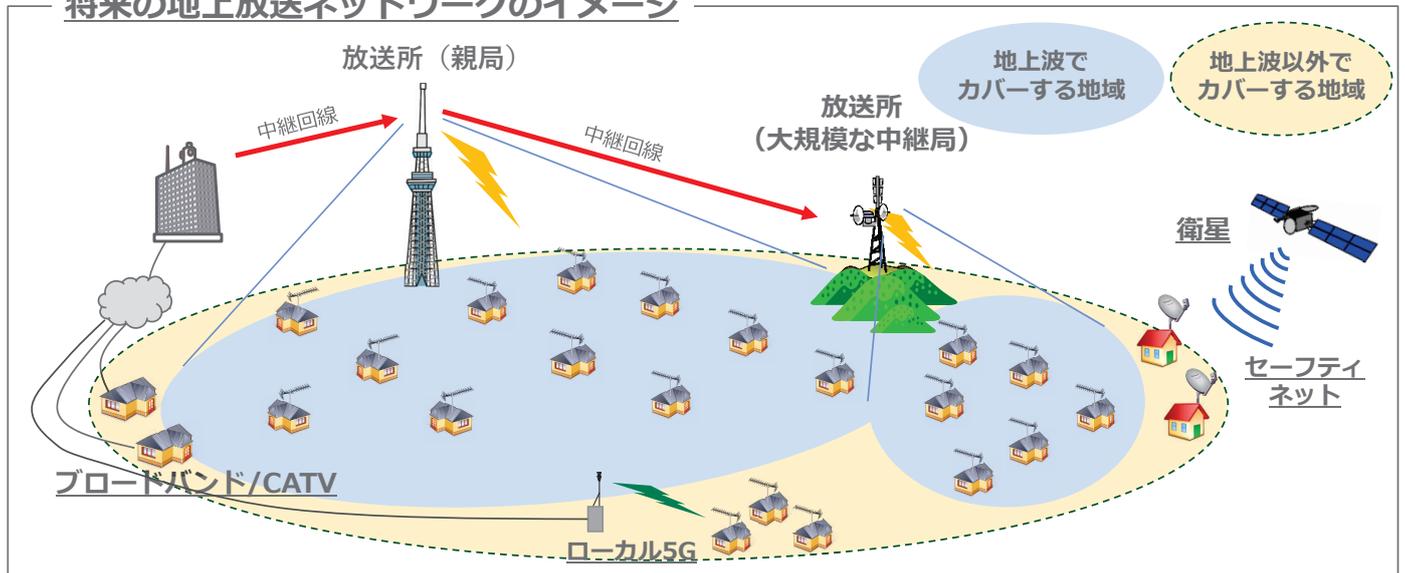
14

今後の地上テレビジョン放送のネットワークイメージ

これまで ⇒ 地上波を基本に構成
 これから ⇒ 地上波を含む多様な伝送手段を活用

(例) ・親局・大規模中継局の対象エリア(全世帯の94%程度)は地上波でカバー
 ・残りのエリア(最大で6%)は、ブロードバンド/CATV、ローカル5G、衛星などでカバー

将来の地上放送ネットワークのイメージ



今後のブロードバンド網整備の進展を注視しながら、ブロードバンドを放送の一部として活用する可能性について検討すべきではないか

参考-64

15

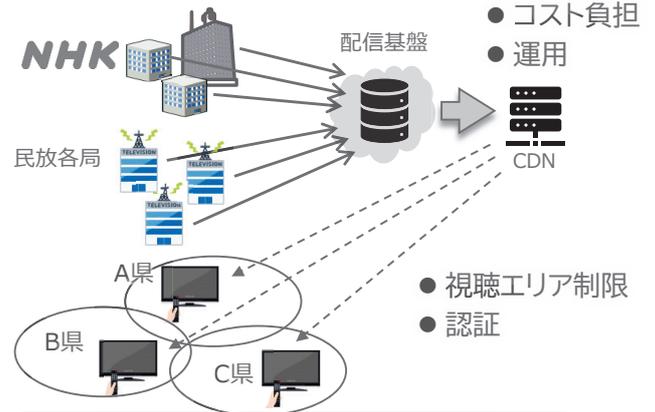
放送ネットワークインフラの一部をブロードバンドで代替する場合の課題

○ あまねくの実現

- 光ファイバー未整備地域への対応
ICTインフラ地域展開マスタープランより **17万世帯**
- ブロードバンド等で代替となる世帯への対策
BB加入・工事費、対応受信器配付 等
- 視聴者のコスト負担
ブロードバンド契約 **数千円/月**

関係者の適切な負担について調整が必要

○ 代替地域向け配信基盤



代替地域向け配信基盤の整備が必要

○ 遅延

NHKプラスの遅延時間
約30秒

- フタかぶせ
- 配信基盤
- CDN など

一定の遅延は不可避だが、最新技術により短縮が可能

○ 権利にかかわる課題

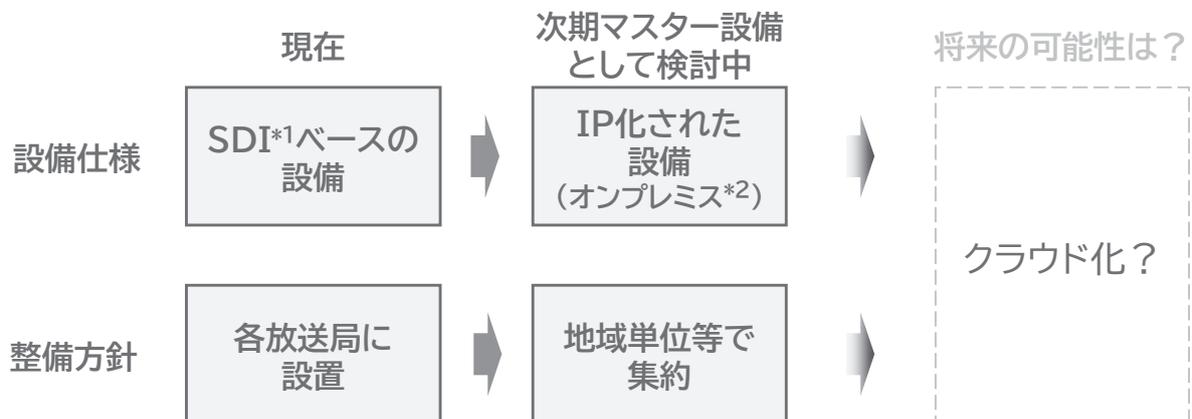
いわゆる「フタかぶせ」を避け、放送と同内容のものを届けるためには、放送の一部として権利が確保できるかどうかがポイントに

法改正も視野に入れた社会的な合意形成が必要

設備のコンパクト化の可能性: マスター設備整備の考え方

次期マスター設備の整備に向けた検討

- IP化・ソフトウェア化
機器間接続のIP化、一部機能のクラウド化を検討
- 集約
設備のIP化、小型化、省電力化による集約を検討



*1: SDI信号 放送局で一般的に用いられる映像・音声などの信号を伝送するデジタル信号
*2: オンプレミス 設備を自社内で構築・運用する

社会への貢献

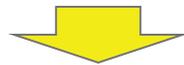
地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献

業務体制を根本的に見直して、より効率的で持続可能な組織へ

- スリムで強靱な組織を目指した構造改革
- 設備管理・運用のコンパクト化

変化する環境への対応

- 代替可能性のあるインフラ等の普及
- 既存のインフラのコスト効率の低下、維持の困難化



持続可能性ある二元体制の維持・強化に向け、
放送のネットワークの最適化について、民放と連携を深めて推進していきたい

【論点3】放送コンテンツの インターネット配信の在り方について

情報空間における課題とインターネットでの取り組み

- ◆2021年3月に行ったNHK調査では、「報道」のみならず「教育」「教養」「娯楽」のいずれのジャンルにおいても、世の中の情報・コンテンツの質や信頼性に関して、「正確ではないものが配信されている」ことが問題だと考える人の割合は、7割を超えた。また、得られる情報・コンテンツが「知らないうちに偏っていたり、歪められていることがある」ことが問題だと考える人の割合も、「報道」「教育」「教養」「娯楽」のいずれのジャンルにおいても7割を超えた。
- ◆デジタル時代においても、NHKや民放は、主にインターネットを利用している人からも情報源として活用され、評価されている。また、これまで放送が果たしてきた「課題設定機能」や「世論認知機能」が評価されている。
- ◆ネットでは、デジタル技術により利便性が高まる一方、フェイクニュース、フィルターバブル等のインターネットの負の側面も出てきている。そうした中、視聴者は、インターネット等の広がる情報空間に対して課題認識を持っており、NHKの取り組みを期待している。
- ◆こうした中で、NHKがこれまで放送で果たしてきた「公共放送の役割」を、インターネット上の空間でも果たすことができるのか、「社会実証」を行い検証したいと考えている。

20

社会実証で目指すこと

情報空間におけるNHKの意義、存在価値の確認

NHKは公共放送として、「表現の自由のもと、正確で公平・公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義と文化の向上に寄与する」ことを掲げ、業務にあたってきた。

しかし、インターネットやスマートフォンの普及などで、NHKを取り巻くメディア環境や視聴者行動が大きく変化しており、情報空間におけるNHKが果たす意義や存在価値を確認する必要が出てきている。

このため、今回の社会実証で、NHKが情報空間に提供するサービスについて、テレビ未所有者などの利用の可能性や、サービスの意義を確認し、結果を踏まえて、NHKの新たなあり方につなげることを目指す。

社会実証のポイント

- 多元性、多様性、地域性、フェイクニュース対策等への貢献を確認
- 報道、教育、教養、娯楽の各分野での意義も確認
- 社会実証の状況を提示して、一定規模の世論調査も実施

21

【論点4】デジタル時代における 放送制度の在り方について

NHK

放送制度の在り方

- ◆これまで、受信料を財源とするNHKと、広告料等を財源とする民間放送事業者が切磋琢磨する「二元体制」により、質の高いコンテンツを制作し、放送によりあまねく全国へ届けてきた。「NHK経営計画2021-2023年度」において、スリムで強靱な「新しいNHK」を目指し、「コンテンツ」へ重点投資を行うことを表明した。
- ◆デジタル技術により利便性が高まる一方、多くの人々がインターネット等の広がる情報空間に対して課題意識を持つこのデジタル時代においても、NHKは**二元体制の意義を将来にわたって堅持し、放送だけでなくインターネットも活用しながら情報空間全体の中で必要とされる役割を、あまねく日本全国において引き続き果たしていくことが必要だ**と考える。
- ◆本検討会において、こうしたことが実現できる放送制度の在り方の検討をお願いしたい。

まとめ

【論点1～4について】

NHK

まとめ

■【論点1】デジタル時代における放送の意義・役割について

◆視聴者・国民の二元体制・放送の公共的役割への期待
⇒インターネット時代にあっても、信頼される情報源、質の高いコンテンツを堅持する必要

・NHKならではのコンテンツ制作に経営資源を集中(構造改革の徹底)
・受信料の値下げを公約
＝スリムで強靱な「新しいNHK」へ

■【論点2】放送ネットワークインフラの将来像について

・地域の情報発信強化等への貢献
・業務体制の見直し、より効率的で持続可能な組織へ
・変化する環境への対応

持続可能性のある二元体制の維持・強化に向け、放送ネットワークの最適化について、民放と連携を深めて推進していきたい

■【論点3】放送コンテンツのインターネット配信の在り方について

・主にインターネットを利用している層も放送を活用、評価
・視聴者は広がる情報空間に対して課題意識を持ち、NHKの取り組みを期待

NHKがこれまで放送で果たしてきた「公共放送の役割」をネット上でも果たせるのか「社会実証」を行い検証

■【論点4】デジタル時代における放送制度の在り方について

二元体制の意義を将来にわたって堅持し、放送だけでなくインターネットも活用しながら情報空間全体の中で必要とされる役割を、あまねく日本全国において引き続き果たしていくことが必要

本検討会において、こうしたことが実現できる放送制度の在り方の検討をお願いしたい

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第9回） 「共同利用型モデル」についてのコメント

前回の飯塚構成員のご報告「共同利用型モデル」について、
座長からご依頼のあった項目に関して、
経営の選択肢となるための条件という観点から検討を行った。

2022年5月13日

NHK

（ご参考）NHKの考え方の前提

NHK

第二回検討会・NHKプレゼンから

放送ネットワークインフラの在り方について

二元体制への期待に応えるために、更なる効率化を進め、
持続可能性のある“あまねく”伝えるを実現する

最新の技術を活用して放送ネットワークの最適化を進める必要がある
(とくに過疎化が進む地域について)

下記の点を踏まえて
検討すべきではないか

- 世帯数の減少に伴い、インフラ維持に係るコストが増大
- 自治体ケーブルや地元視聴者が設置・管理している辺地共聴施設などのインフラも老朽化が進展
- 放送ネットワーク維持・管理の担い手確保の困難化(高コスト化の原因)
- 代替可能性のあるインフラ(CATV、ブロードバンド、5G)等の普及

持続可能性ある二元体制の維持・強化に向け、
放送のネットワークの最適化について、民放と連携を深めて推進していきたい。

54

2

「共同利用型モデル」についてのコメント①

NHK

項目	コメント
インフラに関して 課題と認識している点 (資料8-6関係箇所: P12上段・P13上段)	<ul style="list-style-type: none">人口減少地域における送信インフラ設備の維持に係る人材・費用の負担が困難である状況は、課題であると認識している。中継局/マスター共用やブロードバンド(以下、BB)代替等の時代に合った効率的なインフラの様々な可能性を追求し、「二元体制による放送のあまねく全国への普及」「情報空間全体の中での二元体制の役割の発揮」を目指していきたいと考える。
「共同利用型モデル」 のメリットや留意点 (同: P8)	<ul style="list-style-type: none">NHK・民放で送信インフラを一元管理することで、共同利用範囲内でより経済合理性が実現できるのであれば、NHK・民放双方にとって共同利用型モデルにメリットは存在すると考える。共同利用型モデルの範囲、ハード会社の設立・ガバナンス・エリアそれぞれにおいて、技術的な安全性・信頼性の確保を前提としたうえで、NHK・民放双方にとって、現状よりも経済合理性があることが必要である。NHK・民放の「あまねく義務」の程度が異なるため、どのような範囲・区分にするのか、事前の検討が必須ではないか。(経済合理性の追求の「範囲」にも関わる。)

3

「共同利用型モデル」についてのコメント②

NHK

項目	コメント
「共同利用型モデル」 の対象となる設備 (放送用無線局) (同: P12)	<ul style="list-style-type: none">各局のコスト削減ニーズが強いのは小規模局+ミニサテ局以下だが、小規模局+ミニサテ局以下に限定する場合、不採算エリアの切り出しとなり、経済合理性の確保が厳しくなるのではないか。(海外事例も、ネットワーク全体を対象とし、加えて放送以外の事業分野も持っていることに留意すべきではないか。)運用・保守についても、大規模局へのメンテ機能等が各局に残ることになり、機能重複により、経済合理性が実現できない可能性があることを視野に入れるべきではないか。資産共有を考える場合については、BB代替等により不要となる資産(鉄塔等)の撤去費用をハード会社が負担すると、ハード会社に過度な負担を強いることとなり、持続可能性に悪影響が生じる恐れがあるのではないか。辺地共聴(NHK共聴・自主共聴)について、区分しつつ協力できる枠組みが必要ではないか。
「共同利用型モデル」 の対象となる設備 (マスター設備) (同: P13)	<ul style="list-style-type: none">共同利用に係る仕様統一化等のコストを考慮しても、経済合理性が成り立つのであれば、マスターも共同利用型の意義はあり得るのではないか。

4

項目	コメント
ハード事業者の設立、ガバナンス、エリア (同: P12中段・P13中段)	<ul style="list-style-type: none"> 関係者間で適切な責任を負い、全体の効率化を実現するためのスキームとして、共同出資によるハード会社設立は、選択肢としてはあり得るのではないか。 持続可能性を保てる組織・常に経済合理性を追求する形を目指すべきである。 ハード事業者の数については、全範囲全業務で1社なのか、エリア・業務に応じて複数社なのか、選択肢には一長一短が存在するのではないか。
ミニサテに対するNHKのコスト負担(受信料の活用) (同: P12下段)	<ul style="list-style-type: none"> 放送法改正案(難視聴解消に係るNHKの民放への協力努力義務)を踏まえるならば、「視聴者・国民の理解が得られる範囲」で「持続的に二元体制を支える仕組み」であれば、一定の負担について、検討の視野に入り得るのではないか。

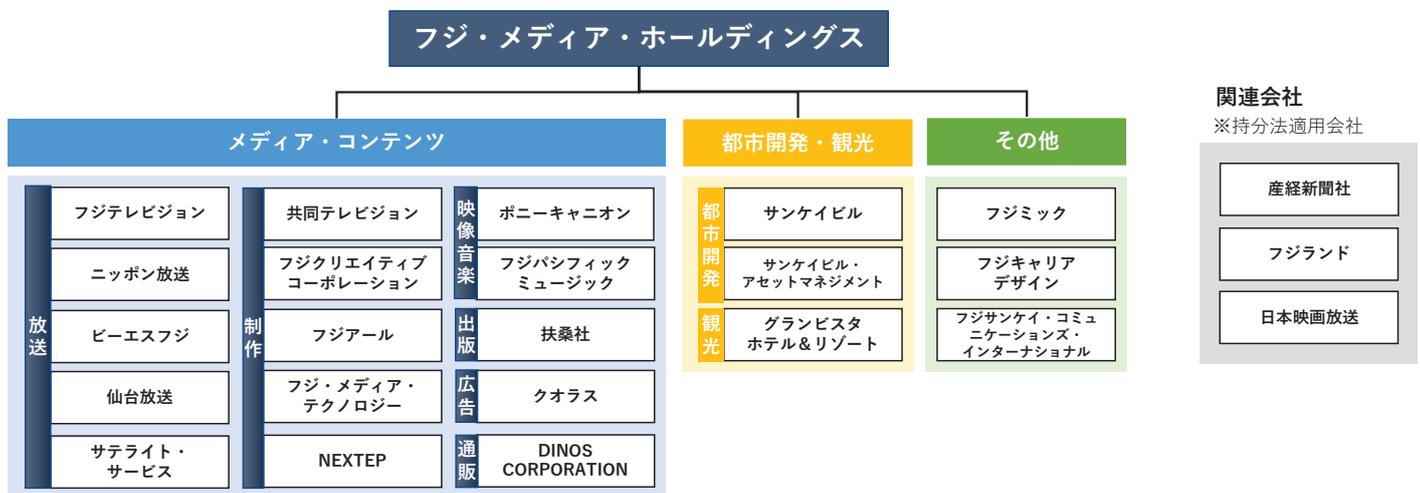
(7) 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
(資料4-3)

1. フジ・メディア・ホールディングスの概況、FNS系列への出資状況など
2. 要望 認定放送持株会社におけるマスメディア集中排除原則の特例について
 - 要望① 「12放送対象地域制限」の撤廃
 - 要望② 「衛星基幹放送のトラポン数の上限」の緩和

1

フジ・メディア・ホールディングス グループ概略図

➤ フジ・メディア・ホールディングスは、放送事業を中心に、「メディア・コンテンツ」、「都市開発・観光」の主に2つの事業セグメントで構成されている



主な子会社・関連会社を記載

2

フジ・メディア・ホールディングス

- 12地域制限対象（議決権保有1/3超）
→11地域（5社）をすでに保有

議決権保有1/2超（子会社）	
フジテレビ（関東7地域）	100.0%
仙台放送	72.3%
議決権保有1/3超	
NST新潟総合テレビ	33.7%
長野放送	44.0%
テレビ新広島	33.5%

- 12地域制限対象外（1/10超～1/3以下）
→制限対象に迫る社が複数あり

議決権保有1/10超（関係会社）	
北海道文化放送	21.0%
岩手めんこいテレビ	32.6%
秋田テレビ	24.4%
さくらんぼテレビジョン	12.0%
福島テレビ	33.3%
テレビ静岡	21.0%
関西テレビ放送	24.9%
山陰中央テレビジョン放送	21.6%
岡山放送	23.7%
テレビ愛媛	20.2%
高知さんさんテレビ	19.9%
テレビ熊本	24.2%
沖縄テレビ放送	30.2%

その他（1/10以下）	
富山テレビ放送	
石川テレビ放送	
福井テレビジョン放送	
東海テレビ放送	
テレビ西日本	
サガテレビ	
テレビ長崎	
テレビ大分	
テレビ宮崎	
鹿児島テレビ放送	

※フジネットワーク（FNS）は、各地域の独立したメディア事業会社の集合体で、番組供給、営業、報道（FNN）の相互協定で結ばれている

認定放送持株会社制度の活用

認定放送持株会社のメリット

- ① 持株会社を通じてグループ全体の資金調達を行うことによりデジタル化に伴う傘下の放送事業者の資金調達が容易になり、さらには、その経営基盤の強化に資する。
- ② 競争の激化、広告市場の伸び悩み等の厳しい経営環境にあって、人材、資金、設備等について経営資源の効率的運用が可能となる。具体的には、一般管理部門を持株会社に集中することやコンテンツのマルチユースに向けた著作権処理を持株会社において一元的に行うこと等による事業の効率化が考えられる。
- ③ 通信・放送分野や他分野で各種競合や連携が進展する中で、放送事業者相互間や、放送事業者と通信事業者との連携ニーズに柔軟に対応できる。
- ④ 通信・放送融合に関する新規事業等を放送事業者の一部門として展開するのではなく、その新規事業を放送事業と同様に持株会社の子会社の事業として位置付けることにより、安定性が求められる放送事業に直接リスクを及ぼすことなく事業を展開することが可能となる。
- ⑤ 以上を通じて、我が国の放送産業の国内的及び国際的な競争力の強化に資する。

出典：「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告（平成18年）

- ✓ フジ・メディア・ホールディングスは、制度の利点を活用しながらグループ経営を推進してきた
- ✓ 認定放送持株会社制度のさらなる活用に向け、緩和を検討いただきたい

要望① マス排特例「12放送対象地域制限」の撤廃

【現行】認定放送持株会社は、

- 最大12放送対象地域まで保有可（広域局は、関東7・近畿6・中京3）
- 1/10超1/3以下の議決権保有の場合はこれに含めない
→議決権保有1/3超の放送事業者の放送対象地域の合計は12地域に制限されている

12放送対象地域制限の撤廃を要望

- ✓ 弊社は現在11地域を保有し、上限に迫りつつあることに加えて、議決権保有1/3に迫る局がすでに複数存在することから、経営の選択肢を広げるため上限の撤廃を要望
- ✓ 今後の地方経済の状況次第では、系列局の地元株主が株式を手放すことも想定され、資本政策上の問題となる
- ✓ この撤廃に関わらず、「多元性・多様性・地域性」の三原則を堅持していくことに変わりはない

5

要望② マス排特例「衛星基幹放送のトラポン数の上限」の緩和

【現行】認定放送持株会社はマス排の特例として、BS放送の0.5トラポンまで使用可能

現行		BS放送（2K・4K）
	認定放送持株会社	各0.5トラポン

トラポン数の上限の緩和を要望

- ✓ 複数局のBS放送の保有が認められているにもかかわらず、0.5トラポン上限では事実上1社しか保有できない
- ✓ 動画配信市場が急成長する中、衛星事業を含めた今後のメディア事業における選択肢を広げたい
- ✓ 動画圧縮技術の進展等により、衛星周波数の希少性は緩和傾向にある

6

(8) 株式会社テレビ朝日ホールディングス
(資料4-4、資料6-1)

デジタル時代における放送制度の 在り方に関する検討会（第4回） ご説明資料

2022年1月24日

テレビ朝日ホールディングス

1. テレビ朝日系列の概要および基本方針

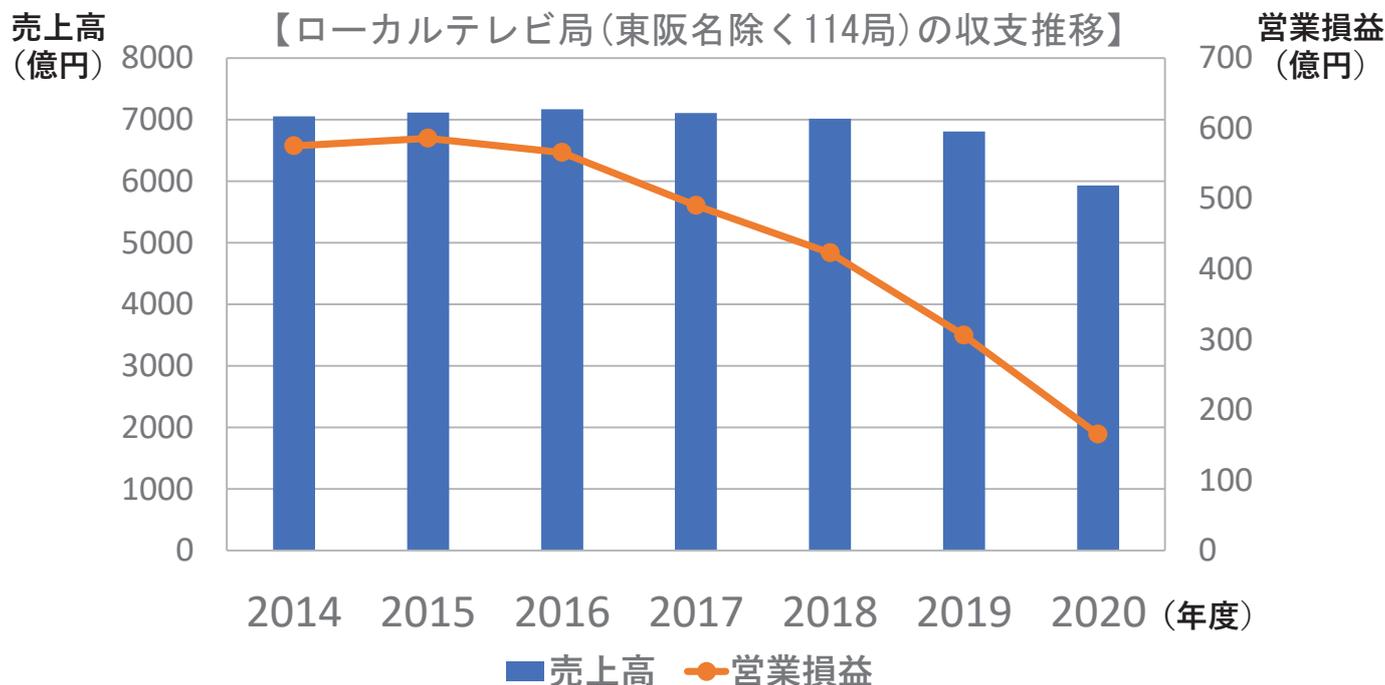
tv asahi

- ・ テレビ朝日系列は、全国ネットを実現するため1996年に現在の24局体制に。
- ・ 主な目的
 - ① 全国をカバーするニュース取材、情報発信拠点の確保
 - ② 全国規模のスポンサーのニーズに応えるための営業拠点の確保
 - ③ 世界的あるいは全国規模の大イベント、大型スポーツ物件等の権利獲得の際の優位性の確保
- ・ 現在のネットワーク体制は、この目的の実現と効果の最大化に適している。
- ・ このほか、編成・報道・営業・制作・デジタルサービスなど幅広い分野で協力体制を構築しており、テレビ朝日と系列局とは互恵関係にある。

現在のネットワーク体制を堅持していくことが、当社の基本方針

2. ローカルテレビ局を取り巻く環境①

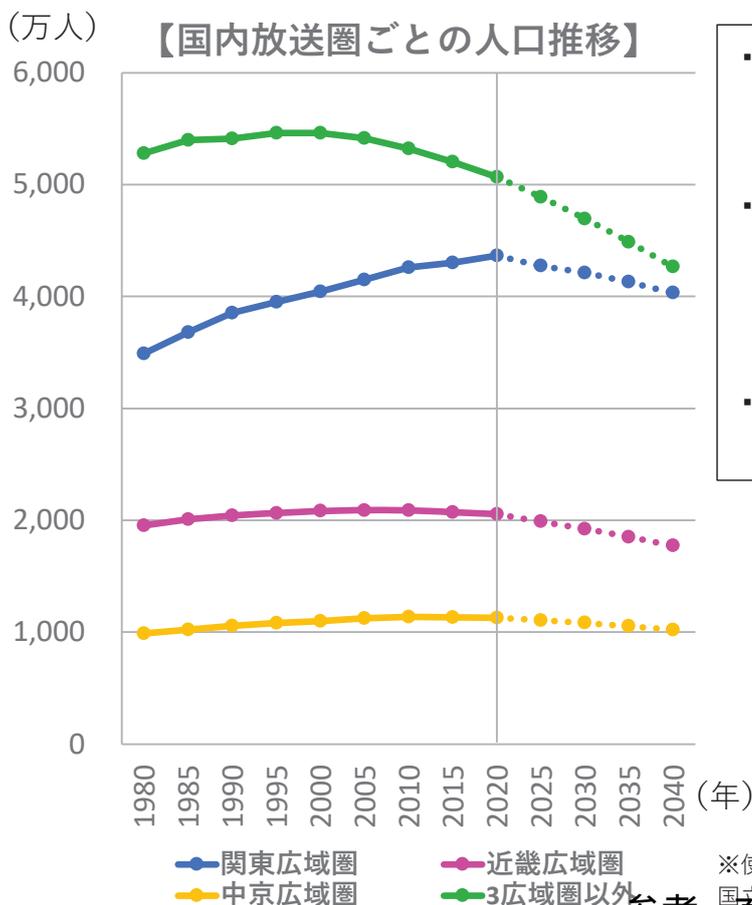
- ・ローカルテレビ局は、全体的に2016年度をピークに売上高が減少傾向にあり、営業損益は顕著な減少トレンドとなっている。



※当検討会(第1回)配布事務局資料データより作成

2

2. ローカルテレビ局を取り巻く環境②



- ・直近の人口推移は、関東広域圏では増加傾向だが、3広域圏以外の地域は既に減少。
- ・今後の推計では、3広域圏以外の人口は、関東広域圏に近くなることが予測されている。
- ・3広域圏以外は、現在29の放送地域(県域)に分割され、放送を実施。

3広域圏以外の地域では、人口減に伴う、地域経済の規模縮小が顕著で、メディアとしての媒体力、ビジネスモデルの維持・発展が将来の課題。

※使用データ：国勢調査 都道府県人口(1980~2020年) 国立社会保障・人口問題研究所H30推計(2025~2040年)

2. ローカルテレビ局を取り巻く環境③

- ・今後の地上テレビの営業収入の伸び率予測において、ローカル局の減少傾向が続く見通しとなっている。

図表4. テレビ、ラジオ営業収入年度別伸び率予測 (2021-2030年度)

年 度	実績	予測 →						26-30 年平均	
		2020	2021	2022	2023	2024	2025		2030
地上テレビ	前年度比増減率:%	-11.3	9.5	3.0	-1.0	-0.1	-0.2	-0.5	-0.5
	比率(2019=100.0)	89.0	97.3	100.2	99.2	99.1	98.9	96.6	
東阪名	前年度比増減率:%	-10.8	10.4	3.3	-1.2	0.0	0.0	-0.4	-0.4
	比率(2019=100.0)	89.2	98.5	101.7	100.5	100.6	100.6	98.8	
ローカル	前年度比増減率:%	-12.8	7.8	2.4	-0.7	-0.6	-0.6	-0.9	-0.9
	比率(2019=100.0)	87.2	94.0	96.3	95.6	95.0	94.4	90.4	
ラジオ	前年度比増減率:%	-16.0	3.3	2.0	-1.6	-0.6	-0.8	-1.0	-1.0
	比率(2019=100.0)	84.0	86.8	88.6	87.2	86.7	86.1	81.7	
中短波	前年度比増減率:%	-13.6	2.8	1.5	-1.3	-0.8	-0.9	-1.1	-1.1
	比率(2019=100.0)	86.4	88.8	90.2	89.0	88.3	87.5	82.7	
F M	前年度比増減率:%	-19.0	4.1	2.7	-2.0	-0.2	-0.6	-0.9	-0.9
	比率(2019=100.0)	81.0	84.3	86.6	84.9	84.7	84.2	80.3	

*1. 2021年度は収益認識会計基準を適用しないベース。

※出典：民放連研究所「民放経営四季報」(2021年12月)

4

3. テレビ朝日系列の将来的な課題

<現状認識>

- ・系列各局の業績は、2020年度はコロナ禍の下で減収に見舞われたが、コストコントロールの徹底と広告市場の復調に伴い、2021年度は回復傾向にある。
- ・コストコントロールの他に、可能な合理化を行うことで、経営の効率化は一定程度は可能。

<将来的な課題>

- ・メディア環境の変化や地方における人口減などにより、今後、テレビ広告市場が想定以上に縮小していく懸念もぬぐい切れない。
- ・中小規模のローカル局は放送を維持するための固定的な経費の比率が高く、これ以上のコスト削減には限界がある。
- ・経営難が顕在化した際に迅速に対応するためには、先行して経営の選択肢を増やしておくことが望ましい。

4. 経営難が顕在化した場合の対応策

<現 状>

- ・ 当系列のローカル局は、全国ネット番組、自社制作番組、ローカルニュース、外部コンテンツ(番組販売etc.)を各社が独自に編成し、自社設備にて放送。
- ・ 独自に編成している現状においては、放送マスターをはじめとする設備投資や、24時間放送を維持する運用費などの技術関連コストが重い負担となっており、それ以外の部分を合理化しても効果は限定的。

<対応策>

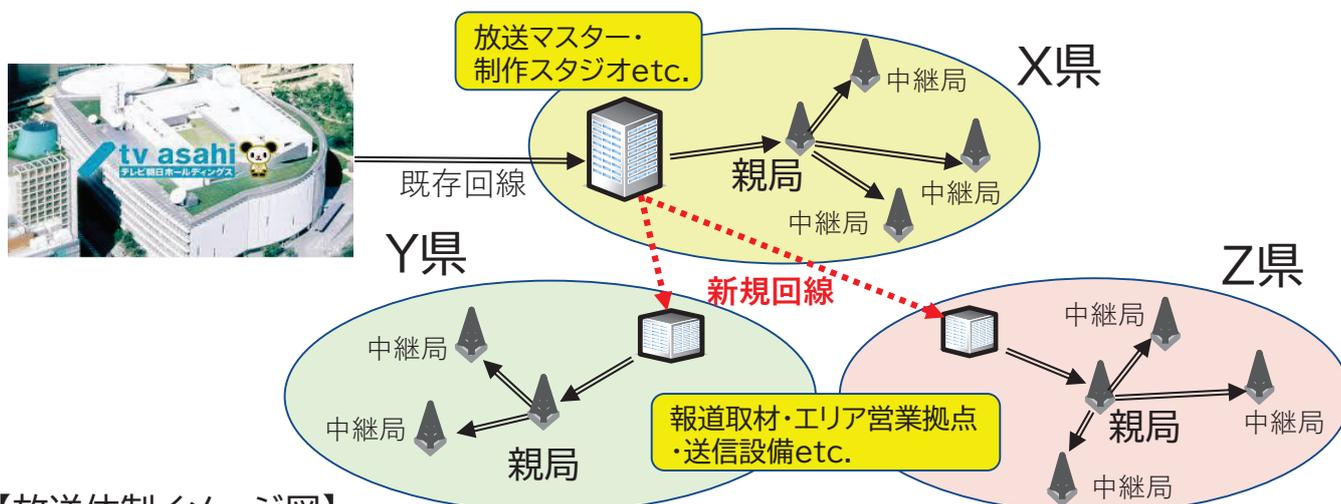
- ・ **系列内の複数地域で、同一放送が可能となれば、放送実施に必要な固定的費用の抑制が可能**となる。この費用の抑制は、コンテンツ制作に対しても有益。
- ・ **地域情報発信の維持が大前提**で、マスメディア集中排除原則の理念である「多様性」確保は可能。
- ・ 同一放送とする際に、対象地域の放送局について、経営統合も選択肢となる。
- ・ 全国ニュースネットワークの維持のため、**既存の取材拠点の機能は堅持する**。

6

5. 対応策の具体的なイメージ

経営の選択肢としての想定放送体制

- ・ 複数地域の放送番組を同一化し、放送マスター、制作スタジオ等を一元化
- ・ 既存の放送網を活かしつつ、固定的費用を抑えながらコンテンツを制作
- ・ 各地域の報道取材拠点を維持し、対象地域(X, Y, Z県)の情報をしっかり伝達



【放送体制イメージ図】

7

テレビ朝日系列における要望事項

- ・ 将来の人口減やメディアを取り巻く環境の変化に適切に対応して、地域の情報発信を維持していくことが重要
- ・ テレビ朝日の系列局は現在、経営の合理化に努めているが、経営難が顕在化した際に迅速に対応するための手段を、あらかじめ確保しておくことは有益
- ・ 系列内の複数地域で同一放送が可能となれば、当該複数地域の情報発信を維持しながら、固定的費用の抑制が可能となり、コンテンツ制作にも寄与

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」
当社へのヒアリングに関する補足説明

2022年3月8日
株式会社テレビ朝日ホールディングス

当検討会第4回会合で、当社から放送制度整備の要望をご説明させていただきましたが、これを受けて第5回検討会においても構成員の皆様などからいただいたご質問やご意見に関連し、補足説明をさせていただきます。

1. 構成員のご意見に対する見解

(1) 地域情報を確保するための仕組みについて

- ・ 系列局は地域の取材拠点として重要な役割を担っており、映像素材や取材結果は、当該エリア内へ情報発信されるのみならず、報道番組の制作などを通じて系列全体にも恩恵をもたらすものです。同一放送の対象となった地域においても、報道取材体制は極力維持し、ニュース編成が特定のニュースに偏らない工夫が必要と考えます。
- ・ 複数地域において、同一内容の放送が実施されている例として、岡山・香川の両県、鳥取・島根の両県が挙げられますが、同一放送であることについて、地元の視聴者から特段のご意見をいただいているとは聞いておりません。
- ・ また、放送局の経営状況が厳しくなると番組制作費などの削減に踏み切らざるを得ず、それによって取材力や番組制作力も低下するという縮小再生産に陥ることも危惧されます。放送番組の同一化により経営状況に余裕が生まれれば、コンテンツ制作に新たな費用を投下することも可能となると考えます。

(2) 営業拠点としてのローカル局について

- ・ 複数地域で放送番組を同一化した場合に、視聴率や地元スポンサーの売り上げなどに一定の影響が出ることが予想されますが、一方で、複数県を一つのマーケットと捉えた共同企画セールスをスポンサーに提案するなど様々な工夫によって収益拡大を図る余地はあると考えます。

(3) 同一放送対象地域での系列を超えた連携・統合について

- ・ 同一放送対象地域における系列を超えた連携・統合については大きく2つの方策が考えられます。
 - (イ) 管理部門や技術部門などは統合するが、チャンネル数は維持する
 - (ロ) チャンネルも統合し、クロスネット局化する
- ・ (イ) のチャンネル数を維持するプランでは、競争環境は従前と同じであり、直接的な売り上げの拡大にはつながらない一方で、放送マスターはそれぞれのチャンネルで維持する必要があり、番組制作もそれぞれ必要になるので、経費削減効果は限定的と思われる。

- ・ また、同じ社内で報道や営業をどのように棲み分けるのか、系列の秘密保持をどう担保するのかなど難しい課題も多いと思われます
- ・ (ロ) のクロスネット局化については、チャンネル数を維持する場合に比べて合理化効果が期待でき、統合までの作業もチャンネル数を維持するよりは簡易と考えられます。しかしながら、当社としては現在のネットワークを堅持するすなわちチャンネル数は維持すべき、という方針であるため、現時点ではクロスネット局化は検討しておりません。チャンネル数の減少は、マスメディア集中排除原則の多様性・多元性の担保という面からも慎重な検討が必要であると考えます。

(4) その他

- ・ 地域情報を確保するための施策として「事後検証だけではなく、事前のチェックができるような一定の基準を設けるべき」というご意見の一方で、「形式的な基準を設けるより、実質的に、地域情報の発信を担保できる観点で緩和していくべき」とのご指摘もありましたが、複数放送地域における放送の同一化は、テレビ広告市場が想定以上に縮小し、ある地域の放送局が存続することが困難になった場合でも、そのエリアでの放送を継続できるようにするための方策の一つとしてご提案したものであり、できるだけ柔軟で使いやすい制度整備が図られることを要望いたします。

2. マルチスクリーン型放送研究会のご意見に対する見解

(1) ローカル局の存在意義の指標について

- ・ ローカル局の存在意義が「自社制作比率」だけでは計れないことや、各種イベント主催などの活動を通じてローカル局が「地域の文化・経済・情報・安心安全の要を担っている」ことについては疑う余地のないことと考えます。

(2) CM出稿への影響について

- ・ 隣接するローカル局の放送波が統合され、複数県で同じCMしか流せなくなると、地元企業のCM出稿が減少したり、全国スポンサーのキャンペーンなどにも支障が出るほか、地域事情に合わせたマーケティングも実施しづらくなるのではないかとのご指摘を受けました。
- ・ 我々としても、現状通り、各局が独自に番組を編成・制作し、放送することが最も望ましい姿であると考えております。その一方で人口減少に伴う地方経済の縮小が現実のものとなる中、将来、ローカルCMを含めたテレビ広告の出稿量が減少し、放送を維持するために必要な売上高を確保できないという事態になることも懸念されます。万が一の状態に陥った場合でも地域での放送を継続するためのひとつの手段としてご提案をいたしました。その場合には、ご指摘のCMの在り方など課題があることも十分認識しております。

以上

**(9) 規制改革実施計画に係る放送事業者への
アンケート結果概要
(資料2-1)**

規制改革実施計画に係る 放送事業者へのアンケート結果概要

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和3年12月6日

アンケート結果概要①

1

▶ 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)を受けて、地上テレビジョン放送事業者に対して、次の内容についてアンケートを実施。主な回答は以下のとおり。

- ・ 経営基盤強化に係る規制・制度改革の具体的な要望
- ・ 既存の放送業務に関わる設備の共用化に係る具体的な要望 など

対象:地上テレビジョン放送事業者127社 → 回答:108社

実施期間:令和2年9月23日～10月30日

1. 経営基盤強化に係る規制・制度改革の具体的な要望

○ マスメディア集中排除原則(18社)

- ・ マスメディア集中排除原則の緩和を要望
- ・ マスメディア集中排除原則を緩和することには慎重な議論が必要
- ・ 役員兼任比率「5分の1」規制の緩和
- ・ 常勤役員兼務規制の緩和
- ・ 放送対象地域外の放送事業者に対する議決権保有比率「3分の1」規制の緩和
- ・ 同一放送対象地域における支配規制の緩和
- ・ 三事業支配の禁止の廃止

○ 放送対象地域の見直し(6社)

- ・ 関東、中京及び近畿に限定されている広域放送圏の適用地域拡大
- ・ 県域に限らない柔軟な免許・認定制度
- ・ 「あまねく受信」努力義務の緩和

1. 経営基盤強化に係る規制・制度改革の具体的な要望（続き）

○ 財政支援(27社)

- ・ インターネット配信事業等に対する財政支援
- ・ 放送コンテンツ海外展開に対する支援拡充
- ・ 災害時における放送継続のための支援
- ・ 設備投資・維持管理等に対する支援

○ 著作権処理関係(13社)

- ・ インターネット配信に伴う権利処理の簡素化等
- ・ 権利処理費用の減額措置

○ NHKの在り方(5社)

- ・ NHKの業務拡大について慎重な議論を求める
- ・ 民放も含めた放送とインターネットの両立・共存を求める

1. 経営基盤強化に係る規制・制度改革の具体的な要望（続き）

○ その他(18社)

- ・ 経営状況、地域事情や事業規模の実情を踏まえた要望の汲み上げ
- ・ ローカル局が担う地域への公共性が損なわれるような制度改革は望ましくない
- ・ コロナ禍の影響で厳しい経営環境が続いているため、規制緩和を進めてほしい
- ・ 認定放送持株会社制度の施策の方針を示してほしい等
- ・ AMラジオ放送のFM転換
- ・ ハード・ソフト分離のような業態変更の制度創設
- ・ 再放送エリアの在り方
- ・ 今後のラジオの在り方
- ・ 地域における電波環境の改善
- ・ 支障木の伐採や施設補修の規制
- ・ ネットワーク編成の在り方

2. 既存の放送業務に関わる設備の共用化に係る具体的な要望

○ NHKに対する要望(ミニサテライト局関連を除く。)(31社)

- NHKが開発した最先端技術（リアルタイム字幕生成装置の音声認識システム等）やアーカイブ映像等の提供
- NHKが構築しているインターネット配信設備の共用
- 共建の中継局・設備に係る更改時期の同一化や費用負担割合の調整
- 災害報道における機材や映像の共用・共有

○ ミニサテライト局に関するNHKに対する要望(30社)

- NHKとの共建のミニサテライト局の更新、維持管理負担や対象地域住民との調整については、NHKが行うよう要望

○ 他局との設備共用や代替措置(22社)

- マスター設備、送信所、インターネット配信設備等の他局との共用
- 世帯数が少ないエリアの中継局の廃局、ICTサービスやケーブルテレビでの代替
- クラウドの利用によるシステム共通化
- 各社の番組アーカイブの集中管理化
- 災害時における放送継続のための系列を超えた予備送信機等の共用

2. 既存の放送業務に関わる設備の共用化に係る具体的な要望（続き）

○ その他(10社)

- 今後の制度設計に当たり、事業者側との十分な協議の要望
- 設備共用化の検討について、総務省、NHK及び民放等による協議体制の構築
- 設備共用化は放送局の独立性を保った上で、制度設計を行うよう要望
- 中継局の効率的な置局に係る施策の要望
- 災害情報の一元的な提供
- ワンセグ放送の運用の見直し
- 放送設備の仕様の統一化等

(10) 放送事業者との意見交換の結果について
(資料7-1、資料8-1)

放送事業者との意見交換の結果について

デジタル時代における放送制度の 在り方に関する検討会事務局

令和4年3月14日

放送事業者との意見交換の結果について

1

○ 令和4年3月9日、三友座長は、愛媛県に出張し、同県の放送事業者(5社※)との意見交換を実施。

※ NHK松山拠点放送局、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社テレビ愛媛、南海放送株式会社

<主な内容>

(1) ローカル局の役割	<ul style="list-style-type: none">● 地域住民の「知る権利」に応えるとともに、視聴者の安心・安全に資する情報をはじめ、多様で豊かな情報を視聴者に届けることがローカル局の役割。● 日々のニュース取材、番組制作、営業活動等において、地域の人たちとの距離は近い。文化やスポーツなどのリアルイベント等も織り交ぜた多様な提案を行い、地域の人たちを巻き込みスポンサー企業も共に成長。
(2) 放送ネットワークインフラの在り方	<ul style="list-style-type: none">● 環境変化を踏まえ、持続可能な組織とするため、特に人口減少地域における設備等の最適化を図りたい。● 中継放送設備の維持更新は経営にかなりの負担。設備等の在り方の検討では、NHKに中心的役割を期待。● 伝送手段の多様性を許容することは合理的。ブロードバンド代替がコスト削減に繋がるかは精査が必要。● 「協調すべきところは協調すべき」を前提に進めた際に負担軽減になるのか、マスター設備共同化によるコストメリットはあるのか等について検討し、最終的には経済合理性で判断すべき。
(3) インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none">● ローカルニュースのネット同時配信の実施や自社アプリの開発を実施。課題は収益確保への配信視聴者数の増加と安定化、コンテンツ単位での収益確保、配信コンテンツの増加等。● インターネットの活用は、番組配信等による収益が増加傾向にあるなど、経営基盤の強化のための有力な選択肢の一つであると考えており、今後もこれまで以上に注力していく予定。● 自社プラットフォーム、YouTubeチャンネル、TVer等の社外プラットフォームにて配信を実施。課題は人材・労力・費用と収益のバランスと権利処理の手続き。
(4) マスメディア集中排除原則と放送対象地域	<ul style="list-style-type: none">● 認定持株会社の傘下に入っているローカル局においては、経営の自主性が確保されており、多様性・多元性・地域性が毀損されている状況にない。認定放送持株会社による12地域制限の緩和により、経営状況が悪化したローカル局が支援を受けられるようになる。地元株主が株を手放す可能性もある。● マスメディア集中排除原則の緩和はローカル局の経営戦略の選択肢を増やすために重要な考え方。他方、同一地域内に係る緩和については、キー局中心の「系列」構造が維持されている間は必要性を感じない。● マスメディア集中排除原則の緩和については、経営の選択肢が増えるという点では賛同。● 放送対象地域の拡大による番組の同一化は、地域での広告の価値・需要が下がる懸念があるが、将来的に経営状況が悪化した場合の選択肢としてあるのはよい。
(5) 公共放送のインターネット配信	<ul style="list-style-type: none">● 公共放送等におけるインターネットによるテレビ番組配信は、時代の趨勢と受け止めているが、地上波の視聴率に影響を与えることを懸念。● NHKは今後も民放との二元性も確保して、NHKとしての方向性を示し広く理解を得ながら、インターネット活用業務を進めるべき。● NHKによるインターネット活用は「放送の補完」という位置付けであり、これを堅持することが重要。NHKのインターネット活用業務の拡大は、民間事業を圧迫する可能性がある。
(6) クラウドファンディングなど地域住民による支援	<ul style="list-style-type: none">● クラウドファンディングは有効な手段の一つであるが、放送局の公平性・中立性が維持できなくなる懸念がある。● 個人が放送局を支援する場合においては、放送における言論の多様性を担保できることが重要。● スポンサーや株主との関係性整理しなければならない課題がある。

放送事業者との意見交換の結果について

デジタル時代における放送制度の 在り方に関する検討会事務局

令和4年4月15日

放送事業者との意見交換の結果について(長野県)

1

○ 令和4年3月19日、金子総務大臣及び三友座長は、長野県を訪問し、同県の放送事業者(7社※)との意見交換を実施。

※ NHK長野放送局、株式会社テレビ信州、株式会社長野放送、信越放送株式会社、長野朝日放送株式会社、長野エフエム放送株式会社、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟信越支部長)

<主な内容>

(1) ローカル局の 現状と課題	<ul style="list-style-type: none">● 2019年10月の台風19号や新型コロナの影響により、令和2年度の業績は大きく落ち込んだ。● 全国的に自然災害が相次いでいる中、地域情報発信の担い手として、ローカル局が果たす役割は大きくなっている。● 現在、検討会において、認定放送持株会社の地域制限緩和や放送対象地域に関する議論など、経営の選択肢を増やす方向で議論が進んでいるが、選択肢が増えるということは、ローカル局が経営力の維持向上を目指す上で前向きな材料になる。● 単独の県の放送局として従来のビジネスの受け皿は今のままで、複数県での共通キャンペーンや同一の番組展開等を新しい会社で取り組むことを考えている。
(2) 放送ネットワーク インフラの在り方	<ul style="list-style-type: none">● 長野県は山間地が多く、中継局の設置とその保守管理は平野部の人口密集地に比べ負担が大きい。特に、カバー率3%弱の小規模中継局、ミニサテライト局の維持費の割合が全体の約1/4と高く、負担となっている。● 今後世帯数の減少が進む地域において、ミニサテライト局等の小規模な施設は、世帯当たりのコストが上昇し、電波によるサービスが非効率になることが懸念される。また、共聴設備等は、保守管理に必要な人材の確保などの課題も出てくるだろう。● 長野県内では放送事業者間の連携がうまく機能しているが、今後もこの連携体制を維持し、地上テレビ放送をあまねく伝え続けていくことが重要。うまく連携しながら最新の技術も活用して、放送ネットワークの最適化を進めることが必要。電波によるサービスが非効率な地域や共聴の維持が困難な地区等については、ブロードバンドやケーブルテレビをはじめとした代替手段の活用も検討していくことが必要。● ミニサテライト局は、NHK主体の整備・運用という形にできないか。ブロードバンドで代替する場合、民放としては経済合理性の観点が必要でコストの精査が必要。● 長野県は山に囲まれた地域が多く、ケーブルテレビの整備が進んでおり、代替においては、地区ごとの調査が必要だが、ケーブルテレビもひとつの選択肢。● NHKや民放各社で保守会社を作って運用する等、地方においてもできることがないか模索していきたい。● NHKとの共同建設のFM中継局については、スペックと費用の削減が課題。● 従来の放送設備をどうコストダウンしていくかの議論はされていない。例えば、マスターの更新・維持管理費用は大きな課題であり、マスターがパソコンとソフトウェアで完結するようなものを期待している。
(3) ローカル局におけ るコンテンツ制作	<ul style="list-style-type: none">● 長野県では、NHK、民放、ケーブルテレビ間の連携が進んでいる。全国4位の広さの県土をもつ長野県においては、地域情報をきめ細かく取材・放送するという観点において、放送事業者同士の連携は特に大きな効果が期待できる。災害報道においては、長野県は山間部が多く自然災害が多いため、さらに効果を発揮する。● 夕方を中心とするニュースのほか、平日午後12時から毎日2時間、自社制作の情報番組の生放送を実施している。長野県の基幹産業である製造業を支援するための番組をインターネットも含めて複合的に展開している。また、長年積み上げた番組制作のノウハウを生かして海外展開も推進しており、令和2年度は、タイの人気バラエティ番組を通じて県産食材の魅力を発信した。● 放送コンテンツ地域情報発信事業として、台湾に県内の観光地やグルメなどの情報発信を実施している。新型コロナの影響もあるが、今後とも積極的に取り組んでいきたい。● ローカル局としてもインターネット配信への取組は重要。視聴形態の変容への対応等からネット配信の拡充を図っていく必要があり、社内に専門部署を設置して推進している。ネットで全国発信することにより地域の活性化に貢献するとともに収益に結びつけていきたい。TVer等のプラットフォームが91テレビ局の公共性に鑑み、国としても強力な後押しをお願いしたい。

【放送事業者との意見交換の模様】（THE SAIHOKUKAN HOTEL）



挨拶を行う金子総務大臣



意見交換の模様



【ミニサテライト局の視察の模様】（西裾花台中継局）

にしすそばなだい



中継局の全景



放送事業者による中継局設備説明



放送事業者との意見交換の結果について（北海道）

○ 北海道の放送事業者（5社※）から寄せられた意見は、次のとおり（本年4月までの間に意見を取りまとめ）。

※北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道

<主な内容>

(1) デジタル時代における放送の意義・役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送メディアは情報を届ける責任を有する信頼度の高い媒体と考えている。 ● フェイクニュース等が出回る中、放送メディアには信頼できる情報発信に期待が寄せられている。 ● コンサートや美術展の開催等の芸術文化振興、地域に根付いた祭り、各種イベントを通じたコンテンツや地域の情報発信を通じて地域を活性化し経済活動を支援している。 ● 北海道の食や観光の魅力を北海道内外や海外に向けて発信し、地元のブランディングに貢献している。
(2) 放送ネットワークインフラの将来像	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道は国土の22%という広大なエリアであり、基幹局を含めた7局それぞれが他県の親局相当で、道内回線費用もかかる。 ● 広大であるがゆえに、地デジ化において既に可能な限り共建を行い、コストダウンの取り組みは行き着いている。 ● ブロードバンド代替は、配信主体、通信回線整備費用、通信回線利用料、通信サービス利用料の負担者とNHK受信料との関係を整理する必要があるのではないか。 ● ブロードバンド代替を採用するかどうかは、権利処理、品質、遅延、回線信頼性など総合的な判断が求められる。 ● 放送ネットワークインフラの将来像の検討に当たっては、ローカル局及び地域住民の費用負担が増えることのないようお願いしたい。 ● ミニサテの問題は歴史的経緯に鑑み、地域事情に明るいNHKが地元住民との向き合いも含め主体的に対応していただくことを要望する。 ● 各放送局バラバラではなく、統一感をもって進めていきたい。 ● ミニサテについては、ブロードバンド代替のみならず、地域事情によってはギャップフィルラーへの置き換えも選択肢となるのではないか。 ● マスター設備のIP化については、系列局の動きに合わせ、今後本格的に検討を進めていきたい。
(3) 放送コンテンツのインターネットの配信の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● ネット配信には配信コストがかかるため継続的にサービスを提供するには事業性が見込めることが必要。 ● ローカル局には配信の権利処理に詳しい人材が不足しており、権利処理には手間もかかる。 ● ネット配信の在り方の検討に当たっては、ローカル局の意見も汲んでもらいたい。 ● ネット配信を行う際にもきちんとファクトチェックをし、信頼すべき情報のみを提供している。テレビ局であるため、地域に根ざした良質なコンテンツを配信する努力を行っている。 ● 今後は、ネット配信でも地域情報を提供すべきと考えており、放送番組との連携やローカルコンテンツによる共感作りに取り組んでいきたい。
(4) デジタル時代における放送制度の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送と通信の融合により環境が激変しており、地域社会の在り方が変わり得る重要な議論であると認識している。 ● マスメディア集中排除原則の見直しは選択肢を増やすという趣旨と理解する。他事業者の出資が増えたとしても、地元密着の考え方は変わらない。
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ラジオのマーケットは小さくなる一方で毎年収支が厳しく、広大なエリアをカバーするための多くの送信所に対する設備維持の大きな負担がある。テレビのブロードバンド代替が許容されるのであれば、ラジオの通信伝送手段であるradikoもラジオネットワーク構成の一翼を担うものになり得るのではないか。

**(11) マルチスクリーン型放送研究会放送局有志
(資料5-2)**

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」への意見

マルチスクリーン型放送研究会 放送局有志

全国の民放ローカルテレビ局(以下:ローカル局)が多数参加しているマルチスクリーン型放送研究会の放送局有志は、貴会で検討されているローカル局の将来について意見を取りまとめました。

本意見はローカル局の将来を憂う当事者の個人的な考えであり、各々が所属する社を代表するものでも経営的見地でもありませんが、貴会の議論の参考になれば幸いです。

1. ローカル局の地域性の評価について

ローカル局の存在意義は『自社制作比率』だけではない

自社制作比率はローカル局の地域貢献を測る一つの尺度ではありますが、それは「放送番組」だけの話です。ローカル局は地域で様々な活動を行い、そうした営みを通して地域に根付いています。例えば美術展やコンサートを招へいすることで文化育成に寄与し、社屋イベントや祭りを開催して娯楽を提供し、小中高生や社会人が参加するアマチュアスポーツイベントを主催して教育や健康増進をサポートしています。参加者は子供から高齢者まであらゆる年代にわたり、長年継続されているものには地元の風物詩になっているものも少なくありません。こうした地道な活動を通して、ローカル局は県民との親近感を醸成しています。これらのイベントは、地元経済界やナショナルスポンサーを協賛に付けて実施されるものが大半で、ローカル局をハブとして地域経済の活性化にも貢献しています。

また、ローカル局の放送するユニークなご当地CMはエリア内の視聴者に親しまれています。もし隣接するローカル局の放送波が統合され、複数県で同じCMしか流せなくなると、県内だけでビジネスを行う地元企業のCM出稿が減少するだけでなく、ナショナルスポンサーが行う流通キャンペーンなどにもテレビCMが使いにくくなり、きめ細かなターゲティングが行えるデジタル時代に逆行します。

ローカル局はこれまで、放送エリア内の広告主のCMを制作、放送して地域の企業の成長を促しながらともに発展してきました。最大の収入源であるスポットCMが、県単位で出稿されているのは地域の特性に合わせてマーケティングする必要があったことだと考えます。

デジタル時代に対応するべくスマートフォンアプリやSNSで情報発信に取り組む局もあり、ほとんどの局が平時からローカルニュースを全国向けに配信しています。自治体首長選挙の開票速報や新型コロナウイルス関連の会見など、地域住民が今すぐに知りたい情報をライブ配信する局も数多くあります。また災害発生時は放送だけでなくインターネットを駆使して正確で迅速な情報伝達に努めており、自治体との間で防災協定を締結する局も増えてきました。

このようにローカル局は規模の違いこそあれ、地域に対する責任あるいはアイデンティティとして、その存在が地域の文化・経済・情報・安心安全の要を担っています。

これらの責務を全うするためには、報道だけでなく地域に潜在する様々な情報を掘り起こす「取材力」、編成した番組を速やかに隈なく伝える「発信力」、事業継続だけでなく地域経済の要としての「営業力」の3つは欠かせません。

地方再生に向け、ローカル局をどう活かすか

地方は海、山問わず優れた産品が豊富です。あるローカル局の社長は「宝庫(ほうこ)を倉庫(そうこ)にしなさい」と仰っていましたが、地方の魅力を紡ぎコンテンツとして仕上げることはローカル局の得意とするところ。特色あるローカル番組が時にはエリアや系列まで越えて放送されることで、その地方の魅力が広く周知されている事例は少なくありません。また情報に留まらず、ローカル局と地元企業が協働して地域の優れた産品を流通させる地域商社といった取り組みも始まっており、ローカル

局にはコンテンツを作り、国内外に伝えることが期待されています。

ローカル局は、これまでも今もこれからも県民が最も信頼する重要な情報発信基盤です。地方創生が叫ばれる中、資本の論理や経済合理性によるローカル局の間引き論ではなく、デジタル時代に豊かな地方を実現するためにローカル局をどう活かすかといった論点もご考慮いただきますようお願いいたします。

2. 放送ネットワークインフラの将来像

新たに NHK と民間放送事業者が協力して放送インフラの整備を行う場合は、各々のエリアのローカル局が主体的に関われるような進め方を要望するとともに、ローカル局及び地域住民の費用負担が増加しないように検討をお願いします。

また、これまで放送ネットワークインフラは災害時にも止まらない強靱性を確保してきましたが、将来像においても地域住民のため強靱性を考慮した技術検討をお願いします。

3. 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

インターネット配信は各放送事業者の経営判断によるものでありますが、例えばローカル局が 24 時間同時配信をしようとしても、主にキー局が制作する全国ネット番組は権利がないため放送エリア内でも配信ができず、自社制作番組以外は蓋かぶせとなってしまいます。

このようにキー局とローカル局では取り巻く環境が大きく異なるため、配信には多くの課題があります。デジタル時代に放送由来の地域メディアをどう発展させていくのか、制度整備を含めたグランドデザインが必要と考えます。

4. マス排緩和について

1. に示した、地域の文化・経済・情報・安心安全の要を担うローカル局の存在意義を念頭に置いた議論を求めます。

5. 最後に

民放連放送基準の前文に「民間放送は、公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。」と書かれています。これは、全ての民間放送に与えられた使命であり、キー局もローカル局も同じです。我々有志やマル研だけでなく、幅広く民放各局の当事者の意見を反映し、このデジタル時代に、この理念を全うできる放送制度を実現していただくことを希望します。

以上

*マルチスクリーン型放送研究会【<https://multiscreentv.jp/>】とは…
地域の新たな情報基盤を創造することに取り組む放送局やこれに賛同するものが幅広く集い、地域社会をより豊かなものにすることを目指して活動する全国のローカル局を中心とした任意団体（2021年1月末現在放送局64局を含む97社が参加）

○2011年12月に放送局が協働するセカンドスクリーンサービスの実用化を目指し設立

○主な活動

- ・2014年度～2016年度：セカンドスクリーンによる放送通信連携サービスの実用化に関し総務省実証実験に参加
- ・2018年度：ローカル局の課題になっている放送字幕について AI による自動音声認識サービスを活用する総務省事業に参加
- ・現在、独自の実験として静岡県のローカル局が協同するニュース配信サービス「ShizLIVE」【<https://shizlive.jp/>】を運営

(12) 東芝インフラシステムズ株式会社
(資料 8 - 4)

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会資料

マスター設備の現状や今後について

TOSHIBA

東芝インフラシステムズ株式会社
社会システム事業部 放送ソリューション営業部
府中事業所 放送・ネットワークシステム部
2022.4.15

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation

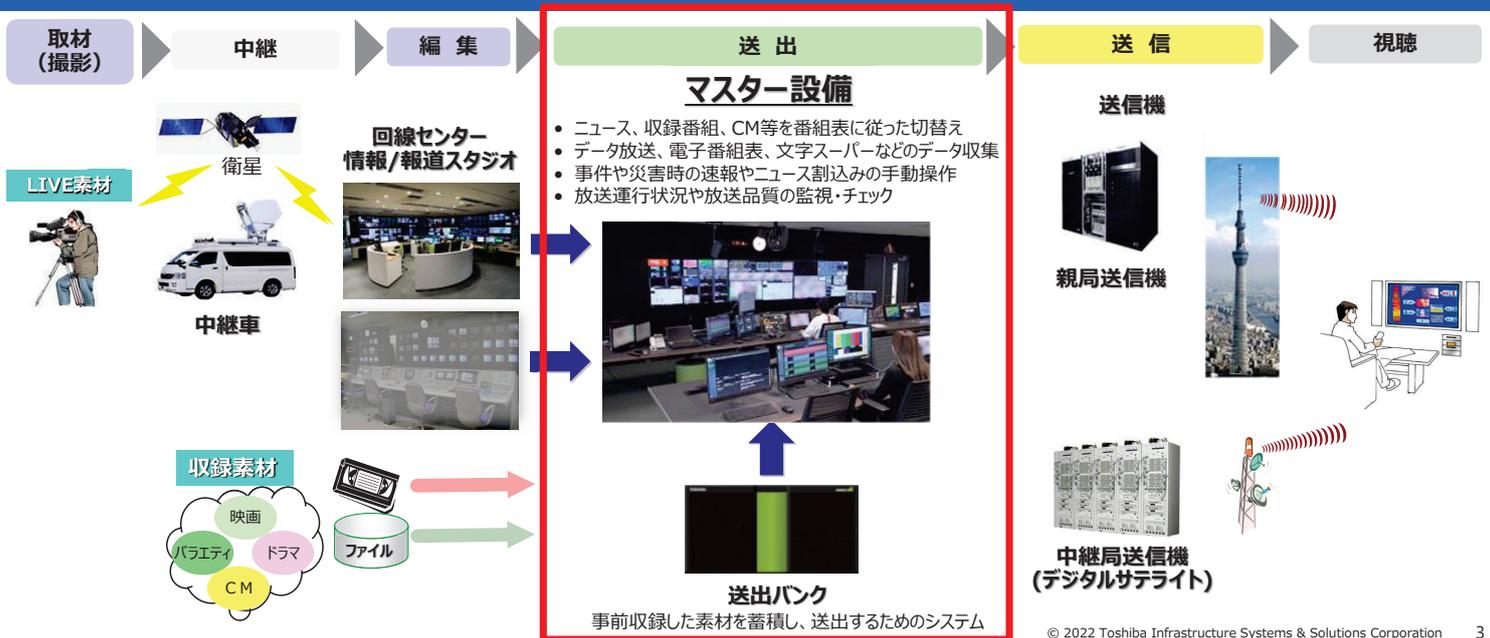
Contents

- 01 マスター設備とは
- 02 現状のマスター設備の課題
- 03 今後のマスター設備の考察
- 04 まとめ

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation 2

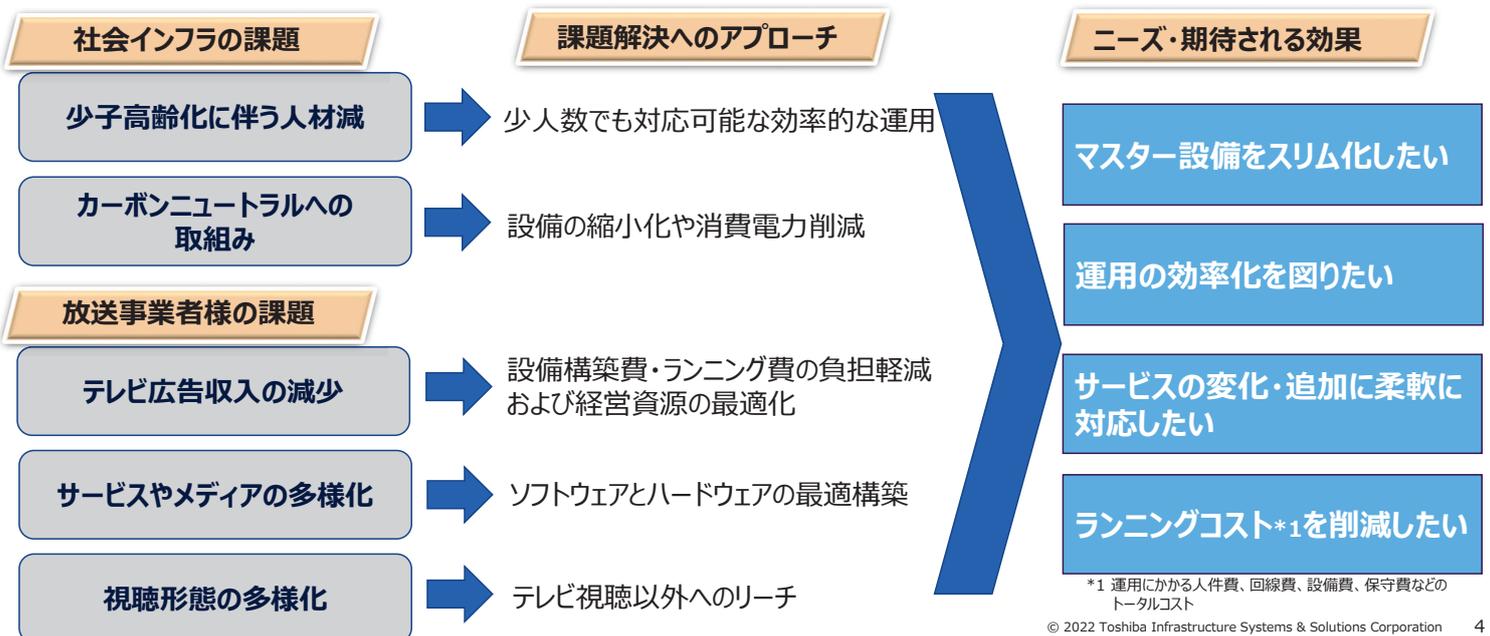
マスター設備とは

マスター設備は放送局の心臓部と呼ばれるシステム



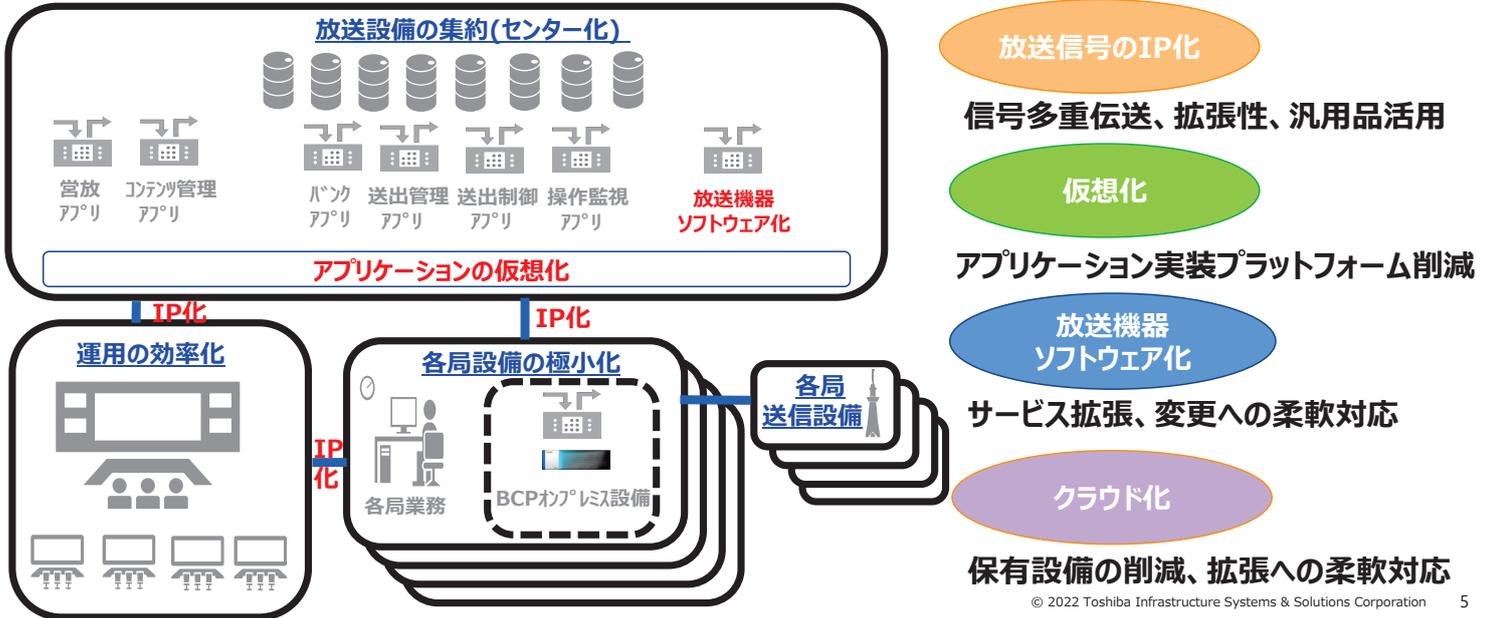
現状のマスター設備の課題

設備構築メーカーとして考える現状の課題と今後のニーズ・期待される効果は下記の通りである。



今後のマスター設備の考察

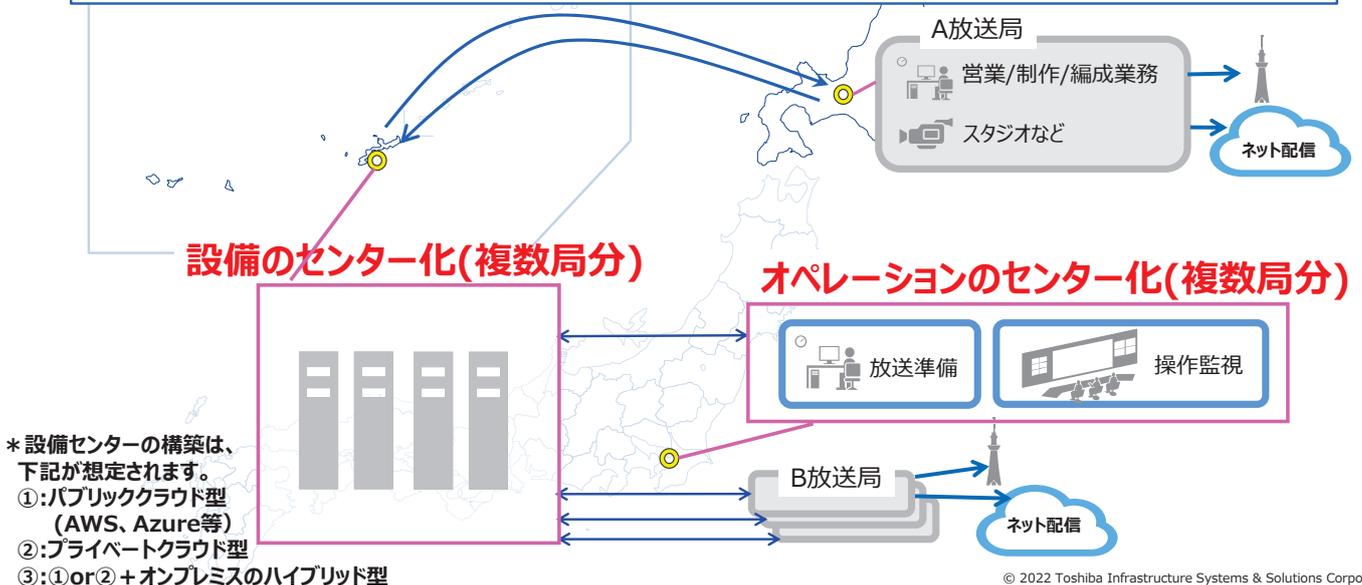
論点2でも議論されている「マスター設備の効率化」を検討中



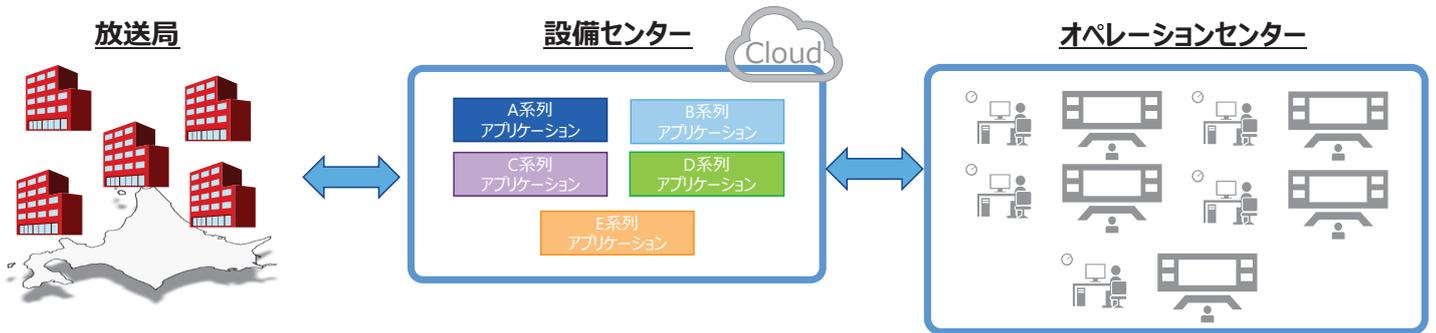
放送設備の集約(センター化)の概要

IP化・クラウド化により、ネットワークを介して放送設備を集約(センター化)することが可能となる。センター化は、二つの要素で構成される。

- **設備のセンター化**：各局設備を1ヶ所に集約する事で、各放送局が保有管理する設備を極小化する。
- **オペレーションのセンター化**：各局の監視業務や放送準備業務を一括してセンターで行い、重複する業務を効率化する。



放送設備のセンター化の構成イメージ【1. 県域集約（系列横断）】



設備センター

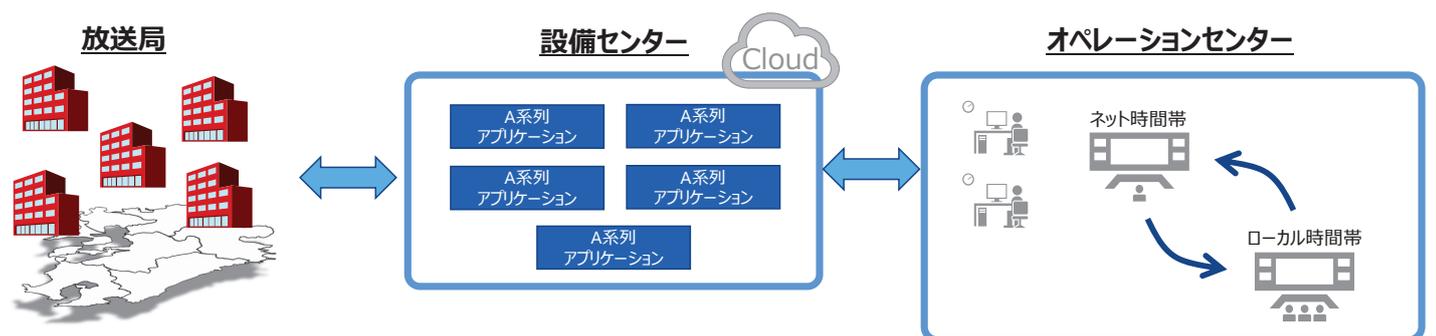
- コンピュータリソースの共有が可能である。
- 地域固有の情報設備（気象情報・自治体連携）が共通化が可能である。
- アプリケーションやシステム構成が系列毎に異なり、個々の要求仕様への対応が必要となる。

オペレーションセンター

- 運用の違いにより、集約効果は大きく得られない。
- 編成の違いによる監視時間の差分や、ネット番組の違い、系列毎の特番編成などの運用差分により、オペレーターがそれぞれ必要となる。
- 放送するコンテンツも異なるため、番組・CM・提供の事前準備業務などについて、共通化を図れる範囲が少ない。

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation 7

放送設備のセンター化の構成イメージ【2. 地方ブロック（系列毎）】



設備センター

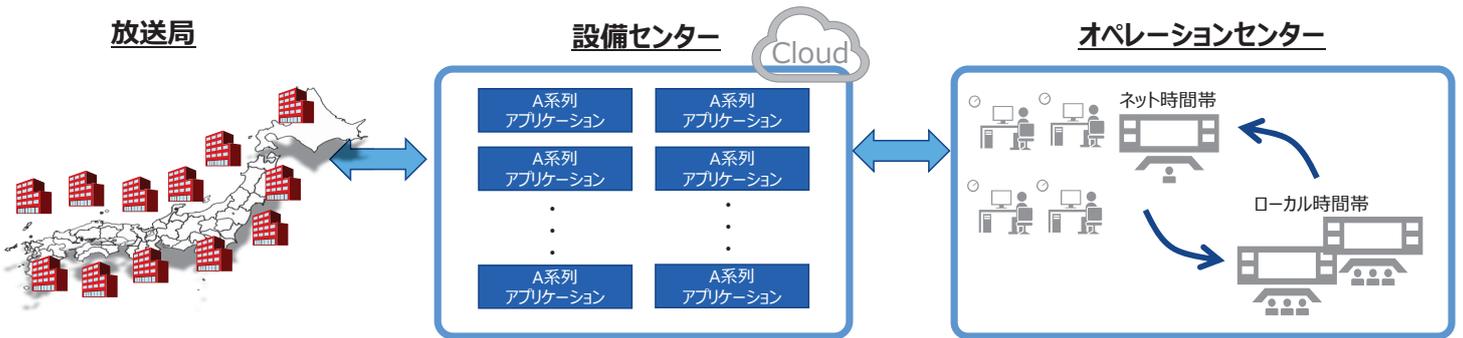
- コンピュータリソースの共有が可能となる。
- アプリケーションやシステム構成の類似性が高く、仕様の共通化が可能となる。

オペレーションセンター

- 運用を共通化する事により、集約効果が高くなる。
- 編成が同じ時間帯も多く、監視業務については集約効果が見込める。
- 放送するコンテンツは共通する部分が多いため、番組・CM・提供の事前準備業務など、共通化が可能となる。
- 天気や速報スーパーなどの、地域性のあるオペレーションについても、共通化が可能となる。

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation 8

放送設備のセンター化の構成イメージ【3. 全国（系列毎）】



設備センター

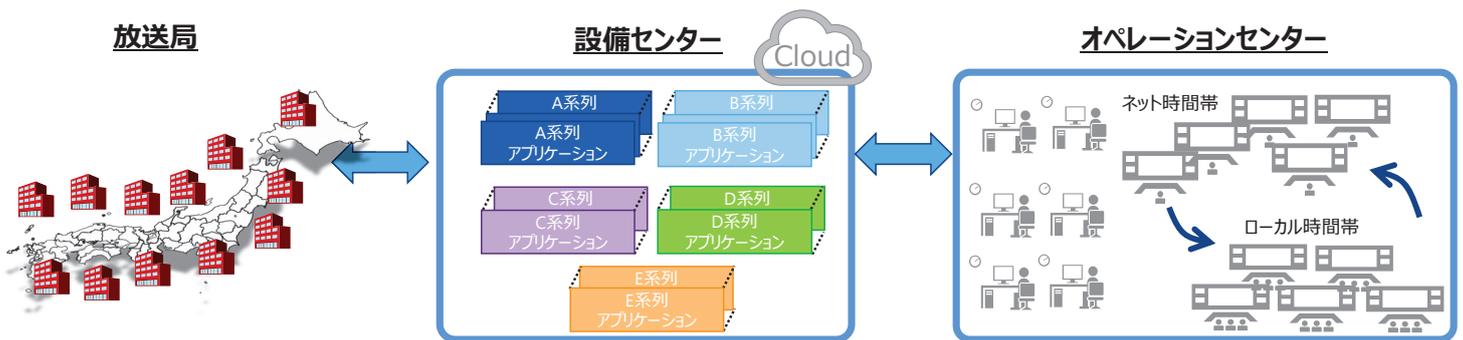
- コンピュータリソースの共有が可能となる。
- アプリケーションやシステム構成の類似性が高く、仕様の共通化が可能となる。

オペレーションセンター

- 「2.地方ブロック」と比較すると、より集約効果が高くなる。
- 編成が同じ時間帯も多く、監視業務については大きな集約効果が見込める。
- 放送するコンテンツは共通する部分が多いため、番組・CM・提供の事前準備業務など共通化が可能となる。
- 天気や速報スーパーなどの地域性のあるオペレーションについて、共通化の範囲を決めるなどの考慮が必要となる。

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation 9

放送設備のセンター化の構成イメージ【4. 全事業者集約】



設備センター

- 集約効果を最大限に発揮でき、リソース分配の最適化が可能となる。
- アプリケーションやシステム構成が系列毎に異なり、個々の要求仕様への対応が必要となる。

オペレーションセンター

- 「3.全国（系列毎）」と比較すると運用の違いにより集約効果は大きく得られない。
- 編成の違いによる監視時間の差分や、ネット番組の違い、系列毎の特番編成などの運用差分により、オペレーターがそれぞれ必要となる。
- 放送するコンテンツも異なるため、番組・CM・提供の事前準備業務などについて、共通化を図れる範囲が少ない。
- 天気や速報スーパーなどの地域性のあるオペレーションについて、共通化の範囲を決めるなどの考慮が必要となる。

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation 10

放送設備のセンター化の主な論点

- 設備やオペレーションのセンター化は、集約単位が大きくなるほど、センター化によるリソースの効率化が大きくなる一方、設備仕様やオペレーション・編成の類似性を考慮すると、**系列単位での集約による共有効果が高くなる**ことが期待される。
- 加えて、センターの**BCP対策**やセンター間の**ネットワーク冗長化**や**セキュリティ対策**も必要となる。

設備のセンター化の範囲について

現在構築中および稼働中のマスターシステム内のソフトウェアは、系列毎の標準仕様化などの取組みによってすでにソフトウェア構築の効率化を実現している。今後はIP化や仮想化、ソフトウェア化を活用する事で、ハードウェアで実現していた信号伝送のソフトウェア化が進み、分散していたコンピューターリソースを有効活用する事で、更なる設備構築の効率化が見込まれる。

その結果、**設備の集約単位が大きくなるほど、コンピューターリソースの共有効果は高くなる**と考える。

オペレーションのセンター化の範囲について

各放送局に共通する業務を一か所のセンターに集約することで、オペレーションに必要な設備・人員リソースの共有効果は高くなる。

一方、現在各局・各系列毎に異なるオペレーションや編成について、どこまで共通化が図れるかという点が懸念される。

そのため、**現在のオペレーションや編成の類似性が高く、共通コンテンツの利用が多い、系列毎の単位で集約する事で共有効果は高くなる**と考える。

設備センターおよびオペレーションセンターのBCPについて

設備が集中管理される事となるため、**災害時などのBCP設備構築の検討が重要**と考える。

センター間のネットワークおよびセキュリティについて

放送局、設備センター、オペレーションセンターは**ネットワーク**で接続されるため、**冗長性を含めた検討が必要**と考える。

セキュリティについては、センター化することでインシデント発生時の影響が大きくなるため、**各インシデントへの対策検討が必要**と考える。

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation 11

今後のマスター設備構築に向けての考慮点

最新技術を活用することで、柔軟なシステム構成が可能となる。

今後のマスター設備構築に向けて、下記の考慮点があると考えており、課題解決しながらシステムデザインを行っていく必要がある。

放送信号IP化の考慮点

- ✓ 新たな技術管理・コストの検討
- ✓ 過渡期対応の機器が必要
- ✓ 汎用品保守コスト算出



運用効率の考慮点

- ✓ 重複業務洗い出しと共通化
- ✓ 稼働状況の見える化
- ✓ オペレータ負荷の軽減
(準備、操作、監視、保守)



セキュリティ強化の考慮点

- ✓ 外部接続系のファイアウォール導入
- ✓ ホワइटリストの実装
- ✓ IPリソースの認証方法
- ✓ 自動接続実行の制限
- ✓ 稼働状況の異常値監視



放送設備の集約(センター化)の考慮点



- ✓ クラウド活用の有効性検証
- ✓ センターの場所、冗長化の検討
- ✓ センター化の範囲(集約する単位)の検討
- ✓ センターが被災したり、障害が発生した際のバックアップ機能の検討
- ✓ 運用体制の検討
- ✓ IPネットワーク(回線)の検討
- ✓ 放送事業者とメーカーの分担範囲の検討

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation 12

放送設備の集約(センター化)に向けた具体的な検討事項

具体的な検討事項としては、下表のような内容が挙げられる。

	考慮点	検討実施内容
1	クラウド活用の有効性の検証	・クラウド活用の適用領域による有効性の検証。(例えば、コンテンツストレージとして利用するのか、放送サービスの送出に利用するのか、その用途によって費用を含めた有効性の検証など)
2	センターの場所、冗長化の検討	・設備のセンター化：プライベートクラウドの場合は、センターの場所、冗長化の検討。パブリッククラウドの場合は、マルチクラウド、マルチリージョン、マルチアベイラビリティゾーンの検討。 ・オペレーションのセンター化：センターの場所、冗長化の検討。
3	センター化の範囲（集約する単位）の検討	・県域ブロック（系列横断）、地方ブロック（系列毎／系列横断）、全国（系列毎）など、どのような単位でセンター化するのが適当かの検討。また、各々のメリット／デメリットの検証。
4	センターが被災したり、障害が発生した際のバックアップ機能の検討	・センターが被災したり、機器や回線の障害が発生した事を想定して、どの程度のバックアップを準備しておくべきかの検討。また、バックアップに遷移する際のダウンタイムの許容などの検討。 (数日分の送出機能はBCPとして各局側にオンプレミスで設置する、符号化多重化装置は各局側に設置する、再多重化装置は各局側に設置するなど) ・大規模災害やDoS攻撃等のサイバー攻撃による機能停止時の影響拡大（Single Point of Failure）範囲低減の検討。
5	運用体制の検討	・オペレーションセンターと各放送局の運用体制の検討。(オペレーションセンターへの人員集約化の可否、運用の体制、雇用形態など) ・センター利用の関係者増加による設備更新の調整難易度向上の検討。 ・センターにおけるオペレーション作業集中による高負荷対応の検討。 ・系列局における異なるタイミングでのオペレーションへの個別対応の検討。 ・編成や報道部門との正確な連携について集約度に応じた仕組み作りの検討。 ・システム操作・監視機能等の高度化への対応の検討。
6	IPネットワーク(回線)の検討	・センターと各放送局を結ぶIPネットワークの帯域設計と利用費用の算出。放送信号の圧縮/非圧縮の場合の比較検討。 ・遅延にシビアな生放送や緊急地震速報などに対応するため、関連する一部放送設備を自局に設置する等、回線コスト低減の検討。 ・映像素材のセンターへの集中により高まる回線負荷の検討。
7	放送事業者様とメーカーの分担範囲の検討	設備の所有、センターの運用や保守をどの事業者が担うか、又は分担するかの検討。

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation 13

まとめ

1. 論点2でも議論されている「マスター設備の効率化」については、マスター設備構築メーカーである弊社でも、多角的視点で検討を行っている。
2. 特に「放送設備の集約(センター化)」については、多くの検討事項の課題解決を行いながら進めていく必要がある。例えば、「センター化の範囲（集約する単位）の検討」は、総務省様や放送事業者様と議論を重ねる必要があると考えている。

© 2022 Toshiba Infrastructure Systems & Solutions Corporation 14

TOSHIBA

(13) 日本電気株式会社
(資料 8 - 5)

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

マスター設備の現状と今後の方向性

2022年4月15日

日本電気株式会社

都市インフラソリューション事業部門

© NEC Corporation 2022

マスターシステムの定義

マスターシステムとは

制作された番組・CMの映像音声データや、時刻や天気予報、データ放送といった放送に付帯するデータなどを集め、放送時間に合わせて順番通り間違いなく送信機に送り出すのが、マスターシステムです。



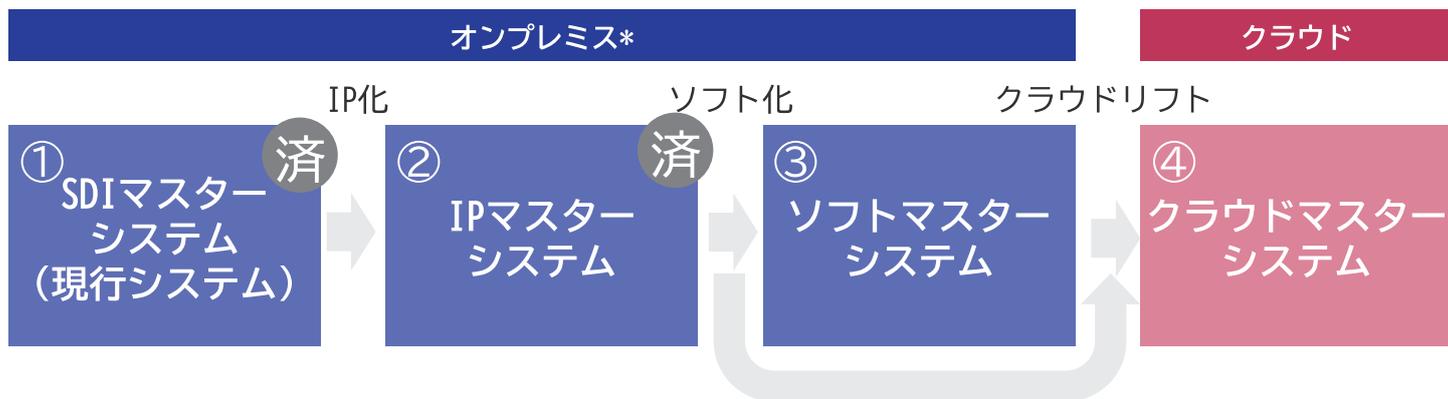
映像・音声、時刻などの様々な信号をプログラム通りに送出

緊急時（ニュース速報、地震・災害等）に手動操作で制御

放送運行・放送品質の監視、チェック

放送局にとっての
” 心臓部 “

想定されるマスター設備の移行過程



SDIマスターで想定されるリスク

- 製造／保守の維持困難化 … 専用装置の部品調達は年々困難に。加えて専門技術者も減少。
- 設備所有リスク … 局内設置のため災害の増加に伴う被災時の放送継続のリスクが増加。
- 機能拡張の限界 … 専用機器の機能拡張スピードがICTの技術進展に追従できない。
- 伝送速度の限界 … SDIの伝送速度は限界に達しており、将来拡張のボトルネックに。

*オンプレミス：サーバーやソフトウェアなどの情報システムを、使用者が管理している施設の構内に機器を設置して運用

各マスターシステムの定義

マスターの種類	定義
SDIマスター	<ul style="list-style-type: none"> • 局内に設置（オンプレミス） • 局内外からの本線信号をSDIで伝送し送信機へ送出する従来型のマスター • 多くの構成部品は本線信号の伝送や映像処理をSDI信号に対応した専用機器で構成
IPマスター	<ul style="list-style-type: none"> • 局内に設置（オンプレミス） • 局内外からの本線信号をIPで伝送し送信機へ送出する新型のマスター • 多くの構成部品は汎用機器+ソフトウェアで実現 • 性能保証が満足しない一部機器は専用ボードまたは専用機器で構成
ソフトマスター	<ul style="list-style-type: none"> • 局内に設置（オンプレミス） • 局内外からの本線信号をIPで伝送し送信機へ送出する将来実現されるマスター • 本線信号の伝送ならびに映像処理の全てを汎用機器+ソフトウェアで実現
クラウドマスター	<ul style="list-style-type: none"> • 局内に設置する一部の機器を除きクラウド上に配置 • 局内外からの本線信号をIPで伝送し送信機へ送出する将来実現されるマスター • ソフトマスターをクラウド環境に移行 • 本線信号の伝送ならびに映像処理の全てをクラウド上のリソース+ソフトウェアで実現

クラウドとは

ユーザーが大規模なインフラやソフトウェアを持たずとも、インターネット上で必要に応じてサービスを利用できる仕組みを「クラウド」と呼び、この仕組みを用いて提供されるサービスを「クラウドサービス」と称する

◆ パブリッククラウド (Public Cloud)

事業者の施設内に用意したクラウド基盤を、事業者が広く一般の自由な利用に向けて、インターネット経由で提供する。利用者は、ハードウェアやネットワーク、その他のデータセンター設備を所有することはなく、事業者のリソースをマルチテナント（不特定の複数の利用者）で共有する。通信の高速性、安定性、あるいは安全性を確保するために、仮想プライベートネットワーク（VPN）や専用線による接続を提供し、プライベートクラウドのように利用できるサービスもある

主なサービス：Amazon Web Services (AWS)、Microsoft Azure、Google Cloud Platform (GCP)、Salesforce.comなど

◆ プライベートクラウド (Private Cloud)

単一の企業（組織）、または同じ企業グループ内で使用するための専用のクラウド基盤。プライベートクラウドは、システム基盤の存在場所によって2つに分類される。1つは自社内でクラウド環境を構築して提供する形態の「オンプレミス型」と、もう一つは利用者の所有するシステム基盤を事業者が事業者の施設内に用意する「ホスティング型」。どちらも専用のクラウド環境として提供する。

前者は独自のカスタマイズや管理が可能であり、後者は導入、管理、運用の一部を事業者が代行するのが一般的。

以降の内容はプライベートクラウド＝「ホスティング型」として説明する。

各マスターシステムの特長 (1/2)

比較項目	オンプレミス			クラウド	
	SDIマスター	IPマスター	ソフトマスター	プライベート	パブリック
CAPEX (初期費用)	資産計上	資産計上	資産計上	経費計上 (自社構築カスタマイズ部分は資産計上の場合もあり)	経費計上 (自社構築カスタマイズ部分は資産計上の場合もあり)
OPEX (インフラ)	・保守費 ・オーバーホール費用(専用機器) ・サーバリプレース費用(一部汎用機器)	・保守費 ・オーバーホール費用(一部専用機器) ・サーバリプレース費用(汎用機器)	・保守費 ・サーバリプレース費用(汎用機器)	・クラウド利用料 従量課金：利用分+リソース確保分	・クラウド利用料 従量課金：利用分
OPEX (運用保守体制)	基本的に放送局にて体制が必要	基本的に放送局にて体制が必要	基本的に放送局にて体制が必要	クラウド事業者への運用委託が可能	クラウド事業者への運用委託が可能
機器更新	専用機器は長期使用が前提	汎用機器は5～7年程度	汎用機器は5～7年程度	不要	不要
機器の調達期間	一般的に専用機器の作りこみの期間が長い	汎用機器利用により機器の調達期間が短くなる	汎用機器を幅広く利用。機器の調達期間が短くなる	アカウント登録後すぐに利用できる。 Web上から、サーバー台数やスペックを変更できる。 ただし、機器導入のリードタイムがかかる場合がある	アカウント登録後すぐに利用できる。 Web上から、サーバー台数の増減やスペックを変更できる
機能の 変更容易性	専用機器は設計時点で最適化されており機能拡張は限定的。 将来的な機能増を想定し、導入時に準備しておく必要がある	汎用機器に実装された機能の変更容易性は高いが、導入済のため限定的。 専用機器についてはSDIと同等。	汎用機器に実装された機能の変更容易性は高いが、導入済のため限定的	クラウド上に実装された機能の変更容易性は高い	クラウド上に実装された機能の変更容易性は高い
情報開示	問題なく対応可能	問題なく対応可能	問題なく対応可能	クラウドサービス事業者の協力のもとで対応可能	一部情報開示不可といった制限事項がある
立ち入り検査	問題なく対応可能	問題なく対応可能	問題なく対応可能	クラウドサービス事業者の協力のもとで対応可能	立ち入り検査不可といった制限事項がある

各マスターシステムの特長 (2/2)

比較項目	オンプレミス			クラウド	
	SDIマスター	IPマスター	ソフトマスター	プライベート	パブリック
低遅延性能	専用機器で機能実装しているため最も低遅延	NW揺らぎを考慮した設計が必要	NW揺らぎと汎用機器のアーキテクチャを考慮した設計が必要	NW揺らぎ、汎用機器のアーキテクチャ、クラウド回線接続遅延を考慮した設計が必要	NW揺らぎ、汎用機器のアーキテクチャ、クラウド回線接続遅延を考慮した設計が必要
セキュリティ脅威	専用機器で機能実装しているため最もセキュリティの脅威が少ない。対策を十分に行うことでセキュリティを確保することは可能	IP化による外部ネットワークとの接続によりセキュリティの脅威が増えるが、対策を十分に行うことでセキュリティを確保することは可能	汎用機器化がさらに進むことでセキュリティの脅威が増える。対策を十分に行うことでセキュリティを確保することは可能	セキュリティ脅威は増大するため、クラウド事業者においてセキュリティポリシーに基づき対策を施すことでセキュリティを確保することは可能	セキュリティ脅威は増大するため、クラウド事業者が提供するセキュリティポリシーに従った対策を施すことでセキュリティを確保することは可能
キャパシティ確保	事前サイジングの通りにキャパシティ確保(占有)される	事前サイジングの通りにキャパシティ確保(占有)される	事前サイジングの通りにキャパシティ確保(占有)される	リソースを動的に確保可能 パブリッククラウドより占有化し易い上、更に拡張が必要な場合も拡張が可能	リソースを動的に確保可能
可用性 (業務継続性)	全コンポーネントやネットワークの冗長化、データのオンラインバックアップにより可用性の確保が可能	全コンポーネントやネットワークの冗長化、データのオンラインバックアップにより可用性の確保が可能	全コンポーネントやネットワークの冗長化、データのオンラインバックアップにより可用性の確保が可能	冗長化やデータバックアップに加え、リージョンやゾーンをまたぐ構成をとることで可用性の確保が可能	クラウドサービスのSLAに依存する(現状はSLA99.99%限度がほとんど)
スケーラビリティ	将来的なリソース増を想定し導入時に準備しておく必要がある	IPネットワークへの機器の追加/削減は柔軟性がある	IPネットワークへの機器の追加/削減は柔軟性がある	迅速なスケールアウト/スケールインが行える パブリックより拡張・縮小の柔軟性は劣る	迅速なスケールアウト/スケールインが行える
災害耐性 (被災拠点バックアップ)	局内設置が基本であるため設備を設置した局舎が被災した場合、放送継続が困難となること想定される	局内設置が基本であるため設備を設置した局舎が被災した場合、放送継続が困難となること想定される	局内設置が基本であるため設備を設置した局舎が被災した場合、放送継続が困難となること想定される	一定距離範囲内で複数のデータセンターを提供しており、災害耐性は高い	一定距離範囲内で複数のデータセンターを提供しており、災害耐性は高い
セキュリティインシデントの対応	放送継続のため、該当機器の切り離しは困難	放送継続のため、該当機器の切り離しは困難	放送継続のため、該当機器の切り離しは困難	環境複製が容易なため、該当機能を切り離しての放送継続が可能	環境複製が容易なため、該当機能を切り離しての放送継続が可能

クラウドマスターと周辺システムの接続に関する考察

周辺システムの一部はクラウド化を実現済み。クラウドマスターとのデータ連携の考慮も必要となる。各システムとの接続形態を決定する際は、演奏所全体として検討する必要がある。

「—」…クラウド化済

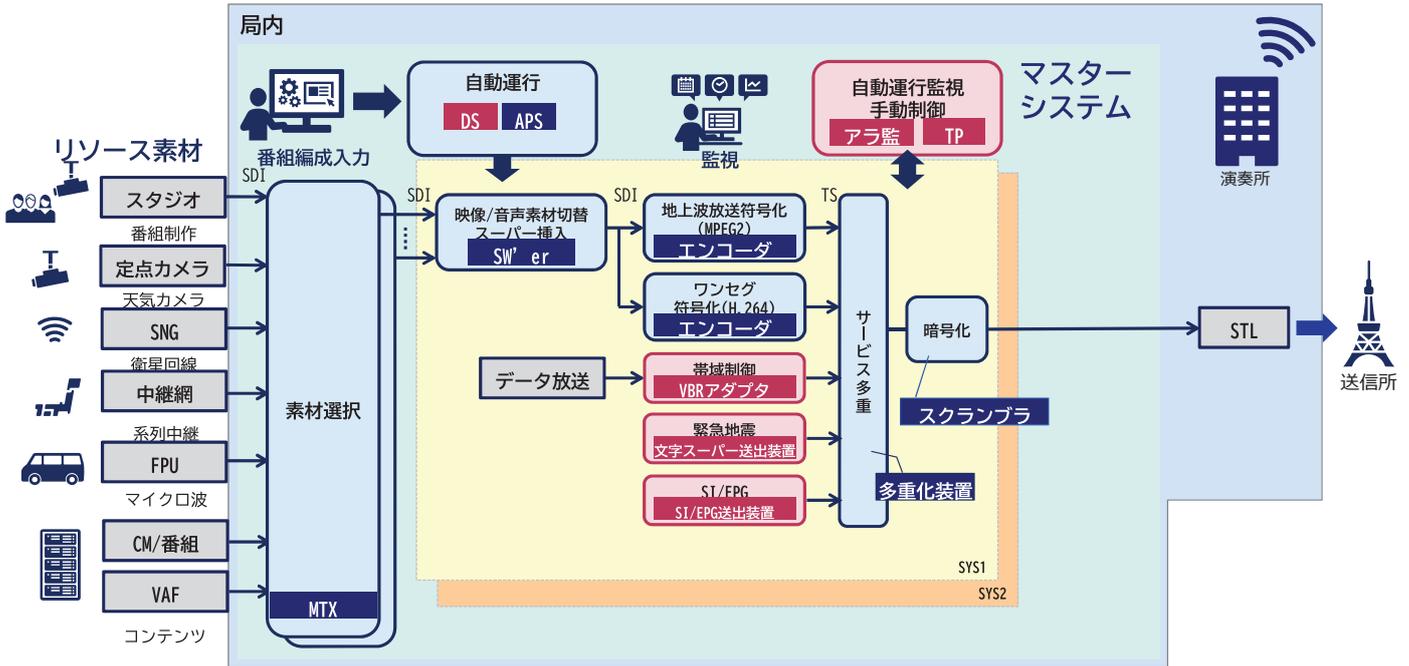
周辺システム	システム概要	クラウド化 難易度	クラウドマスターとの データ連携特性	
			データ量	リアルタイム性
営放	放送番組を編成するシステム	—	小 編成データ	不要
コンテンツ制作 (CMS) ※報道番組ファイルベース	番組、CM等放送されるコンテンツを制作・保存するシステム	—	大 映像音声	不要
バンク (放送準備)	確定した番組編成に合わせた番組、CMファイルを収容し再生するシステム	低	大 映像音声	不要
ネット同時配信 プラットフォーム	インターネット配信するシステム	—	大 映像音声	中
スタジオサブ	リアルタイムでカメラ、音声の取込・加工して生放送番組を制作するシステム	高	大 映像音声	高

まとめ

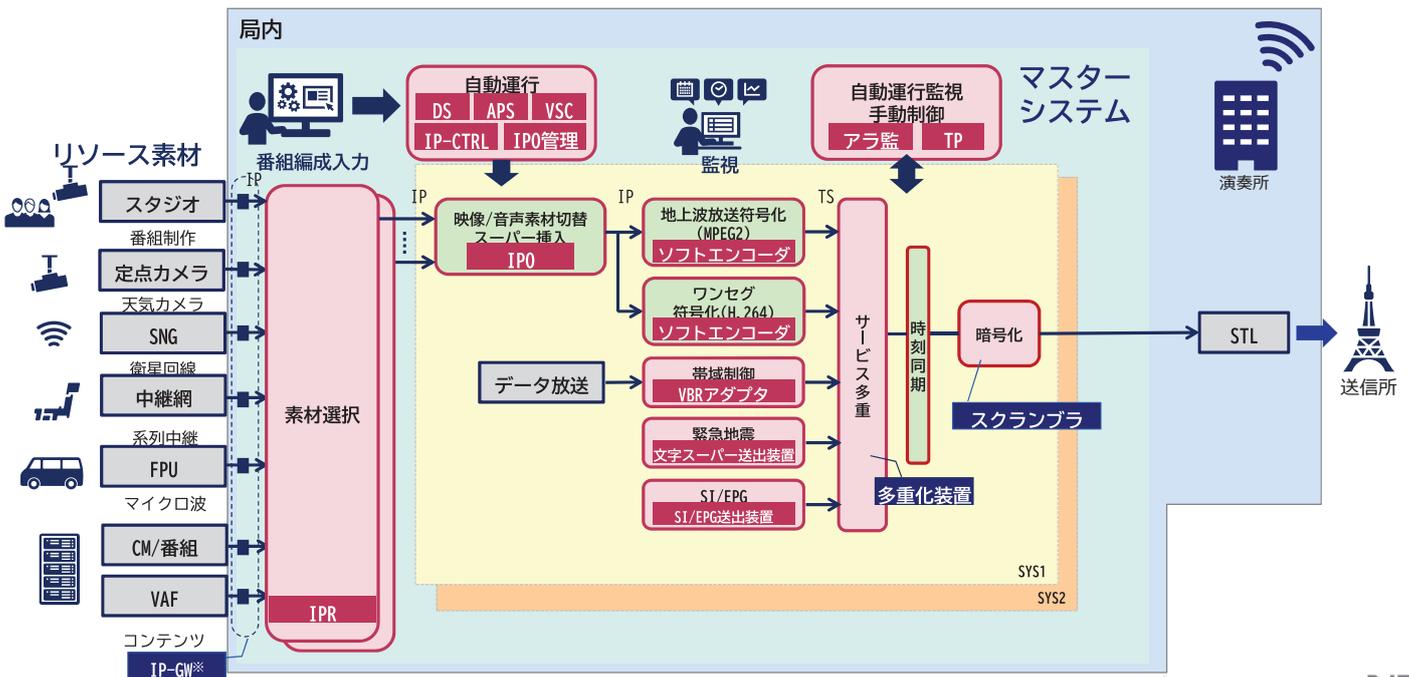
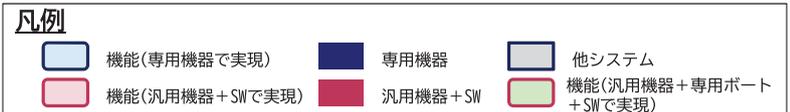
- ◆ 他業界では専用機器から汎用化・ソフト化・クラウド化という手順で技術課題を解決し実用化されてきた。実際マスター設備においても、汎用化に相当するIP化までは実用化されている。
- ◆ 「設備保有から利用によりCAPEXとOPEXのトータルコストを削減可能」、「柔軟にサービスを拡張可能」という特長から、あらゆる分野で利用されクラウドは一般的な選択肢になってきた。これらのメリットは放送事業者様にとっても同様である。
- ◆ 本考察で述べたトータルコストの削減はマスター設備で効果はあり、さらに演奏所全体での最適化によって一層高められる。
- ◆ 今後のクラウド化については「遅延への対応」、「これまで以上のセキュリティ対策」、「可用性の担保」、「他システムとの接続」などの残された技術課題も着実に解決していく。特に「遅延への対応」については技術性能の向上による低遅延化が進むと見込まれる一方、放送事業者様による遅延を考慮した運用への適用が必要と考える。
- ◆ 重要インフラである放送については、セキュリティ対策をはじめとする安全信頼性確保のための対策は必須事項であり、リスクコントロールが可能な形での安全信頼確保に積極的に取り組んでいくことが必要である。

Appendix

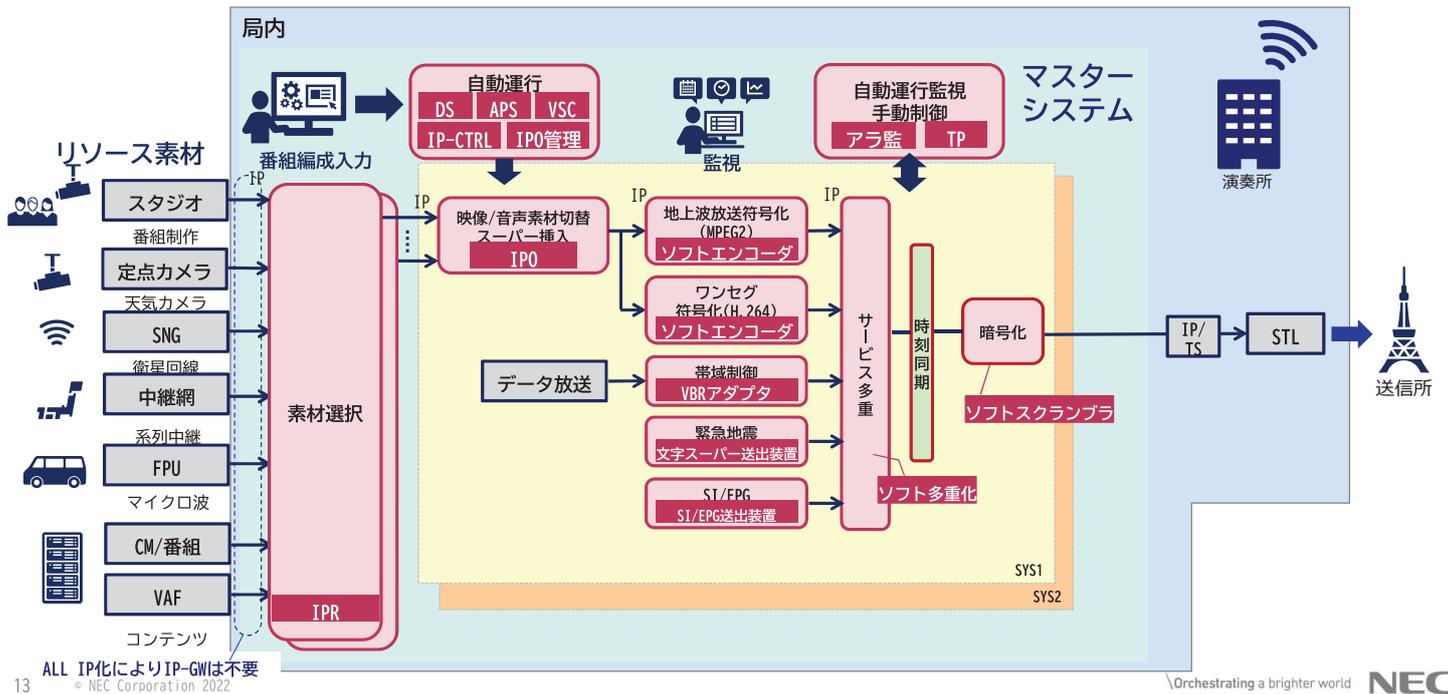
SDIマスターシステム



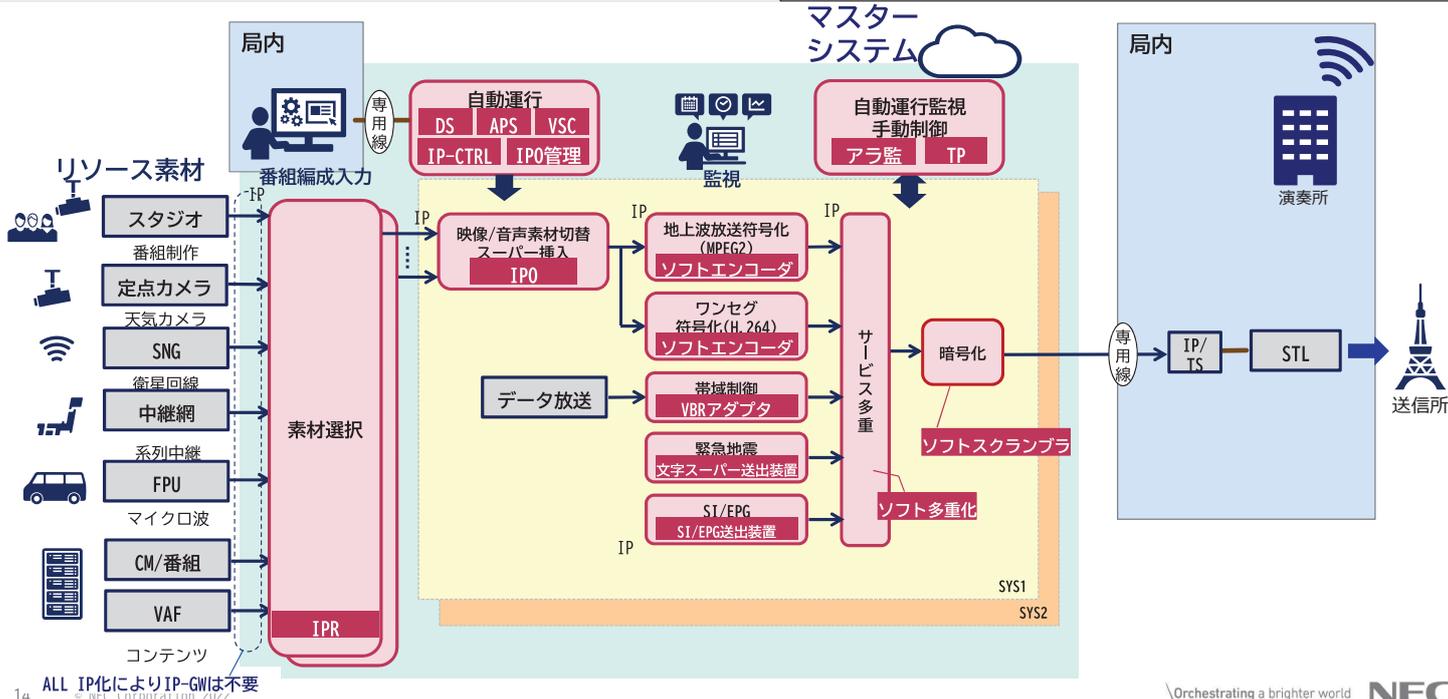
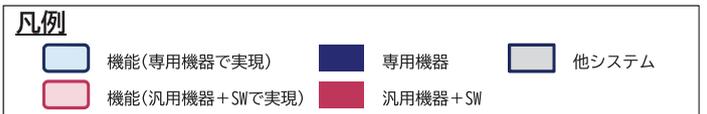
IPマスターシステム



ソフトマスターシステム



クラウドマスターシステム



\Orchestrating a brighter world

NEC

(14) アマゾンウェブサービスジャパン合同会社
(資料9-3)

マスター設備のクラウド化について

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会

2022年5月13日

アマゾンウェブサービスジャパン合同会社



© 2022, Amazon Web Services, Inc. or its affiliates. All rights reserved. Amazon Confidential and Trademark.

本日のアジェンダ

1. クラウド活用のメリット
2. マスター設備のクラウド化に向けての論点
3. 国内放送局でのクラウド利用状況
4. 海外放送局でのマスタークラウド化事例
5. まとめ

クラウド活用のメリット



© 2022, Amazon Web Services, Inc. or its affiliates. All rights reserved. Amazon Confidential and Trademark

2

AWS とは

- 2006 年より、他社にさきがけてクラウドサービスを提供、
日本では2011年にサービス提供開始
- 190 か国以上、世界数百万、日本では数十万以上のお客様
- 世界 26リージョン、84のデータセンター群から、200以上のクラウドサービスを提供
日本国内には東京及び大阪の2リージョンを開設
- サービス提供開始以来、115 回値下げをして利益をお客様へ還元

※ お客様とはアクティブカスタマー数を指します。アクティブカスタマーとは、AWS クラウド無料利用枠を含むAWS アカウントの先月の使用状況のあるアマゾン会員でない対象アカウントです。

3

AWS活用のメリット① (クラウドの真価とは 価値創造に集中できること)

俊敏性・弾力性

数百数千のサーバーを数分で展開、いつでも終了需要に応じてスケール



コスト削減

初期投資不要な従量課金脱炭素社会への取組



幅広い機能

お客様の声による新サービス提供と機能改善専門性の高いサービス



高いセキュリティ

セキュリティはAWSの最優先事項

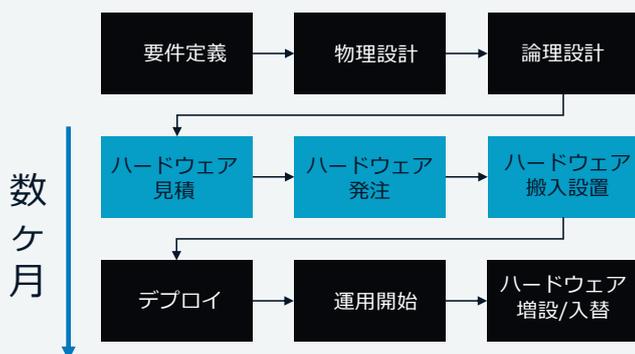


わずか数分でITリソースの用意が可能に

AWSを利用することで、従来、オンプレミスでのITリソース導入につきものであった高額な初期費用、緻密なキャパシティプランニング、稼働までの多くの時間と労力をなくし、わずか数分で必要なITリソースを調達できます

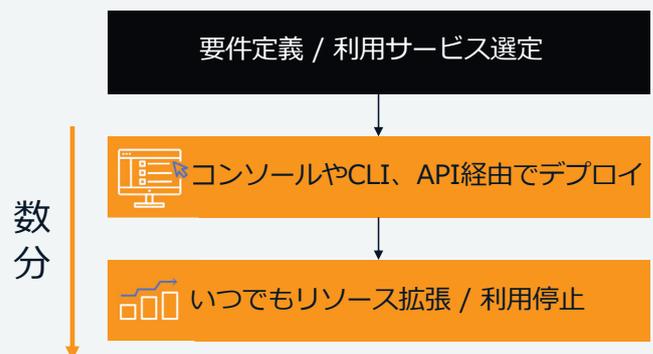
オンプレミス

複雑なプランニングと長いリードタイムが求められる新しいインフラストラクチャの構築



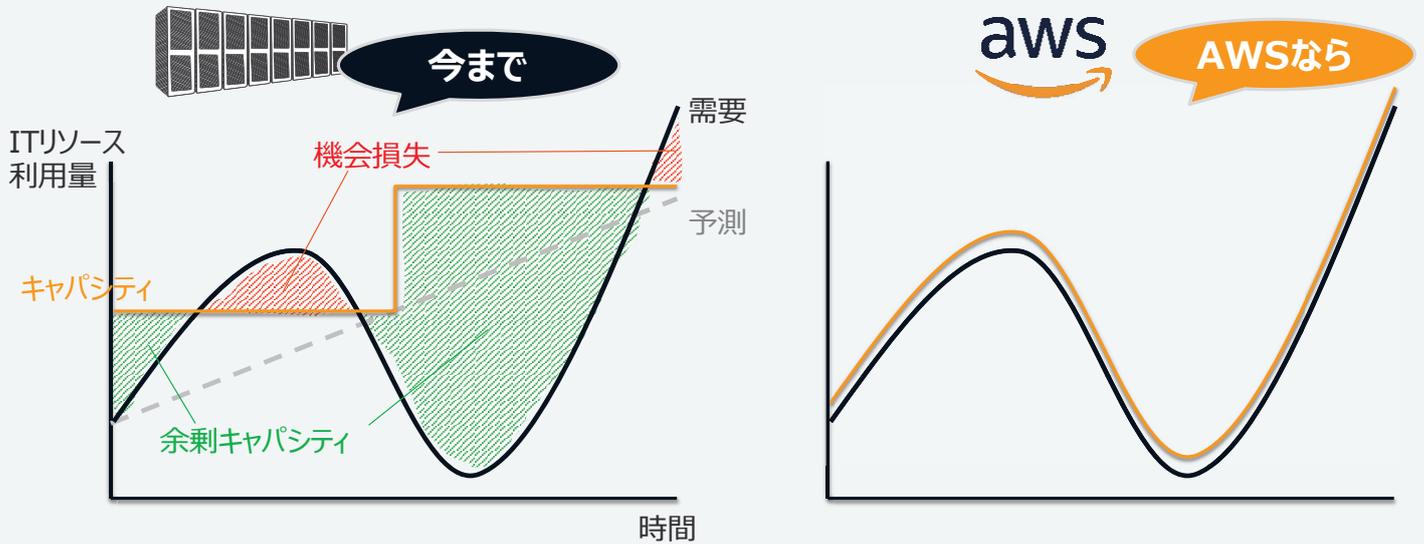
AWSのクラウド

マネジメントコンソールや CLI*、API経由での操作で初期費用なし、わずか数分でITリソースが用意可能



* CLI = コマンドラインインターフェイス

余剰キャパシティや機会損失を減らす



6

AWS活用のメリット② (クラウドの真価とは 価値創造に集中できること)

俊敏性・弾力性

数百数千のサーバーを数分で展開、いつでも終了需要に応じてスケール



コスト削減

初期投資不要な従量課金
脱炭素社会への取組



幅広い機能

お客様の声による新サービス提供と機能改善
専門性の高いサービス



高いセキュリティ

セキュリティはAWSの最優先事項



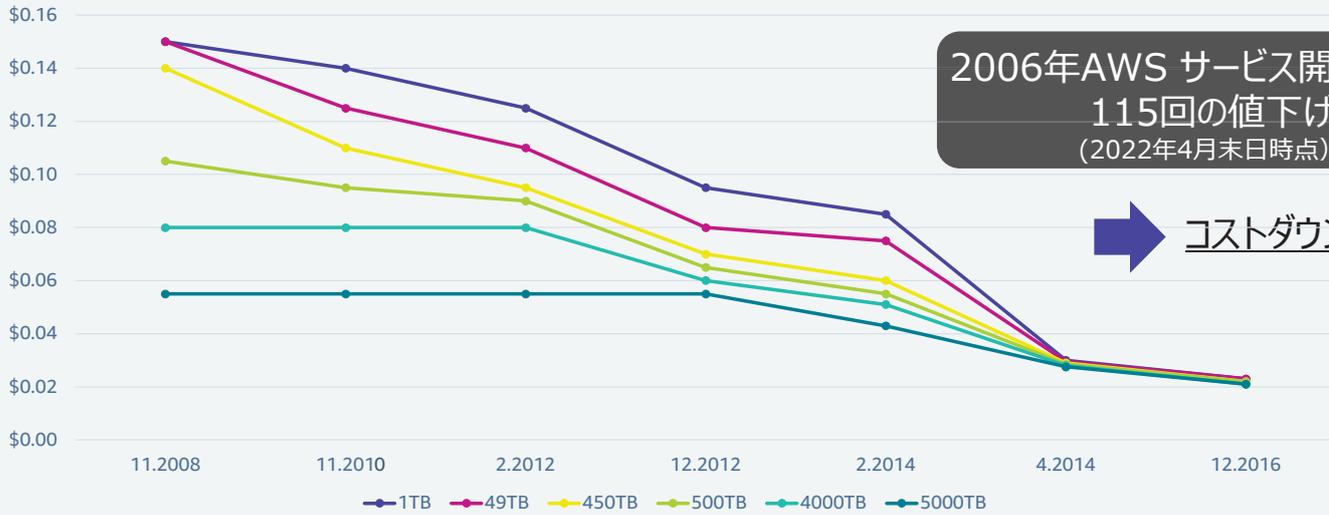
7

お客様への継続的な利益の還元



1GBあたりの
月額費用

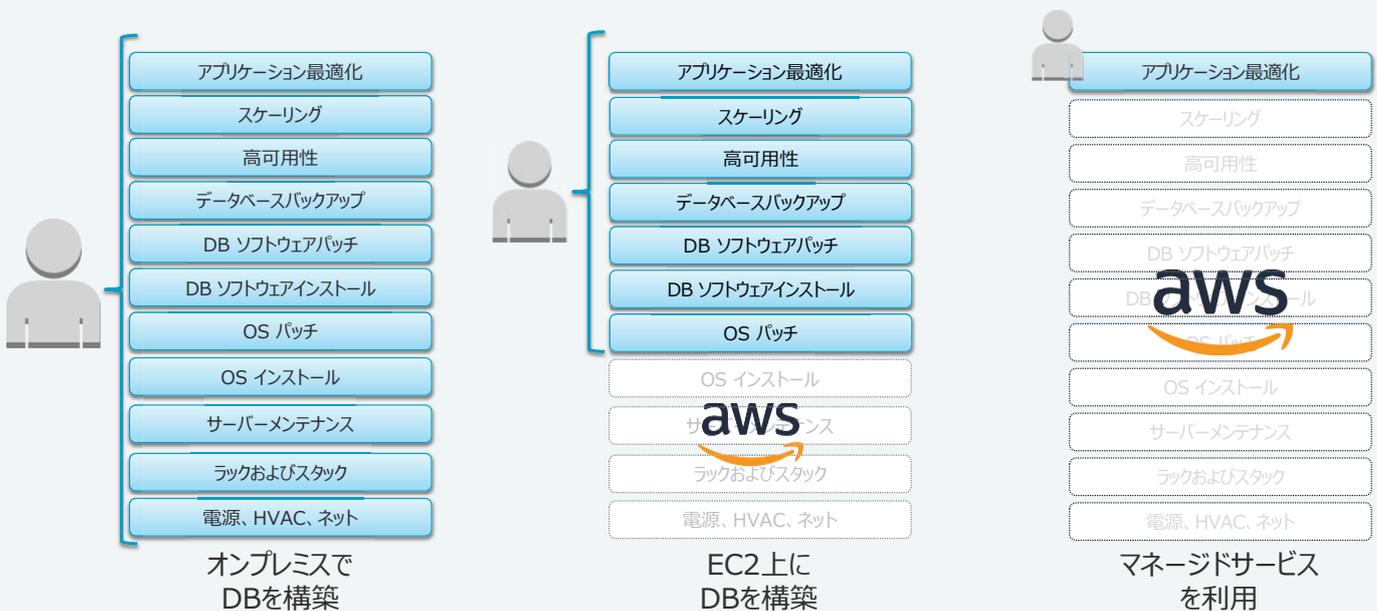
S3 Historical price reduction



2006年AWS サービス開始以降、
115回の値下げ
(2022年4月末日時点)

➡ コストダウンを促進

マネージドサービスの利用による構築/運用の負荷軽減



脱炭素社会に向けての取り組み



88% 削減
自社所有のデータセンターと比較した場合の
カーボンフットプリント削減量

Source: 451 Research, 2019, all rights reserved



**THE Paris...
CLIMATE 10 years
PLEDGE Early**

- 2025年までに再生可能エネルギーの電力比率を100%に
- 2030年までに50%の配送で炭素ゼロ化
- 2040年までに炭素ゼロ化を100%達成

© 2021, Amazon Web Services, Inc. or its Affiliates. 

10

AWS活用のメリット③ (クラウドの真価とは 価値創造に集中できること)

俊敏性・弾力性

数百数千のサーバーを数分で展開、いつでも終了需要に応じてスケール



コスト削減

初期投資不要な従量課金脱炭素社会への取組



幅広い機能

お客様の声による新サービス提供と機能改善専門性の高いサービス



高いセキュリティ

セキュリティはAWSの最優先事項



11

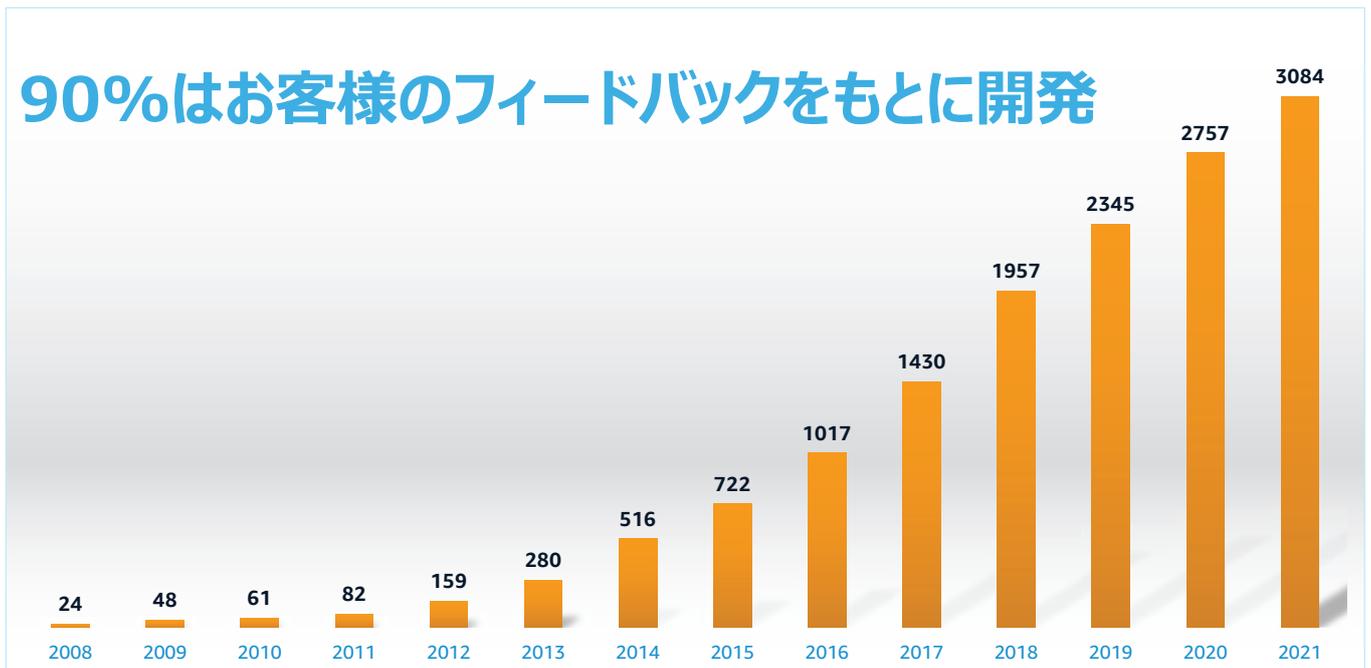
200以上のサービスを提供 (※2022年4月時点)

サービスカテゴリーごとのアイコンと名称:

- コンピューティング:** Amazon EC2, AWS Elastic Beanstalk, AWS Lambda, Amazon ECS, ELB
- ネットワーク:** Amazon VPC, AWS Direct Connect, Amazon Route 53, Amazon Athena
- アナリティクス:** Amazon EMR, AWS Data Pipeline, Amazon Kinesis, Amazon QuickSight, Amazon Elasticsearch, Amazon Redshift, AWS Glue, Amazon GameLift
- メディアサービス:** AWS Elemental MediaConnect, AWS Elemental MediaConvert, AWS Elemental MediaLive, AWS Elemental MediaStore
- 管理ツール:** Amazon CloudWatch, AWS CloudFormation, AWS CloudTrail, AWS Config, AWS Managed Services
- セキュリティ:** Amazon Cognito, Amazon GuardDuty, Amazon Inspector, AWS KMS, AWS Organizations, AWS IAM
- ストレージ & 配信:** Amazon S3, Amazon EBS, Amazon FSx, Amazon EFS, AWS Storage Gateway, AWS Snowball
- アプリケーションインテグレーション:** AWS StepFunctions, Amazon SNS, Amazon SQS, Amazon MQ, AWS AppSync
- 機械学習:** Amazon Polly, Amazon Rekognition, Amazon SageMaker, Amazon Translate, Amazon Forecast
- モバイルサービス:** Amazon API Gateway, AWS Amplify, AWS Device Farm, AWS AppSync
- データベース:** Amazon RDS, Amazon Aurora, Amazon DynamoDB, Amazon ElastiCache, Amazon Redshift, AWS DMS, Amazon Neptune
- IoT:** AWS IoT Core, Amazon FreeRTOS, AWS IoT Greengrass, AWS IoT Analytics, AWS IoT Device Defender

新サービス及び新機能提供数の推移

90%はお客様のフィードバックをもとに開発



補足：数値は累積ではなく、年度毎の新たな発表数に基づいています

AWS活用のメリット④ (クラウドの真価とは 価値創造に集中できること)

俊敏性・弾力性

数百数千のサーバーを
数分で展開、いつでも終了
需要に応じてスケール



コスト削減

初期投資不要な
従量課金
脱炭素社会への取組



幅広い機能

お客様の声による
新サービス提供と機能改善
専門性の高いサービス



高いセキュリティ

セキュリティはAWSの
最優先事項
継続的な第三者認証



14

AWS クラウドセキュリティ

AWSはクラウドコンピューティングの先駆者として、セキュリティを最優先事項としてお客様のイノベーションに迅速に対応可能なクラウドインフラストラクチャーを創造してきました
セキュリティ機能の実装や厳格なコンプライアンス要件へ対応で、お客様は最も柔軟かつセキュアなクラウドコンピューティング環境を実現可能です

AWS コンプライアンスプログラム

セキュリティとコンプライアンスのためにAWSに導入されている堅牢な管理は、独立した監査人によって評価されています。これにより、AWSはお客様のコンプライアンス要件への準拠をサポートします。

コンプライアンスプログラムの例



→ AWS コンプライアンスプログラム
<https://aws.amazon.com/jp/compliance/programs/>

AWS は 日本政府の「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」であるISMAP 認定も受けています

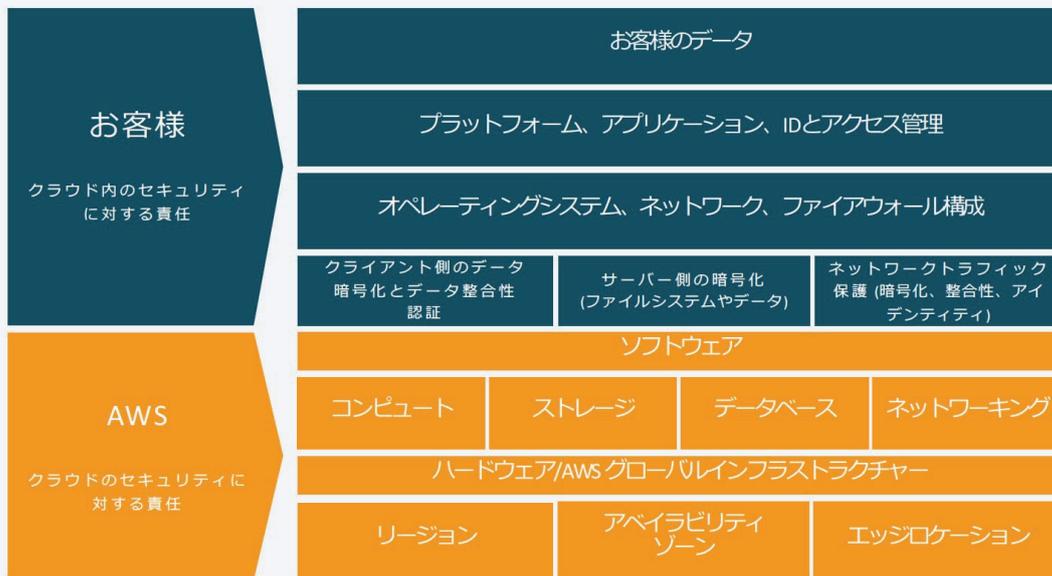
クラウドセキュリティのためのサービス

AWSの提供するセキュリティ、ID、コンプライアンスのための包括的なサービスと機能を活用いただくことでセキュリティとコンプライアンスの要件を満たす能力を向上させることができます。

-  アイデンティティ & アクセス管理
-  脅威の検出と継続的なモニタリング
-  インフラストラクチャとデータの保護
-  インシデントへの対応
-  コンプライアンス

15

セキュリティとコンプライアンスは、AWSとお客様との間で共有される責任



16

AWSのセキュリティ統制 (Security "OF" the Cloud)

AWSは、お客様が使用するAWS サービスに関連した統制と、それらがどう検証されているかの情報を提供します

AWS
クラウドのセキュリティに対する責任
SECURITY 'OF' THE CLOUD

第三者機関からの
認定・認証

AWS統制に関する
ホワイトペーパー
や公開文書

認定証明書や
監査レポートの
提供(要NDA)

17

お客様のセキュリティ統制 (Security "IN" the Cloud)

AWSは、お客様がお客様固有のセキュリティ要件を満たすための情報、サービス、ソリューションを提供しています

お客様

クラウド内のセキュリティに対する責任
SECURITY 'IN' THE CLOUD



AWSセキュリティサービス



お客様による統制に関するベストプラクティス



AWSパートナーソリューション

18

AWS活用のメリット (クラウドの真価とは 価値創造に集中できること)

俊敏性・弾力性

数百数千のサーバーを数分で展開、いつでも終了需要に応じてスケール



コスト削減

初期投資不要な従量課金脱炭素社会への取組



幅広い機能

お客様の声による新サービス提供と機能改善専門性の高いサービス



高いセキュリティ

セキュリティはAWSの最優先事項継続的な第三者認証



運用・保守コストを削減し、俊敏性が向上、お客様は本来のビジネスに集中することができます

19

マスター設備のクラウド化に向けての論点



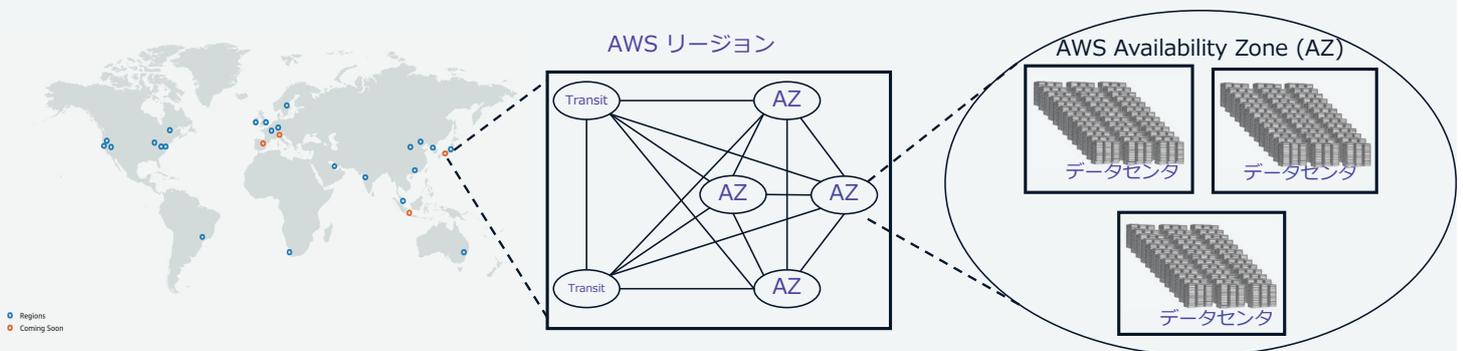
© 2022, Amazon Web Services, Inc. or its affiliates. All rights reserved. Amazon Confidential and Trademark

20

高可用性・耐障害性を実現するためのインフラストラクチャー

AWS のリージョンは複数の Availability Zone (AZ) (データセンター群) で構成されており、高い冗長性・拡張性・耐障害性を備えています

AZ間は高速ネットワークで接続され、遅延は数ミリ秒



「リージョン」とは、複数の「Availability Zone」を備えた世界中に存在する物理拠点

「Availability Zone」は、一つまたは複数のデータセンターで構成され、それぞれが異なる設備内で冗長化された電源・ネットワークを保有している

21

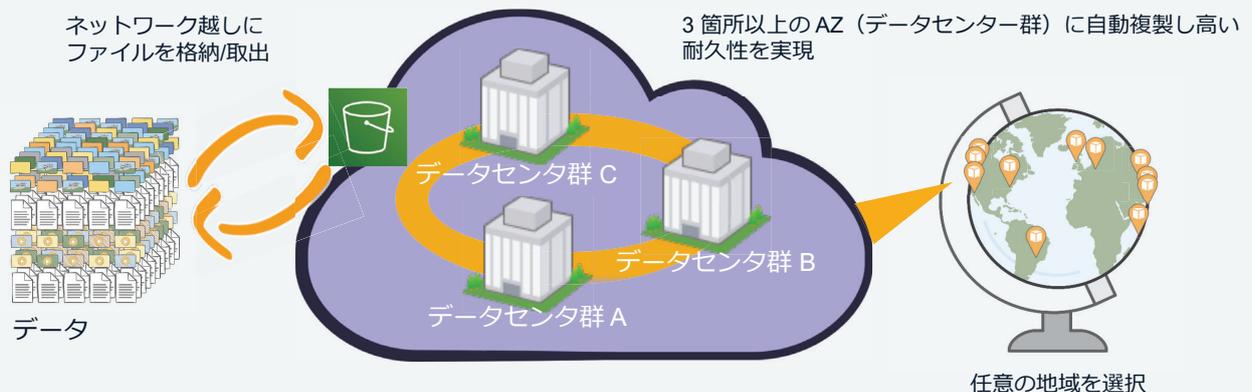
2021年3月、従来の東京リージョンに加えて、
日本国内に大阪リージョンを開設
2つのリージョンで、ミッションクリティカルなニーズに対応

22

高い耐久性とコスト効率を併せ持つストレージ機能

Amazon Simple Storage Service (Amazon S3)

- ・非常に高い耐久性（99.999999999%） → 貴重な資産を消失を防ぐ
- ・継続的な値下げ（15年間で約85% OFF） → スケールメリットの享受
- ・アクセス頻度に応じたストレージクラスを提供 → パフォーマンスを下げずにコスト削減が可能



23

お客様のコンテンツの所在地は、お客様がコントロール

AWS のリージョンとアベイラビリティゾーン



お客様は、ご自身のコンテンツが所在するリージョンを選択することができます

例えば、日本の AWS のお客様は、日本国内にコンテンツを保存したい場合、東京リージョンや大阪リージョンを選択することにより、コンテンツを常に日本国内に保存できます

<https://aws.amazon.com/jp/compliance/data-privacy-faq/>

24

日本住所のアカウントの契約当事者を変更(2021-2022に実施)

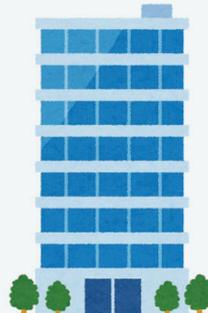
変更前



Amazon Web Services
Inc. (米国法人)
(本部米国ワシントン州シアトル)



現在



アマゾンウェブサービスジャパン合同会社
(日本法人)
(本部東京都品川区)

- AWSの契約主体は
Amazon Web Services Inc. (米国法人)
- AWSとの契約の準拠法は米国ワシントン州法、
合意管轄裁判所は米国ワシントン州の裁判所(※少額訴訟以外は仲裁)
(ただし、お客様自身が日本法、東京地方裁判所に変更可能)

- AWSの契約主体は
アマゾンウェブサービスジャパン合同会社
- AWSとの契約の準拠法は日本法、
合意管轄裁判所は東京地方裁判所

25

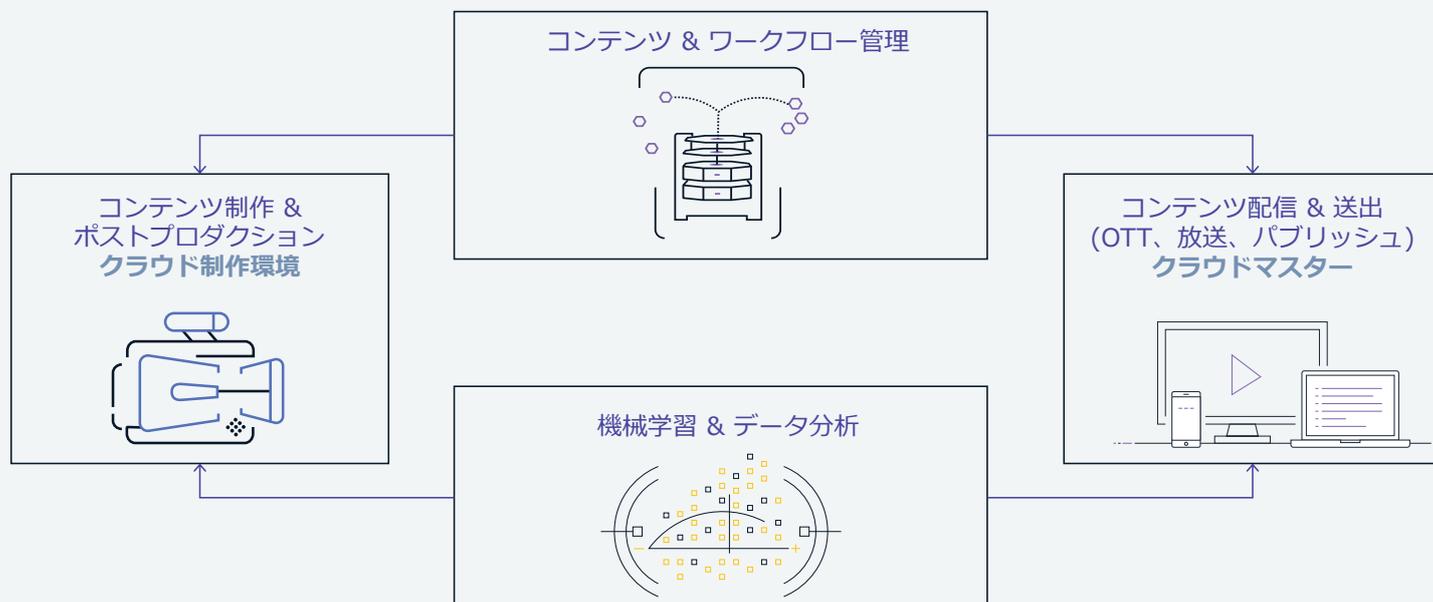
国内放送局でのAWSの活用



© 2022, Amazon Web Services, Inc. or its affiliates. All rights reserved. Amazon Confidential and Trademark

26

メディア業界へのご提案領域

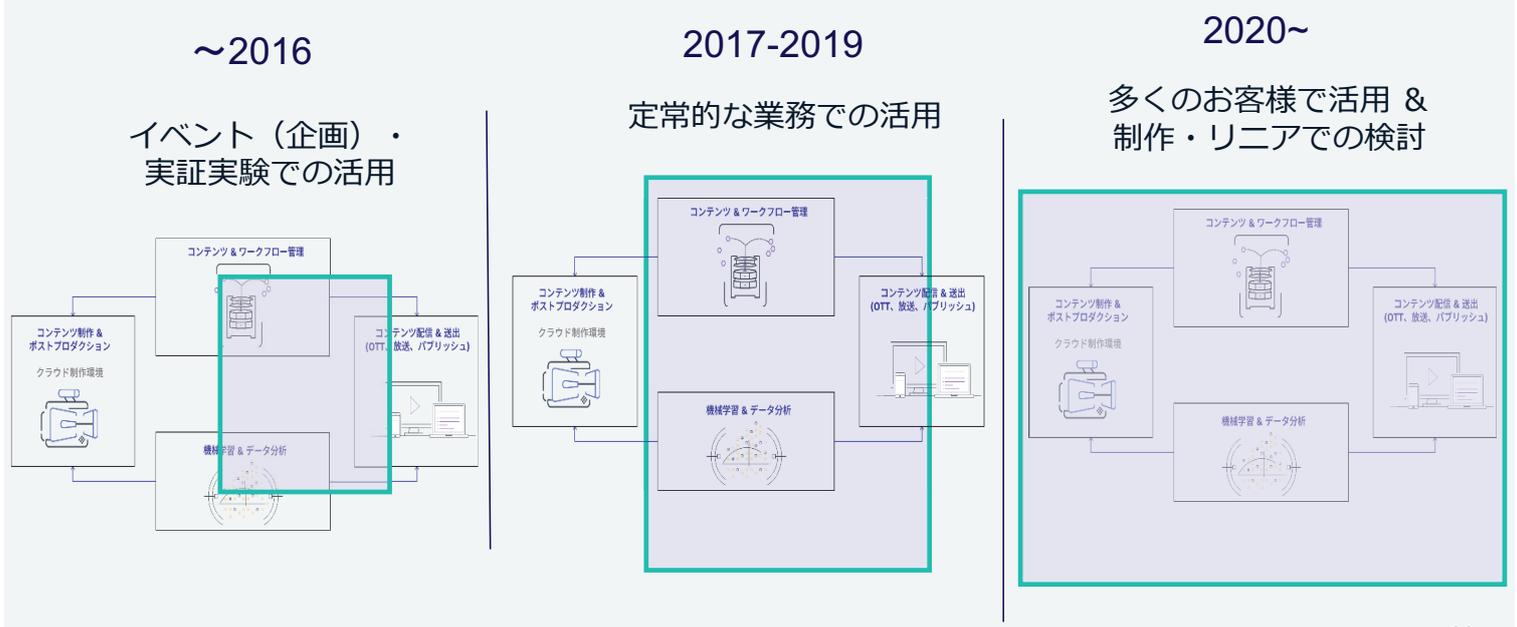


27

各ワークロードでのお客様例



国内放送局でのAWS活用推移



「TVer」リアルタイム配信でのクラウド活用

TVerのリアルタイム配信で、民放4系列にてAWSクラウド上で提供されるクラウドプレイアウトサービスを採用

放送に求められるフレーム精度のプレイアウト制御を実現するとともに、配信ならではの追っかけ再生、ターゲティング広告配信機能を提供

2022.04.26

PRESS RELEASE

TVerのリアルタイム配信実現のためPLAYのSTREAKSとKRONOSが採用されました

民放公式テレビ配信サービス「TVer」にて2022年4月11日(月)夜から民放5系列揃ってスタートしたリアルタイム配信機能(地上波同時配信)の配信基盤としてPLAYが提供するメディア向けオンラインビデオプラットフォーム(OVP)「STREAKS」が、同時配信向けのプレイアウトとして、クラウドプレイアウトサービス「KRONOS」が4系列(日本テレビ系・TBS系・テレビ朝日系・テレビ東京系)にて採用されたことをお知らせします。ターゲティング広告配信を伴う同時配信と追っかけ再生の実現は世界初となります。

<https://play.jp/news/tver/>

30

海外放送局との取り組み



© 2022, Amazon Web Services, Inc. or its affiliates. All rights reserved. Amazon Confidential and Trademark

31

Discovery社のクラウドマスタープロジェクト



プロジェクト概要

2021
全チャンネル
AWSへの移行完了

220
国と地域

240チャンネル
(生放送含む)

15 PB
コンテンツ
1,000 EC2
仮想サーバ

ベネフィット



TCO(コスト)削減

- **61%のコスト削減** (コンピューターリソース・ストレージコスト最適化・システム移行時のオーバーヘッド削減)
- **92%のオンプレサーバーの削減** (130 to 10 *ラック数)
- ロンドンでの新規プライベートデータセンターを削減



生産性向上

- **スタッフ生産性が13倍に**
- 1人当たりの監視チャンネル: 4→ 40~60 チャンネル (エラー・例外ベースの自動モニタリング)
- エンジニアがイノベーションにフォーカスできる時間が50%から80%に



可用性・耐障害性

- マルチリージョンモデル (US/EU)での可用性の担保
- ユーザーへのサービス中断なしでシステムのアップグレード・メンテナンスが可能に



ビジネスアジリティ

- **新規サービス立ち上げの時間を50%早く**
- Scripps Networks社買収後、5か月でプレイアウトサービスの移行を完了
- UKからアムステルダムへブリッジによる移行をシームレスに完了 (50chを1日で立ち上げられる柔軟性)

参照: <https://pages.awscloud.com/DiscoveryBolstersMediaLeadershipbyMigratingPlayoutInfrastructretoAWS.html>

32

FOX社との取り組み



より良い視聴者体験を届けるため、コンテンツの制作から放送、デジタル配信を統合管理するメディアプラットフォームをAWS上に構築

生放送を含む全ての放送のマスターシステムのクラウド移行 (2019年移行開始)

遅延の最小化、放送品質を損なわないシステム構築のために次の2つの技術を開発・採用

➡ JPEG-XS (SMPTE 2110-22) の採用
視覚的口スレスでコーデック遅延を押しえた映像伝送

➡ AWS Cloud Digital Interface (CDI)の開発
非圧縮ビデオをインスタンス間で転送するための仕組み

Press release

AWS and FOX Team Up to Reinvent Media Content Delivery

December 3, 2019 at 2:00 PM EST

FOX and AWS to build transformative 8K Capable Media Platform on AWS to create, produce, and deliver live and on demand content across traditional and digital platforms to enhance consumers' experiences

FOX selects AWS as its official cloud and machine learning provider

SEATTLE--(BUSINESS WIRE)--Dec. 3, 2019-- Today Amazon Web Services, Inc. (AWS), an Amazon.com company (NASDAQ: AMZN), announced that Fox Corporation (Nasdaq: FOXA, FOX) ("FOX") and AWS have signed a multi-year strategic collaboration agreement to use AWS's unmatched portfolio of services, highly reliable infrastructure, and professional services organization to enable a new cloud-based media production and delivery platform. The integrated platform for broadcast and digital video services will distribute FOX's leading sports, news, and entertainment television content to multi-channel video programming distributors, to more than 200 affiliate stations, and to over-the-top (OTT) providers, marking the first time that a single platform will be used to deliver both traditional broadcast and direct to consumer streaming services. It will also underpin FOX's production facilities in Tempe, Los Angeles, New York, and Charlotte.

In addition, FOX will be using the first AWS Local Zone within its operations, a new type of AWS infrastructure deployment that places compute, storage, database, and other select services closer to customers for applications in particular locations where their customers expect single-digit millisecond latency.

The strategic collaboration agreement will include:

- FOX will use AWS Media Services to deliver its linear broadcast workflows to cable television systems, direct broadcast satellite operators, and telecommunication companies, and to distribute its internet-based over-the-top (OTT) content directly to consumer streaming services. This will allow the enhanced delivery of live sports, news, and entertainment to hundreds of affiliate TV stations, FOX's pay TV partners, and streaming media companies across the U.S. The depth of native media capabilities available in AWS Media Services means that FOX can underpin its business with more adaptable, elastic and efficient workflows that are fit for the integrated future of linear TV and video streaming to consumers.
- AWS Outposts, fully managed and configurable compute and storage racks built with AWS-designed hardware, will enable FOX to run compute and storage on-premises in FOX production facilities for video processing, including linear video editing and picture graphics workflows. This will enable FOX's creative teams to have the lowest possible latency, which is critical for video production delivery.
- By using AWS analytics services, including Amazon Kinesis, and machine learning services such as Amazon SageMaker to enhance live video streams and enable a real-time data capabilities, FOX will deliver new and innovative products and services in addition to providing enhanced user experiences and improved operations.

*Our extended partnership with AWS will strategically underpin our video and data workflows with a world

<https://press.aboutamazon.com/news-releases/news-release-details/aws-and-fox-team-reinvent-media-content-delivery>

33

まとめ



© 2022, Amazon Web Services, Inc. or its affiliates. All rights reserved. Amazon Confidential and Trademark

34

まとめ：マスター設備のクラウド化の利点

コスト削減

- 放送設備・施設の統廃合・共通化・効率化
- インフラコストのOpex (事業運営費) 化 (使った分だけ)
- オペレーション効率化による生産性の向上

新しいビジネスの創造

- チャンネル増減への柔軟な対応
- 新技術・フォーマットへの柔軟な対応
- 視聴者の嗜好の変化へ素早く対応する(新しい広告/視聴率)
- グローバルマーケットへの展開を加速



35

おわりに

AWSは、放送の公共性・社会的役割を強く認識しており、国内外における様々なメディア向けのサービスを含むこれまでの経験を最大限生かして、最新のクラウドテクノロジーを提供することにより、放送事業者を始めとする関係者の方々と力を合わせて、安全・信頼性の確保に十分配慮した、日本の公共的なメディアの継続的な発展に貢献していきたいと考えています



(15) 株式会社日本デジタル放送システムズ
へのヒアリング結果
(資料 10-3)

株式会社日本デジタル放送システムズ へのヒアリング結果

デジタル時代における放送制度の 在り方に関する検討会事務局

令和4年6月2日

1. 会社概要

1

(1) 設立経緯

関東広域民放五社の保有する500局にのぼるアナログテレビ送信所のアナログ周波数変更、デジタル化更新等の膨大な業務量を念頭に、放送用送信所の調査・建設・保守・監視ならびに廃止・撤去に関する業務、その他の無線設備の建設・保守に関する業務、放送・通信技術・無線設備に関する業務を営むために2001年1月に設立された。

(2) 主な出資者と出資割合

日本テレビ放送網株式会社(10.2%)
株式会社テレビ朝日ホールディングス(10.2%)
株式会社TBSホールディングス(10.2%)
株式会社テレビ東京(10.2%)
株式会社フジ・メディア・ホールディングス(10.2%)
田中電気株式会社(8.0%)、NEC ネットズエスアイ株式会社(6.0%)、電気興業株式会社(4.0%)
株式会社加藤電気工業所(4.0%)、住友電気工業株式会社(4.0%)、古河電気工業株式会社(4.0%)、
日本エレクトロニクスシステムズ株式会社(3.0%)

(3) 業務内容等

① 保守業務

- 契約者: 関東広域民放五社(当該年度の幹事会社との契約)
- 業務内容: 中継局固定局の監視業務、運営業務、点検および現地出向業務、その他

② 補修業務

- 契約者: 関東広域民放五社(当該局所の幹事会社との契約)
- 業務内容: 補修計画に基づく設備および局舎の補修、計画外で対応を要する補修

③ 更新業務

- 契約者: 関東広域民放五社(当該局所の幹事会社との契約)、あるいは、県域局等との単発個別更新契約
- 業務内容: 設備更新計画の策定、設備設計、[参考](#) 135 工事

2. 保守等業務に係る課題

2

	保守業務	補修業務	更新業務
人材確保や機器調達の困難性	<ul style="list-style-type: none"> ・第一級陸上無線技術士等の資格を有する人材の確保が非常に困難。 ・製造メーカー等の調達先が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線技術士資格および工事の主任技術者資格を併せ持つ人材の確保が困難。 ・補修業者等の発注先が減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線技術士資格および工事の主任技術者資格を併せ持つ人材の確保が困難。 ・送受信機用半導体の入手が難しくなっている。 ・製造メーカーの減少。
設備仕様の違い	<ul style="list-style-type: none"> ・局所ごとにメーカーあるいは年式、出力等の仕様違いがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・局所ごとにメーカーあるいは年式、出力等の仕様違いがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東広域民放五社により装置仕様が統一されているため放送局ごとの要求仕様に違いはない。
各放送事業者からの要求の違い	<ul style="list-style-type: none"> ・関東広域民放五社と当社による会議で調整している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東広域民放五社と当社による会議で調整している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東広域民放五社と当社による会議で調整している。
収益性	<ul style="list-style-type: none"> ・低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低い。件数が増加すれば一定の収益性を確保可能。 <small>※なお、各年次の更新局数若しくは年次予算が均等になるよう関東広域民放五社と協議の上で中長期計画を立てているが、完全な平準化は困難。</small>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様、金額、実施時期等においてNHKおよび地域局との調整に難航することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様、金額、実施時期等においてNHKおよび地域局との調整に難航することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備切り替えに必要な共通放送休止時間の確保、調整が非常に困難。 ・仕様、金額、実施時期等においてNHKおよび地域局との調整に難航することがある。

3. 保守等業務以外の業務

3

(1) 保守等業務以外の業務の内容

過去、NHKのFM補完局建設、株式会社マルチメディア放送のマルチメディア放送用特定基地局送信設備に係る調査業務、関東広域民放五社のアナログ周波数変更対策工事業務、総務省の「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」における地デジの電波利用状況調査（一般社団法人放送サービス高度化推進協会から受託）、非常用空中線の輸入販売、人材派遣、等を請け負ったが、現時点で継続しているものはない。

2008～2013年には、北海道、秋田県等において100局あまりのデジタル局建設を請け負い、また、デジサポ業務の支援にも注力した。

(2) 保守等業務以外の業務を実施するに至った背景

- ・収益確保、あるいは、技能の維持向上、研修のため。
- ・更新業務の完全な平準化は難しいため、年間売上が減収となる年次もあり、そうした事態への対応として積極的に保守等業務以外の業務に取り組む方策が取られた事はある。

(1) 「共同利用型モデル」のメリットと課題

①メリット

弊社の事例においてメリットと考える点(但し、放送ネットワークインフラは関東広域民放五社の共有資産である点に留意)

- ・放送ネットワークインフラの運用・維持管理を効率的に実施。
- ・更新業務においては関東広域民放五社策定の装置標準仕様をもとに複数ベンダーに競争させコスト低減を実現。

②課題

放送ネットワークの保有を前提としたモデルでは、以下の課題があると思われる。

- ・民放のCMを含む停波事故のような場合の責任と賠償の考え方
- ・収益性の確保
- ・NHKと民放においては、放送法の「あまねく受信の義務」および「努力義務」に対して取り組み方の違いがあり、ネットワークおよび設備に関する経済合理性に課題があると考え。

(2) 保守等業務をハード事業者から請け負うこととなった場合の課題

中間業者の増加による現行の地上テレビジョン放送事業者にとっての費用増加、あるいは、保守業務が二次請けとなることによる弊社の収益性の低下が懸念される。

(3) ハード事業者の対象エリアの単位(全国単位、地域ブロック単位又は各放送対象地域単位)

ハード事業者の事業を想定するに、これまでの放送事業者による自己所有と維持に係るコスト以下に利用料を低減することが求められる中では、それなりの規模に基づくコスト削減効果が必須であり、また、強靱な耐災害性能を求められれば、その調達コストの高騰を招きかねず、事業性の確保は大変難しいのではないかと考える。

また、厳しい事業経営が求められるハード事業者が、設備の維持管理のためにかけられるコストは非常に限られると推測され、弊社のような保守業務の受託業者においては、関東および関西の広域圏以外では収益の確保は難しいと思われる。

(4) ハード事業者におけるガバナンスの確保

ハード事業者への出資者は複数社となることが想定されること、突出した一社による統治は望ましくないと考える。また、ソフト事業者となる地上テレビジョン放送事業者によるガバナンスも確保される必要があると考える。

5. その他意見

弊社の事業概要や課題、考えなどお聞きいただく機会を頂戴し、感謝申し上げます。

設立以来弊社は放送文化の一端を担う者であるとの自負のもと、責任をもってその任に当たってきた。主たる顧客である関東広域民放五社と密に連携し、安定した放送の継続に貢献をしていきたいと考えている。また、各社の効率的な人的物的リソースの活用や、経済的合理性の上でも有用性の高いスキームを構築してきた。

とは言え、今後も放送が情報通信分野において重要な役割を果たしていくためには、様々な変化が要求されるであろう事も認識している。変化に際しては、弊社を含め現在の放送ネットワークインフラに携わる大小の企業や団体が、その業態や規模等を変えていかななくてはならないかもしれない。

検討会においては、そうした多くの関連事業者の存在も十分考慮いただき、皆が賛同のできる放送の将来像を提示いただくようお願いする。

(16) 株式会社エフエム東京
(資料9-1)

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第9回）

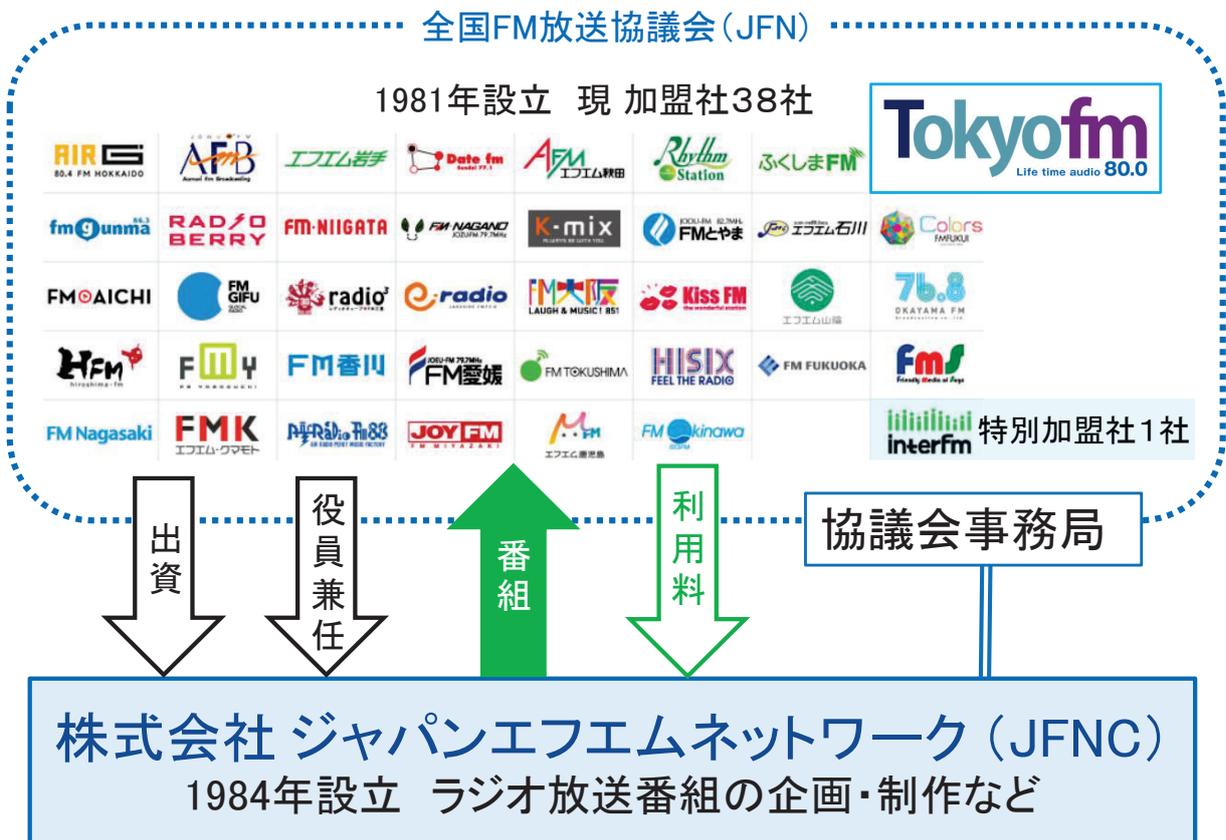
ご説明内容

- 1 TOKYO FMをキーステーションとする「全国FM放送協議会」とその中核会社である(株)ジャパンエフエムネットワークについて
- 2 要望
 - (1) マスメディア集中排除原則のラジオ特例について
 - (2) 中継局の維持更新コストについて
 - (3) 放送設備の共用化等に関連する制度について

2022年5月13日

株式会社エフエム東京

全国FM放送協議会と(株)ジャパンエフエムネットワーク



株式会社 ジャパンエフエムネットワーク (JFNC)

設立: 1984年5月

所在地: 東京都千代田区

資本金: 4億円

株主は協議会加盟38社

筆頭は(株)エフエム東京(40.45%)

関連会社: (株)InterFM897

・2020年9月に株式を取得

現在議決権の34.9%を保有

取締役会長

代表取締役社長

常務取締役

取締役 (18)

監査役

黒坂 修(エフエム東京 代表取締役社長)
(全国FM放送協議会 会長)

飯塚基弘(経営全般)(InterFM897代表取締役会長)

大内真人(全国FM放送協議会 事務局長)

石川知子(総務統括部長)

藤原康輔(コンテンツ局長)(InterFM897常務取締役)

井熊正浩(静岡エフエム放送 代表取締役社長)

小川 聡(エフエム東京 取締役)

小川正則(エフエム佐賀 代表取締役社長)

小田桐和久(エフエム仙台 代表取締役社長)

加藤義智(エフエム愛知 代表取締役社長)

唐島夏生(エフエム東京 代表取締役会長)

桑嶋誠一(エフエム山形 代表取締役社長)

塚越正弘(エフエム群馬 代表取締役社長)

土屋敦司(エフエム北海道 代表取締役社長)

長濱弘真(エフエム沖縄 代表取締役社長)

西川 守(エフエム東京 取締役相談役)

西山 勝(エフエム大阪 代表取締役社長)

光富 彰(エフエム福岡 代表取締役社長)

山口真司(広島エフエム放送 代表取締役社長)

横山 剛(兵庫エフエム放送 代表取締役社長)

吉村直樹(富山エフエム放送 代表取締役社長)

倉渕秀俊(エフエム愛媛 代表取締役社長)

田中 竜(エフエム大分 代表取締役社長)

Tokyofm

2

全国FM放送協議会加盟局の放送番組

1 TOKYO FM制作番組(広告付) 全放送時間の25%程度

2 JFNC制作番組 全放送時間の2%~61%程度

- ①リアルタイムでネットして放送 ※ > 一部広告付
- ②事前収録した番組(長さは多様) ※
- ③東京以外向けの定時ニュース(生放送)

※)地方の観光地や名産品、イベント、お祭り等を発信するものもあり、

各地に出向いて公開放送を実施することもある

使用料は、基本的に、使う番組数でなく、各社の放送収入に応じて決定(月額)

3 自社制作番組 全放送時間の12~73%程度

各局は、1・2・3を組み合わせて自由度が高い番組編成を行うことが可能

Tokyofm

JFNCが直面しているマスメディア集中排除原則上の制約

マス排省令(平成27年総務省令第26号)の、次の条項に該当すると「支配」

- ・第5条第1項 議決権の保有: 10分の1超
- ・第6条 取締役兼任: 5分の1超
- ・第7条 代表・常勤の取締役が、放送事業者の代表・常勤の取締役を兼任

JFNCはFM3局を既に「支配」。ラジオ特例は4系統までなので、残り1

1. (株)InterFM897

JFNCが(株)InterFM897の議決権の34.9%を保有(10分の1超⇒第5条第1項に該当)

JFNC代表取締役社長が(株)InterFM897代表取締役会長を兼任(第7条に該当)

JFNCの常勤の取締役が(株)InterFM897常務取締役(常勤)を兼任(第7条に該当)

2. (株)エフエム東京

JFNC取締役のうち4名が(株)エフエム東京取締役

(株)エフエム東京の取締役は12名なので、4名はその3分の1(5分の1超⇒第6条に該当)

3. (株)エフエム北海道

JFNC取締役のうち1名が(株)エフエム北海道取締役

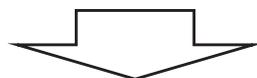
(株)エフエム北海道の取締役は4名なので、1名はその4分の1(5分の1超⇒第6条に該当)

要望(1) マスメディア集中排除原則のラジオ特例について

- ・ JFNC取締役がもともと所属しているFM局が、今後取締役数を4名以下に減らすと、自動的に、JFNCがそのFM局を「支配」していることになる
現在、JFNC取締役を兼任する社長の所属先1局の取締役数が5

- ・ (フジ・メディア・ホールディングス同様、)今後の経済状況次第で、協議会に加盟するFM局の株主が株式を手放すこととなった場合、その引き受けが必要となる

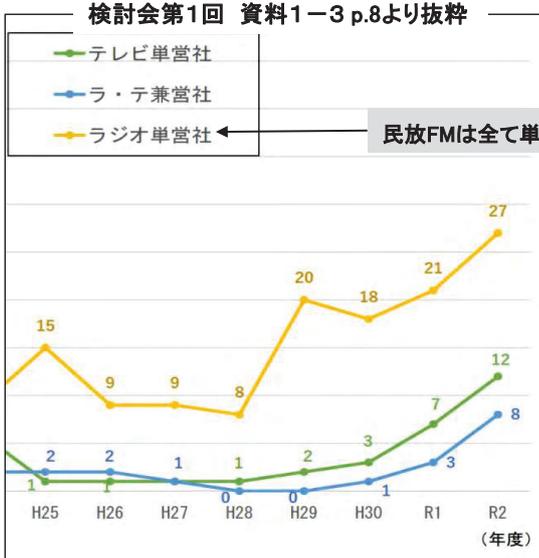
JFNCも引き受け手となる選択肢を持ちたい



JFNCの経営上の選択肢を増やすため、異なる放送対象地域について、ラジオ特例の上限を緩和して頂きたい

民放ラジオ放送事業者の経営状況について(最近の状況)

赤字社数の推移(地上テレビ・ラジオ事業者)

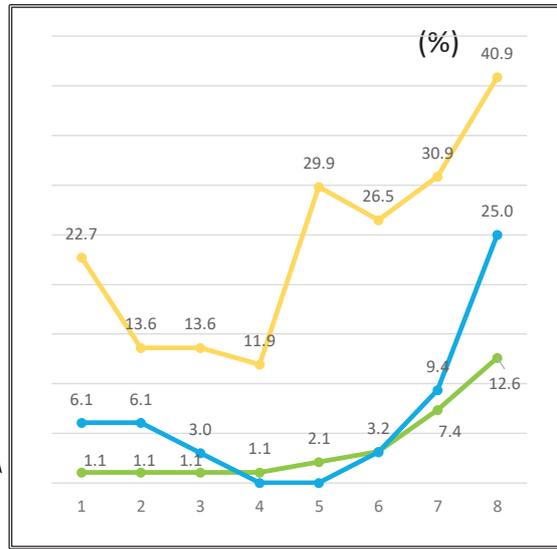


	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
テレビ単営社数	94	94	94	94	94	95	95	95
ラ・テ兼営社数	33	33	33	33	33	32	32	32
ラジオ単営社数	66	66	66	67	67	68	68	66

総務省:各年度の「民間放送事業者の収支状況」より

Tokyofm

赤字社率(%)の推移(地上テレビ・ラジオ事業者)



令和2年度、ラジオ単営社の40%が赤字

令和2年6月末にFM2局が閉局(RadioNEOとFM PORT)

分子
赤字社数
が全社数
に占める
%を算出

分母

6

民放ラジオ放送事業者の経営状況について(今後の予測)

検討会第4回 資料4-4 p.4

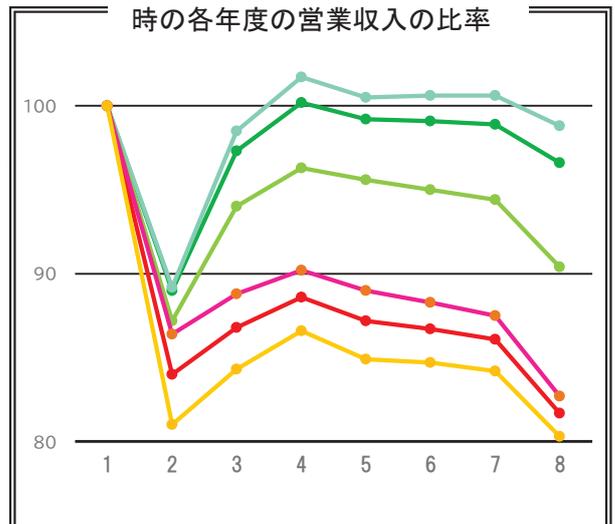
図表4. テレビ、ラジオ営業収入年度別伸び率予測 (2021-2030年度)

年度		実績	予測					
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2030
地上テレビ	前年度比増減率:%	-11.3	9.5	3.0	-1.0	-0.1	-0.2	-0.5
	比率(2019=100.0)	89.0	97.3	100.2	99.2	99.1	98.9	96.6
東阪名	前年度比増減率:%	-10.8	10.4	3.3	-1.2	0.0	0.0	-0.4
	比率(2019=100.0)	89.2	98.5	101.7	100.5	100.6	100.6	98.8
ローカル	前年度比増減率:%	-12.8	7.8	2.4	-0.7	-0.6	-0.6	-0.9
	比率(2019=100.0)	87.2	94.0	96.3	95.6	95.0	94.4	90.4
ラジオ	前年度比増減率:%	-16.0	3.3	2.0	-1.6	-0.6	-0.8	-1.0
	比率(2019=100.0)	84.0	86.8	88.6	87.2	86.7	86.1	81.7
中短波	前年度比増減率:%	-13.6	2.8	1.5	-1.3	-0.8	-0.9	-1.1
	比率(2019=100.0)	86.4	88.8	90.2	89.0	88.3	87.5	82.7
FM	前年度比増減率:%	-19.0	4.1	2.7	-2.0	-0.2	-0.6	-0.9
	比率(2019=100.0)	81.0	84.3	86.6	84.9	84.7	84.2	80.3

*1. 2021年度は収益認識会計基準を適用しないベース。

出典:民放連研究所「民放経営四季報」No.134(2021年12月)

2019年度営業収入=100.0とした時の各年度の営業収入の比率



カラー部分をグラフ化

ラジオは、地上テレビよりも回復力が弱いと予測されている

Tokyofm

要望(2) 中継局の維持更新コストについて

全国FM放送協議会加盟社に対するアンケートにおいて、回答社の半数が、中継局の維持更新コストを負担に感じていると回答



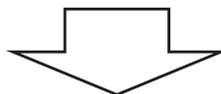
検討会第8回で飯塚構成員が説明された課題 [資料8-6] p.12

放送法改正(難視聴解消に係るNHKの民放への協力努力義務)を見据え、ミニサテ部分の一定割合については、NHKが受信料によって放送を地域に届ける共通インフラに係るコスト(放送業界全体としての共通コスト)を負担するスキーム

を検討される際は、民放FMラジオ放送事業者の中継局も対象として頂きたい

要望(3) 放送設備の共用化等に関連する制度について

全国FM放送協議会加盟社に対するアンケートにおいて、6社が、放送設備の共用化に関心を表明



4月以降の主な検討事項【論点4】

放送設備の共用化や「共同利用型モデル」を受けた認定・免許、安全・信頼性基準等の制度の在り方

を見直す際は、FMラジオ放送も考慮に入れて頂きたい

(17) 一般社団法人日本新聞協会
(資料5-1)

デジタル時代における 放送制度の在り方に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

一般社団法人 日本新聞協会

1

はじめに

- フェイクニュース・偽情報の拡散やフィルターバブル、エコーチェンバーなどインターネット上の情報空間の「負」の側面が顕在化しています。健全な民主主義社会には事実に基づく情報は欠かせず、正確で信頼できる情報の価値はより重要になっています。
- 国民・視聴者の「知る権利」に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与してきた放送の「二元体制」が今後も続き、協調や協力が進むことが望ましいと考えます。デジタル時代におけるNHKの在り方は重要な論点です。
- NHKのネット業務は受信料を原資にした「放送の補完」であり、その拡大は民間メディアの事業に影響を与えかねません。「三位一体改革」推進が必要であり、国民・視聴者の理解が不可欠です。国民的な議論の出発点として、NHKは自ら改革のグランドデザインを示すべきです。本検討会には、改革が着実に進展されるよう継続的な検討をお願いします。

一般社団法人 日本新聞協会

2

【論点1】 デジタル時代における放送の意義・役割

- 取材に基づき報道活動を行う新聞・通信社や放送事業者に期待される役割は大きくなっています。確かな情報を国民・視聴者に広くあまねく届けるという、社会的基盤としての放送の役割はより重要性を増しています。
- 地域に密着した多くの放送事業者の不断の努力で、放送法が求める多元性・多様性・地域性が確保されてきました。今後多様な言論を通じた民主主義の維持・発展が実現されるため、二元体制の下で放送制度が維持・発展されることが望ましいと考えます。

【論点2】 放送ネットワークインフラの将来像

- 難視聴地域での放送ネットワークインフラの維持は、民主主義の基盤を維持していくために重要なテーマです。民放とNHKの協力が不可欠です。
- 国民・視聴者に及ぼす影響への配慮とともに、事業者側の視点に立った議論も重要です。地域特性や経済合理性などのバランスを意識した制度設計が欠かせません。インフラ整備に向けては公正競争の視点も必要です。
- ブロードバンド代替に向けた検討では、ネットワークインフラ整備とインターネット配信を分けて考える必要があります。

【論点3】放送コンテンツのインターネット配信の在り方

- 民放事業者によるネット活用は、各社の経営の自主性が尊重されるべきです。NHKのネット業務は「放送の補完」であり、極めて抑制的に運用すべきです。
- 「社会実証」は、詳細な実施要項を明らかにし、得られた知見やデータを広く還元するべきです。受信料制度との整合性などを丁寧に説明し、国民の理解を得るよう努めるべきです。
- 「理解増進情報」は、その在り方を根本的に改め限定的にすべきです。放送コンテンツをネットで視聴できる環境ができる一方で、これまで同様に発信し続けることは妥当でしょうか。本検討会には、「放送の補完」として真に必要な業務について、ゼロベースでの検証をお願いします。
- ニュースプラットフォームとの結びつきを強め、コンテンツ配信を強化することも慎重であるべきです。既に報道機関とプラットフォーム事業者で公正な競争基盤が確保されていない課題が顕在化しています。受信料という安定財源があり、採算性を考慮せずに参入できるNHKがプラットフォームに無制限にコンテンツを提供すれば、市場のバランスが大きく崩れかねません。

一般社団法人 日本新聞協会

5

【論点4】デジタル時代における放送制度の在り方

- 放送制度の在り方については、民放事業者の経営の選択肢を広げ、経営基盤の強化につながる方向で検討することが望ましいと考えます。個別社の意見を丁寧に聞き、できる限り反映させていく作業が欠かせません。
- NHKのネット活用業務の「法的位置付け」の論点に関し、一部有識者から常時同時配信の本来業務化について言及がありましたが、「三位一体改革」が十分に進んでいない現状では、議論する段階にないと考えます。

一般社団法人 日本新聞協会

6

表現規制に対する懸念

- これまでの本検討会のヒアリングで、放送を介した情報流通に関する政策上の積極的な取り組みについての説明がありました。アテンション・エコノミーに起因するネット上の言論空間の歪みに対処するための試論だと理解しており、危機意識は共有します。
- 他方、それが放送事業者や、新聞・通信社等を含めたメディアへの規制として具体化されることには反対します。過度な法的規制の導入は「表現の自由」を棄損しかねず、慎重であるべきです。
- 政策上の取り組みを「介入」とする表現が見られましたが、容易に誤解・歪曲されて国家権力によるメディア規制につながりかねないものだと解釈される恐れがあります。本検討会においては、繊細な議論がなされるよう求めます。

一般社団法人 日本新聞協会

7

おわりに

- デジタル化が進む中、将来を見据えた放送制度の在り方は、今後の情報空間や民主主義にとって、重要な論点です。放送が国民の「知る権利」に応え、民主主義社会の基盤という役割を維持・発展させていくための議論を期待します。
- デジタル時代への対応には迅速さも求められますが、拙速に置き換わってしまえば健全な民主主義や言論の自由を揺るがしかねません。本検討会には、放送の二元体制が半世紀を超えて担ってきた大切な役割を再認識しながら、議論を進めることを求めます。

一般社団法人 日本新聞協会

8